

平成 28 年 3 月会議

津幡町議会会議録

平成28年 3 月 4 日再開

平成28年 3 月14日散会

津 幡 町 議 会

平成28年津幡町議会 3 月会議会議録 目 次

第1号（3月4日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	3
1. 再開・開議（午前10時00分）	4
1. 会議期間の報告	4
1. 議事日程の報告	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 諸般の報告	4
1. 議案上程（議案第4号～議案第45号）	4
1. 散 会（午前11時42分）	21

第2号（3月7日）

1. 出席議員、欠席議員	23
1. 説明のため出席した者	23
1. 職務のため出席した事務局職員	23
1. 議事日程（第2号）	24
1. 本日の会議に付した事件	24
1. 開 議（午前10時00分）	25
1. 議事日程の報告	25
1. 会議時間の延長	25
1. 議案上程（議案第4号～議案第45号）	25
1. 議案に対する質疑	25
1. 委員会付託	25
1. 町政一般質問	25
10番 塩谷道子議員	25
5番 西村 稔議員	32
1番 森川 章議員	37
7番 森山時夫議員	42
1. 休 憩（午前11時51分）	46
1. 再 開（午後1時00分）	46
1. 発言の訂正	46
1. 町政一般質問	47
9番 酒井義光議員	47
3番 井上新太郎議員	50
8番 角井外喜雄議員	53

6 番 荒井 克議員	57
1. 休 憩 (午後 2 時27分)	61
1. 再 開 (午後 2 時45分)	62
4 番 八十嶋孝司議員	62
2 番 竹内竜也議員	65
13番 道下政博議員	72
1. 散 会 (午後 4 時21分)	81
第 3 号 (3 月14日)	
1. 出席議員、欠席議員	83
1. 説明のため出席した者	83
1. 職務のため出席した事務局職員	83
1. 議事日程 (第 3 号)	84
1. 議事日程 (第 3 号の 2)	84
1. 本日の会議に付した事件	84
1. 開 議 (午後 1 時30分)	85
1. 議事日程の報告	85
1. 会議時間の延長	85
1. 議案等上程 (議案第 4 号～議案第45号、請願第 1 号～請願第 7 号、陳情第 1 号、 請願第16号～請願第17号 (継続))	85
1. 委員長報告	85
1. 委員長報告に対する質疑	90
1. 討 論	90
1. 採 決	104
1. 休 憩 (午後 3 時24分)	109
1. 再 開 (午後 3 時40分)	109
1. 同意上程 (同意第 1 号～同意第 2 号)	109
1. 質疑・討論の省略	110
1. 採 決	110
1. 議会議案上程 (議会議案第 1 号～議会議案第 2 号)	111
1. 質 疑	111
1. 討 論	112
1. 採 決	112
1. 休 憩 (午後 3 時51分)	112
1. 再 開 (午後 3 時52分)	112
1. 議会議案上程 (議会議案第 3 号～議会議案第 6 号)	112
1. 提案理由・質疑・討論の省略	113
1. 採 決	113
1. あいさつ	114
1. 閉議・散会 (午後 4 時04分)	115
1. 署名議員	116

平成28年 3 月 4 日（金）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	酒 井 義 光
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	8 番	角 井 外喜雄
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	石 庫 要
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	納 口 達 也
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	岡 田 一 博
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	小 倉 一 郎
社会福祉課長	田 中 京 子	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	太 田 和 夫	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	榊 田 和 男	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	河 上 孝 光	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	八 田 信 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長	竹 本 信 幸
教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	吉 田 二 郎
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議会事務局長補佐	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
情報推進係長	管 田 邦 雄	監 理 課 主 査	河 島 敬

○議事日程（第 1 号）

平成28年 3 月 4 日（金）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第 4 号～議案第45号）

- 議案第 4 号 平成28年度津幡町一般会計予算
- 議案第 5 号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 6 号 平成28年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 8 号 平成28年度津幡町介護保険特別会計予算
- 議案第 9 号 平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第10号 平成28年度津幡町バス事業特別会計予算
- 議案第11号 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算
- 議案第12号 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計予算
- 議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算
- 議案第14号 平成28年度津幡町水道事業会計予算
- 議案第15号 平成28年度津幡町下水道事業会計予算
- 議案第16号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第17号 平成27年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第18号 平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第19号 平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第20号 平成27年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 議案第21号 平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第22号 平成27年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第23号 平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第24号 平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第25号 平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 議案第26号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第27号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第28号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 議案第29号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第30号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

- 議案第31号 津幡町行政不服審査条例について
- 議案第32号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 議案第33号 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例について
- 議案第34号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 津幡町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について
- 議案第36号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第37号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第38号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第39号 津幡町ふるさと・水と土環境保全推進基金条例の廃止について
- 議案第40号 第5次津幡町総合計画基本構想について
- 議案第41号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第42号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第43号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第44号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更について
- 議案第45号 金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○向 正則議長 ただいまから、平成28年津幡町議会 3 月会議を再開いたします。

本日の出席議員数は、定数16人中、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○向 正則議長 本日再開の 3 月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から 3 月14日までの11日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議録署名議員の指名＞

○向 正則議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本 3 月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第127条の規定により、議長において16 番 河上孝夫議員、1 番 森川 章議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○向 正則議長 日程第 2 諸般の報告をいたします。

本 3 月会議に説明のため、地方自治法第121条第 1 項の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した請願第 1 号から請願第 7 号までおよび陳情第 1 号は、津幡町議会会議規則第91条、第92条および第95条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。

次に、監査委員から地方自治法第235条の 2 第 3 項の規定による平成27年12月分および平成28 年 1 月分に関する例月出納検査ならびに地方自治法第199条第 9 項の規定による平成27年度随時監査としての工事監査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○向 正則議長 日程第 3 議案上程の件を議題とし、議案第 4 号から議案第45号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 おはようございます。

本日ここに、平成28年津幡町議会3月会議が開かれるに当たり、まず町政運営および予算編成の基本方針ならびに重点施策等について申し上げますとともに、提案いたしました平成28年度一般会計ほか各会計の当初予算、その他の諸議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

本町は石川県のほぼ中央部に位置し、古来より加賀、能登、越中の三国を結ぶ交通の要衝として栄えてまいりました。そして、昨年3月14日、北陸新幹線の金沢開業で首都圏とも直結したことにより本町の交通アクセスの優位性はますます高まり、町勢発展の可能性がさらに広がったものと思っていますところでございます。すでに北陸新幹線を利用して東京や沿線都市を訪れ、新幹線の利便性を実感された方々も多いのではないのでしょうか。北陸新幹線の開業にあわせ再整備した新幹線の見える丘公園は、本町の新名所としてにぎわい、幼稚園や保育園、そして小学校の遠足の中継地としても利用していただき、新幹線の通過時は子どもたちの歓声を上げる姿が見受けられます。また、大手旅行会社のガイドブックにも沿線随一の新幹線ビュースポットとして大きく掲載されたこともあり、全国的に広く知れわたりました。さらに、I R津幡駅から浅谷地内を経由し、新幹線の見える丘公園までのコースが新日本歩く道紀行100選に選定され、にぎわいの継続が期待されます。

北陸新幹線と同時に、並行在来線を引き継ぐ第3セクターとして開業したI Rいしかわ鉄道株式会社も間もなく1周年を迎えます。I Rは他社路線とまたがることで初乗り運賃が二重にかかり、割高となる場合があることから、その負担を軽減するため、一部区間に乗り継ぎ割引が設定されております。このようなこともあり、私は開業以来の利用者数の推移を注視しておりますが、今年度の上半期は定期利用者および定期外利用者とも前回の平成24年度旅客流動調査時と比較して増加しているということでございます。特に定期外利用者については新幹線開業により増加したと考えられ、一定の新幹線効果があらわれていると思います。下半期につきましても現在のところ好調を維持しているようでございます。なお、I Rいしかわ鉄道開業1周年記念イベントが3月12日と13日の両日に予定されており、12日の津幡駅での開業1周年セレモニーはI Rいしかわ鉄道が主体となり、本町と共同で実施することとなっております。セレモニーの後は記念もちつきや特産品の展示即売など、町内各団体による多彩な催しが繰り広げられる予定でございます。また、13日は倶利伽羅駅で地区振興会が主体となり、開業1周年をお祝いする予定と伺っております。道の駅、倶利伽羅源平の郷でも倶利伽羅塾の宿泊客が前年と比較して増加しております。最新の2月末比較では、宿泊客約1,500人の増加、売店の売上額も約524万円の増加となっております。宿泊者アンケートからも「北陸新幹線金沢開業がきっかけとなった」と答えた人が全体の34パーセントに上っております。また、町内の民間宿泊施設でも利用者が増加していると伺っております。

さらに、交流人口のより一層の拡大を図るため、県森林公園の森林セラピー基地とも一層の連携を図りたいと考えております。森林セラピー利用者拡大のため、森林セラピープラスおよびアクトに加え、昨年は森林セラピーユアーズが新設されました。これは、健康チェック、森林安息（フォレストレスト）、セラピーウオークなどの基本プログラムにセラピーランチがチョイスできる個別対応型のプログラムであります。今後も大いにPRし、町内外の多くの方々に体験していただきたいと考えております。

さて、昨年からことしにかけての本町は冬型の気圧配置が長続きせず、降雪量も比較的少なく暖冬であったと思います。町道の除雪作業につきましては、山間部での除雪はきのうまでに18回

を数えておりますが、町内全域での一斉除雪は1月の1回のみとなっております。特に1月24日から25日にかけて県内では能登地区を中心に大雪となり、JR七尾線が運休するなど、交通機関にも影響を与えました。本町にも大雪警報が発令され、25日朝の積雪量は役場で17センチメートル、河合谷ふれあいセンターで20センチメートル、倶利伽羅地内で21センチメートルとなり、町内一斉除雪を実施いたしましたところでございます。

また、この1月25日から、本町では町民サービスの向上を図るため、マイナンバーカードを利用して全国の手続きコンビニエンスストアに設置してある多機能端末機で住民票の写しや戸籍謄本などの証明書を取得できる証明書コンビニ交付サービスを開始いたしました。このサービスは県内初の取り組みであり、開始に当たり、役場に近接したファミリーマート津幡加賀爪店に向議会議長を初め、ファミリーマートおよびシステム構築の関係者らが出席し、オープニングセレモニーを行っております。私も実際に多機能端末機のタッチパネルを操作し、証明書の交付を体験しましたが、思ったよりも簡単であり、これなら休日や早朝、夜間でも、役場が開いていないときでもサービスが受けられ、大変に便利なものになると実感したところでございます。

さて、総務省の連携中枢都市圏構想に基づく石川中央都市圏ビジョンが本町と金沢市、白山市、かほく市、野々市市、内灘町とで協議を進め、本議会の議決を経て連携協約を締結する運びとなりました。将来像といたしまして、「都市と自然、仕事と生活が調和する「住みやすさ」日本一の圏域、交流と連携により、すべての人が輝き続ける石川中央都市圏」を掲げております。連携協約全体の方針性として、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上などを図ります。具体的には、石川中央都市圏ビジョン懇談会の設置、産学官連携に向けた連絡体制の強化、公立病院や救急体制の高度化促進、管外保育や子育てアプリの広域運用、文化施設間の連携、子ども交流など住民同士の交流事業の支援など、多くの連携事業を推進し、進捗管理も実施してまいります。人口減少、少子高齢社会にあっても、活力ある地域経済を維持し、住民が安心して快適な暮らしを営むための圏域形成には大きな意義があると考えているところでございます。

昨年10月に取りまとめ、発表いたしました津幡町人口ビジョンでは、西暦2060年の目標人口を3万5,800人と設定しました。本町では、少子高齢化の傾向は認められるものの、県や国と比較しますと緩やかに推移しております。町のにぎわいと活力を維持し、持続可能で安全、安心な地域社会の実現を目指すため、出生率の改善に向けた取り組みと定住、移住の施策を積極的に展開してまいります。県は昨年10月に実施いたしました国勢調査速報を2月2日に発表いたしました。その内容は、県人口では前回調査と比較し1万5,000人余りの減少となり、2005年の調査以来3回連続で減少となっております。本町では前回調査に比較して42人の増加となりました。微増ではありますが、人口の増加は元気な町つばたに希望をつなげる結果と考えております。

それでは、町政運営の基本方針について述べさせていただきます。

私は、これまで一貫して2つの基本的考え方、方針によって町政運営を推し進めてまいりました。そのことは変わることなく、引き続き推進していきたいと考えております。

1つ目は、当然に行うべき現状の福祉施策などの行政サービスを着実に実行し、かつ前進させることでございます。

もう1つは、現状の行政サービスと並行して津幡町の30年先、50年先の未来に、言いかえれば、私たちの孫、その子の時代に夢と希望が持てるような施策を剛毅果断に着手することです。

す。この方針を基本に、引き続き具体的な施策を展開してまいりたいと思っております。

具体的施策の1つ目の大きな柱は、安全、安心なまちづくりでございます。

これにつきましては、私が町長就任当初から町民の皆さまに申し上げてきたことでございます。これまで、デジタル防災行政無線の整備、土砂災害や洪水ハザードマップの作成、防災ハンドブックの作成など、防災情報の発信に努めるとともに、災害備蓄品の充実、遠方自治体や民間企業との災害時における応援や支援協定締結など、防災、減災対策に努めてまいりました。いざというときに速やかにこれらの対策が機能するよう、日ごろから啓発や訓練などを実施してまいりたいと考えております。避難所となる小学校、中学校の耐震化につきましても平成27年度事業で完了しており、子どもたちが安全で安心して学校生活を過ごせるよう、今後も教育環境の整備を進める一方、災害時における児童生徒の安全確保に万全を期したいと考えております。また、道路につきましても、引き続き主要な道路の整備や橋梁の耐震化、長寿命化を図ってまいります。東日本大震災は予測をはるかに超える未曾有の大災害であり、自然災害の怖さを改めて知らされる衝撃的な災害であったと同時に、今後の防災計画のあり方に大きな教訓ともなりました。町民の安全、安心なまちづくりに対する関心はますます高まっており、被害を最小限に抑えるためには自助、共助、公助それぞれが災害対応力を高め、そして連携することも必要であると考えております。区や町内会など、地域住民の方々が意見を出し合って効果的な地域の防災マップをみずから作成し、早目の避難体制や避難行動要支援者対策などを検討することも有効な手段の一つだと考えており、その支援を行うための制度の活用を推進したいと思っております。あわせて、高齢者や障害者の方など、自力で避難することが困難な方に対しましては、地域が一体となって災害時に素早く安全に避難が行われる体制も整えてまいりたいと考えております。

具体的な施策のもう1つの大きな柱は、住んでよかったと実感できるまちづくり、地域づくりでございます。

医療や福祉施策では、子ども医療費助成の対象年齢拡充や国の制度に先駆けた町単独による予防接種への助成制度の充実を図ってまいりました。保育では町内の私立保育園の協力のもと、病後児保育の受け入れ体制を整え、さらに緊急性の高い病児保育についても金沢医科大学病院の協力により対応することができました。また、学童保育では入所希望者の増加に対応するとともに、新設整備も行います。さらに、開所時間延長に係る運営支援などをするなど、子育て支援の拡充を図ってまいります。また、ひとり暮らしの高齢者の方や買い物に不便を感じている方々に対しまして平成25年度から国の補助事業を活用し、移動販売サービス支援を開始運用しておりましたが、補助事業が平成27年度で終了いたしました。しかしながらそのニーズは非常に高く、町単独で補助し、継続することとしております。なお、障害者や支援を必要とする高齢者など、車の運転ができない方の移動手段の確保として、外出支援にも取り組んでおります。今後も、子どもから高齢者までのライフステージに応じた相談や支援ができる体制、地域で支え合う体制を構築してまいりたいと考えております。公立病院である河北中央病院は、病院改革プランを基本に施設設備の整備や診療体制など、抜本的な運営改革を進めております。地域医療の核となる病院として、医療検査機器等を充実させ、質の高い医療の提供と地域の医療や介護も支える病院としての体制を整えるとともに、経営の健全化にも努めていきたいと考えております。

北陸新幹線の開業にあわせ、津幡駅前広場の駐車場や駐輪場のリニューアル、そして津幡駅のバリアフリー化を実施いたしました。I R いしかわ鉄道となりましても、快適に通勤、通学等し

ていただけるよう、接続するＪＲ七尾線の中津幡駅トイレや本津幡駅の駐車場、さらに能瀬駅周辺の整備も行ってまいりました。また、先ほども申し上げましたが、旭山２号公園を整備した新幹線の見える丘公園は人気スポットとなっております。町民の皆さまからご要望のある津幡駅東口の整備や倶利伽羅地区での新駅の設置につきましても、定住促進、企業誘致、観光振興や通勤、通学の利便性など、本町の将来にも大きく寄与できるとともに、本町にとって希望ある未来の第一歩ともなると考えております。財源等の課題もあり、町が単独でできるものではございませんが、関係機関にも働きかけるとともに調整を行い、早急に取り組むための基礎調査に着手いたします。

体験型観光交流公園につきましては、農業振興を図る交流拠点として、生産、普及、展示、農業体験、レクリエーションなどの機能を有し、農業振興とあわせ交流機会の確保など、観光資源としても整備するものでございます。周辺には津幡運動公園、道の駅、倶利伽羅塾、倶利伽羅不動寺西の坊鳳凰殿があり、有力な集客観光ゾーンとなるものでもございます。３期１７年という長期間の計画をしておりますが、まずは１期５年間の計画を実行に移し、希望と夢の持てる、そして将来の津幡町の名所ともなるよう、その第一歩として道路の調査、設計に着手することとしております。

また、屋内温水プールにつきましては、第４次津幡町総合計画の策定時に行った町民アンケートで最も要望が多かった施設でございます。就任以来、温水プールの建設に係る財源はもとより、その熱源、規模、場所、さらには複合的施設の可能性、民間活用など、あらゆる角度から調査研究を行ってまいりました。第５次津幡町総合計画期間中に実現を目指しております。

そのほか、森林セラピー基地に認定されました石川県森林公園は、津幡町の大事な観光資源でもあり、より一層の活性化を推進するため、バリエーションあふれる森林セラピープログラムも用意されております。今後も森林公園の活性化を管理者の石川県と連携して推進してまいりたいと考えております。

科学のまちづくりは、子どもたちが科学に興味を持ち、自然現象の不思議を発見し、観察、実験して、考える力をはぐくむための事業でございます。ふれあい広場をリニューアルオープンし、屋外で不思議を発見できる科学の小径として再整備し、近接地では子どもたちが科学の楽しさを気軽に体験できるまちなか科学館を開設いたしました。

また、子どもから大人まで自分の生まれ育った地域の歴史を学び、郷土について再発見していただく場として、また津幡町の歴史の情報発信施設として津幡ふるさと歴史館が今春、開館いたします。これらの施設と文化財等を周遊することにより相乗効果も期待され、町なかのにぎわいを取り戻したいとも考えているところでございます。

さて、平成２５年１０月にスタートさせた定住促進対策でございますが、本年２月末で住宅取得等奨励金に係る申し込みは３５０件、そのうち町外からの申請は約１５０件でございます。結婚祝い金の申請は２５２件で、そのうち夫婦の両方またはいずれかが町外である件数は２１９件であります。この定住促進対策は現在のところ、その目的の一つでもある人口流失の歯どめにもなっていると確信をしているところでございます。町ではさらに、少子化の要因にもなっております晩婚化や未婚化の進行を踏まえ、結婚を望む独身者の出会いの場を創出するため、その事業を行う団体を支援する婚活支援事業にも取り組んでおり、引き続きより一層事業の推進を図ってまいります。

これまで実施してきました施策を礎として、さらに力強く町を飛躍させるため、昨年より第５

次津幡町総合計画の策定に取り組んでまいりました。これは、今後10年間のまちづくりの指針となるものであり、基本構想につきまして本議会の議決を経て、新年度よりスタートさせたいと考えております。総合計画の大綱では、将来像として「住んでみたい、ずっと住みたいふるさとつばた」を掲げ、「快適で安全・安心を実感できるまち」、「地域の魅力を磨き交流と活力が生まれるまち」、「笑顔があふれ誰もが元気に暮らせるまち」、「未来を見つめみんなで学び成長するまち」、そして「ともに支え絆を深めるまち」、この5つを基本目標としております。

具体的な主な取り組みといたしまして、防災・減災基盤の充実のため、震災時に対策本部となる役場庁舎耐震化のための大規模改修や消防庁舎および地区コミュニティ消防センターの改修、整備を図ります。

また、公共施設や観光施設などにおける公衆無線LANの整備充実を目指します。

交通安全対策の充実のため、路面標示による自転車走行指導帯と歩行者通行帯の整備を推進いたします。

公共交通の利便性向上と利用促進のため、津幡駅と倶利伽羅駅の間に新たな駅の整備と津幡駅東口の整備を推進いたします。

豊かな自然、里山環境の活用のため、森林セラピー基地やMISIAの森など、石川県森林公園を中心とした自然の有効活用を推進いたします。

歴史文化伝承施設の活用のため、津幡ふるさと歴史館を拠点とした事業の展開を図ります。

観光・交流拠点の整備、充実と観光資源の掘り起こしと磨き上げの推進のため、体験型観光交流公園の整備と県森林公園や倶利伽羅峠一帯などの施設の整備、充実を推進します。

農林業の振興のため、農産物などを活用した6次産業化による付加価値の向上と魅力ある農業の実現およびマコモ、おまん小豆、ヤーコン、アンズなどの特産品づくりや販売の促進を図ります。

商工業の振興のため、商工業や金融機関と連携した中小企業の経営支援および新製品の開発、新たな市場開拓への支援を推進いたします。

結婚、妊娠、出産しやすい環境の充実のため、婚活イベントへの支援や婚活セミナーなどの開催、不妊不育治療への助成や出産祝商品券の贈呈および妊娠、出産に関する相談体制の充実を図ります。

子育て支援の充実のため、子どもやひとり親家庭などに対する医療費の助成、多子世帯に対する保育料軽減および病児保育体制、短期入所生活援助事業の整備を推進いたします。

地域福祉の充実のため、地域包括ケアシステムの構築推進や地域の人的資源を活用した住民主体の地区社会福祉協議会の創設および普及を図ります。

高齢者福祉の充実として、認知症の状態に応じたケアや日常の療養支援、急変時の対応などの医療と介護サービスの提供体制および介護が必要になっても住み続けられる仕組みづくりを推進いたします。

障害者福祉の充実として福祉教育や広報、啓発の推進、福祉サービスや相談体制の充実、専門スタッフの育成および住まいや道路、施設などの生活環境の整備、充実を図ります。

健康づくりの推進のため、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底、健康づくり推進員などの養成、確保および心の健康に関する普及啓発、相談事業、予防対策の推進を図ります。

地域医療体制の充実、強化のため、河北中央病院の診療機能の充実およびリハビリ医療の推進、

周辺医療機関との連携強化、機能分担の促進を図ります。

救急医療体制の充実のため、河北中央病院と町内医療機関との初期救急時間外診療の連携強化を推進いたします。

切れ目のない教育の推進のため、幼児、児童生徒の就学における円滑な接続と連携強化を図ります。

心を磨き、健やかな体をはぐくむ活動の充実のため、早寝、早起き、朝ごはん、あいさつ、この運動の定着および学校給食での地産地食や食育の推進を図ります。

いのち、からだ、こころの教育の推進のため、命の大切さを実感でき、自尊感情と自己肯定感をはぐくむ教育活動の推進および地域社会が一体となった道徳教育、人権教育の推進を図ります。

外国語教育の充実のため、小中学校における外国語活動、外国語教育の推進および国際理解教育の推進を図ります。

科学のまちつばたの推進のため、科学イベントや科学教室などの科学に触れ、学べる機会の充実および科学を教える体制の整備、人材の発掘、育成を図ります。

ふるさと教育の推進のため、地域の学習資源や人材の活用による歴史や伝統文化などの学習の充実および行事や体操などでの津幡町歌の活用を図ります。

郷土の自然を継承する環境保全活動の推進のため、河北潟の水辺や森林などをフィールドとした環境教育や環境保全活動の推進および巨樹などの地域資源を生かした環境学習機会の充実を図ります。

安全、安心な教育環境の整備のため、緊急時に備えた備品、器具の充実と講習、訓練の実施および保護者、地域、関係機関と連携した学校安全の推進を図ります。

公民館を拠点とした社会環境づくりの推進のため、公民館の機能強化および地域住民と連携した公民館事業の実施を図ります。

豊かな情操を養う芸術文化活動の充実のため、多様な芸術文化に接する機会の充実、芸術文化団体の育成と協働を推進いたします。

生涯スポーツの推進と健康増進、体力づくりのため、大人から子どもまで男女を問わず親しめる生涯スポーツの振興および屋内温水プールなどのスポーツ施設の整備と運営の充実を図ります。

地域に根差したスポーツの振興とまちづくりのため、スポーツ活動の充実と地域づくりの推進およびスポーツ活動を通じたコミュニケーションづくりを図ります。

情報提供の充実のため、広報紙の充実とSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を活用した積極的な情報発信および公共施設や観光施設などにおける公衆無線LANなどの整備、充実を推進いたします。

男女共同参画の推進のため、学校、家庭、地域、職場などにおける学習機会の充実およびワーク・ライフ・バランスの啓発、促進を図ります。

地域活動拠点の整備、充実のため、地区公民館の機能強化と多機能化および過疎地域の複数集落で生活サービスや地域活動をつなぐ小さな拠点づくりの促進を図ります。

地域教育力の向上のため、地域ぐるみの学校支援推進と連携事業の実施および地域社会で育てる心豊かな教育活動の推進を図ります。

行政サービスの充実のため、広域行政の推進と新規広域事務の検討、連携中枢都市圏事業の展開、推進を図ります。

効率的な行政運営の推進のため、行政組織の合理化、公共施設等総合管理計画の策定と推進、公共施設等の有効活用、長寿命化の推進を図ります。

財政運営の健全化のため、効率的で持続可能な財政運営の推進および収税能力の向上と新たな徴収対策などの導入を図ります。

以上が第5次津幡町総合計画に掲げました主要事業の概要でございます。

昨年10月に策定したまち・ひと・しごと創生総合戦略やその上位計画となる当第5次総合計画をも踏まえ、現状で取り組む福祉政策などの行政サービスを後退させることなく、新年度予算では新たな取り組みにも積極的に予算計上をしており、その概要をご説明申し上げます。

平成28年度津幡町一般会計当初予算は、国・県支出金などさまざまな財源を有効に活用し、歳入歳出それぞれ前年度比1.9パーセント減の126億3,600万円を見込んでおります。

まず、防災、安全対策として、旧種保育園跡地に防災拠点施設を整備いたします。施設は平屋建て、延べ床面積約200平方メートルを予定しており、災害時の避難先としての機能を持ち、普段は防災学習施設として、また救護訓練、炊き出し訓練などを実践する場となるとともに、備蓄倉庫などとして利用いたします。また、災害時のトイレ機能充実のため、まず避難所となる小学校に、衛生面や使い方に配慮した下水道接続型のマンホールトイレシステムを整備いたします。さらに、消防署車両整備といたしまして、経年劣化により老朽化が進んだ消防ポンプ自動車と高規格救急車を各1台、また井上、中条、倉見の各分団でも同様に消防ポンプ自動車を更新いたします。

商工振興対策として、企業誘致や創業支援のほか、町内中小企業の設備投資意欲と経営基盤の安定を図るため、中小企業の設備更新に係る費用の一部を必要条件を満たす企業に年60万円を限度として助成いたします。

交通政策対策として、津幡駅東口および新駅設置に向けた具体的な調査として、基本構想の作成に着手いたします。津幡町は古来より交通アクセスの発展とともに栄えてまいりました。新たな人の流れは、交流人口の拡大と定住促進、産業の発展に大いに寄与すると考えているところでございます。町営バスの運営につきましては、経年劣化が進んだ路線バス1台を更新いたします。また、路線バス用のドライブレコーダーを3台のバスに設置いたします。ドライブレコーダーは、万が一の事故が発生した場合の事故原因の究明や走行記録を用いた運行改善などに役立てます。

農業振興対策として、農商工連携6次産業化推進事業に補助金を交付いたします。町内の農林水産業を営む者がみずから加工し、付加価値を高め、流通販売に取り組むことに対して支援を行います。

道路整備といたしまして、体験型観光交流公園の幹線道路となる町道竹橋大坪線道路改良事業のための測量設計や町道加賀爪18号線住の江橋の橋梁長寿命化に向けた補修実施設計を実施いたします。

また、町営住宅の長寿命化のため、外壁改善などを実施いたします。

子育て支援対策として、津幡小学校区放課後児童クラブは現在ある2施設のうち、1施設で民間施設を賃借しておりますが、契約期限が平成28年度末であることや入所児童の増加に対応するため、新たな施設を建設いたします。また、萩野台小学校区では放課後児童クラブを新設し、子育て支援の充実を図ってまいります。

高齢者支援対策として、介護予防チャレンジ活動事業を新たに実施いたします。これは、閉じ

こもり防止を主眼に、65歳以上の町民が公民館活動や地域行事などに一定期間継続的に参加した場合、町内施設利用券500円分を進呈する制度でございます。あわせて、今年度から介護支援ボランティア事業におきまして、65歳以上が対象の国庫補助事業に加え、町単独で40歳以上65歳未満の町民を追加することで、よりボランティア活動を充実させるとともに、その活動回数に応じてポイントを付与し、ドレミファカードと交換する制度を継続して実施いたします。また、国の施策で年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業として、平成27年度の簡素な給付措置対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる町民1人に3万円を支給いたします。

環境対策として、再生可能エネルギー等導入事業を実施し、津幡中学校に太陽光発電および蓄電設備を設置いたします。災害時の避難所としての機能強化をも図ることができます。

教育振興対策として、町内の全小中学校に夏季の教室環境の改善を図るため、扇風機を設置いたします。新年度の津幡ふるさと歴史館の開館にあわせては、開館記念事業を開催し、町内外へ広報、アピールいたします。運動競技用備品購入といたしまして、漕艇競技用審判艇の導入や運動公園体育館のランニングマシンを更新いたします。本年8月開催のリオデジャネイロオリンピックには、本町出身のレスリング日本代表選手の川井梨紗子さんの出場にあわせ、文化会館シグナスでパブリックビューイングを実施いたします。多くの町民が一堂に会し、みんなで一緒に川井さんを応援していただきたいと思います。

医療対策として、河北中央病院の白内障手術装置や電動油圧手術台などを更新し、医療環境の改善を図ります。また、電子カルテシステムを更新し、データベースのさらなる効率的活用と安全性を高めます。

水道事業では、能力1.6トンの給水車を購入いたします。現在の老朽化した給水タンクを更新し、加圧式給水タンクを導入し、渇水対策や災害など、非常時に備えます。

以上、新年度に取り組む新たな施策の概要につきましてご説明いたしました。引き続き厳しい財政環境ではございますが、限られた財源を有効に活用し、住民サービスの向上と地域活性化を進めてまいりたいと考えております。

それでは、平成28年度の当初予算ならびに平成27年度の補正予算ほか諸議案につきまして、順を追ってその概要を説明いたします。

議案第4号 平成28年度津幡町一般会計予算について。

初めに、主な歳入につきましてご説明を申し上げます。

1 款町税は、法人町民税で過去の税制改正に伴う税率引き下げによる影響が平年化したことにより8.0パーセント減の1億9,125万円と見込んでおります。しかし、景気の回復基調により個人町民税で1.8パーセント増の17億5,650万5,000円など、町民税においては前年度に比べ0.7パーセント増となる19億4,775万5,000円を計上いたしました。また、固定資産税では家屋の新增築や企業の設備投資による償却資産の増を見込み1.6パーセント増の14億3,822万2,000円を見込み、そのほかの諸税を合わせ、町税合計では前年度比1.2パーセント増となる38億1,926万円を計上いたしました。

6 款地方消費税交付金は、平成27年度の決算見込み額を参考に、前年度に比べ7,000万円の増となる5億8,000万円を計上いたしました。

10 款地方交付税につきましても、平成27年度の本算定や決算見込み額を参考に、前年度に比べ6,000万円の増となる35億2,000万円を計上いたしました。

12款分担金及び負担金は、町内私立保育園が認定こども園に移行し、当該保育料がこども園で直接収入されることとなるなどの影響で、前年度に比べ1億486万2,000円の減となる2億847万3,000円を計上いたしました。

13款使用料及び手数料は、前年度に比べ41万円の減となる6,763万3,000円を計上いたしました。

14款国庫支出金は、津幡北中部地区都市再生整備計画事業の完了に伴う社会資本整備総合交付金が減となったことによる影響が大きく、前年度に比べ1億2,708万円の減となる14億393万4,000円を計上いたしました。

15款県支出金は、公共施設再生可能エネルギー等導入事業として、津幡中学校で実施する太陽光発電設備設置工事や林道整備事業および農業基盤整備促進事業などに係る農林水産業費県補助金の増額などにより、前年度に比べ8,441万1,000円の増となる9億6,958万1,000円を計上いたしました。

18款繰入金は、環境整備基金繰入金での減額があるものの、福祉文化施設建設基金や総合交流型宿泊研修施設管理運営基金の増額により、前年度に比べ1,260万6,000円の増となる5億4,726万3,000円を計上いたしました。

20款諸収入は、延払機械設備貸与事業資金貸付金元利収入の減額などにより、前年度に比べ1,037万2,000円の減となる1億6,632万円を計上いたしました。

21款町債は、津幡北中部地区都市再生整備計画事業の完了による影響が大きく、前年度に比べ2億9,210万円の減となる10億9,900万円を計上いたしました。今後とも、平成15年度に設定した町債発行額を各年度償還元金以内とするシーリングは堅持し、財政健全化判断比率である実質公債費比率や将来負担比率の先行きを見据えた行財政運営をしてまいります。

次に、歳出につきまして主なものをご説明申し上げます。

1款議会費は、議員報酬や議会だより発刊費や各常任委員会等の研修活動費が主なものでございますが、町村議会議員共済会負担金の減額のほか、議会政務活動費の廃止となったことなどにより、前年度に比べ1,594万8,000円の減となる1億4,788万1,000円を計上いたしました。

2款総務費は、前年度に比べ5,408万3,000円増となる11億9,017万3,000円を計上いたしました。特別職および一般職の給与費やケーブルテレビ番組制作費、庁舎や機械車両等の財産管理費などの総務管理費、徴税費、戸籍住民登録費、選挙費および定住促進事業に係る助成金などが主なものでございます。新規事業では、種地区防災拠点施設整備費や庁舎防犯カメラ設置費などを計上いたしました。

3款民生費では、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業や新たに荻野台小学校区に放課後児童クラブを設置することなどから、前年度に比べ2億5,460万3,000円の増となる36億6,624万3,000円を計上いたしました。1項社会福祉費では、民生児童委員活動費や社会福祉協議会活動費などの社会福祉総務費、障害者自立支援給付費などの障害福祉費、国民健康保険基盤安定繰出金などの国民健康保険費、介護保険特別会計繰出金などの介護保険費など合わせて15億8,775万3,000円を計上しております。2項児童福祉費では、児童手当費や放課後児童健全育成事業費などの児童福祉総務費、新たに民間保育園2園が認定こども園に移行するための経費など運営費負担金を含めた児童保育運営費など、合わせて20億7,699万円を計上いたしております。

4款衛生費では、河北中央病院事業運営負担金や公共施設再生可能エネルギー等導入事業に係る環境保全費などが増額となったことから、前年度に比べ9,438万7,000円の増となる16億9,508

万2,000円を計上いたしました。1項保健衛生費では、母子保健事業や子ども医療給付費など衛生総務費、感染症予防費や高齢者インフルエンザ予防費などの予防費、基本健康診査費やがん検診費などの健康増進事業費のほか、後期高齢者医療費や河北中央病院事業運営費を負担する病院費など、合わせて9億5,034万4,000円を計上いたしております。2項環境衛生費では、津幡中学校に太陽光発電設備を設置するなどの環境保全費、水道事業会計などへの補助、負担金など、合わせて1億4,985万円を計上いたしております。3項清掃費では、町内のごみ収集委託料やごみ処理施設およびし尿処理施設の維持管理に係る河北郡市広域事務組合負担金など、合わせて5億9,488万8,000円を計上しております。

5款労働費は、指定管理者によるサンライフ津幡管理費やシルバー人材センター運営費のほか、消費者トラブルに対する相談窓口対応の充実および啓発など、町民の皆さまの安全で安心できる消費生活を推進するための消費者行政活性化事業費など、2,424万円を計上いたしました。

6款農林水産業費は、新たに南中条地内における排水路の浚渫や倶利伽羅地区飲用水供給施設整備事業に着手いたします。一方、震災対策農業水利施設整備事業の終了などにより、前年度に比べ3,574万7,000円の減となる6億1,664万5,000円を計上いたしました。1項農業費では、農業委員会費や中山間地域等直接支払制度事業費や各種農業振興補助金などの農業振興費、農業基盤整備促進事業費や土地改良施設維持管理適正化事業費、河北潟周辺排水対策費などの農地費、倶利伽羅塾管理費などの山村振興等農林漁業特別対策事業費、農業集落排水事業への補助、負担金など、合わせて5億4,131万3,000円を計上しております。2項林業費では、森林保全対策造林事業費や道整備交付金による林道整備事業費など、林業振興費合わせて7,533万2,000円を計上しております。

7款商工費は、3億7,842万8,000円を計上いたしました。1項商工費では、商工会育成費や延払機械設備貸与事業資金貸付金などの商工振興費、倶利伽羅公園整備費や大河ドラマ誘致推進事業や観光宣伝などの観光費のほか、土地開発公社運営健全化助成費などの企業誘致費、また新規事業として中小企業設備投資促進助成金、新規雇用促進奨励金、ほっと石川観光プラン推進ファンド貸付金など、合わせて2億6,625万3,000円を計上いたしております。2項交通政策費では、津幡駅前広場管理費、本津幡駅乗車券発売等管理費などのほか、新たに着手する津幡駅東口および新駅設置基本構想調査費およびI Rいしかわ鉄道設備投資補助金など、合わせて1億1,217万5,000円を計上いたしております。

8款土木費は、前年度に比べ3億763万4,000円の減となる14億3,608万3,000円を計上いたしました。2項道路橋梁費では、町道の維持修繕や歴史国道の維持管理などを行う道路維持費、社会资本整備総合交付金や道整備交付金などを活用した道路新設改良費や橋梁維持費のほか、道路除雪や消雪施設整備などの除雪対策費、また新たに取り組む町道加賀爪18号線ほか7路線の通学路安全対策事業など、合わせて5億5,676万9,000円を計上いたしております。3項河川費では、刈安川、明神川、笠野川の堆積土砂除去工事費などの河川改修費や水防費など、合わせて2,316万5,000円を計上しております。4項都市計画費では、横浜地内の街路事業費、都市公園管理費などの公園事業費のほか、下水道事業会計への補助、負担金である公共下水道費など、合わせて7億9,586万9,000円を計上しております。5項住宅費では、既存住宅の耐震化を促進するための耐震診断費や耐震改修工事費補助金、町営住宅の維持管理を行う住宅管理費および合併処理浄化槽整備事業費、また新たに取り組む町営住宅長寿命化改善事業費など、合わせて3,869万1,000円を

計上いたしております。

9款消防費は、5億1,032万6,000円を計上いたしました。常備消防費や消防分団に係る非常備消防費のほか、消防署および井上、中条、倉見の各消防分団のポンプ自動車の更新費、高規格救急車更新費、防火水槽整備費などに係る消防施設費を計上いたしております。

10款教育費は、11億3,083万2,000円を計上いたしました。1項教育総務費では、英語活動補助員を配置する語学指導事業費や学校図書館司書配置事業費のほか、科学教育推進費や教育センター運営費など、合わせて1億8,039万3,000円を計上いたしております。2項小学校費では、9つの小学校の一般管理費や維持補修費のほか、夏季の教室環境の改善を図るため扇風機の購入などを含む学校管理費やパソコンによる情報教育推進事業費や特別支援学級費、就学奨励費などの教育振興費、合わせて3億690万6,000円を計上いたしております。3項中学校費では、2つの中学校の一般管理費や維持補修費のほか、夏季の教室環境の改善を図るため扇風機の購入などを含む学校管理費や遠距離等通学費やスクールバス運行費、パソコンによる情報教育推進事業費、放課後課外活動推進費、中学生海外派遣交流事業などの教育振興費、合わせて1億6,698万7,000円を計上いたしました。4項幼稚園費では、つばた幼稚園の一般管理費や私立幼稚園運営助成費などで5,468万9,000円を計上しております。5項社会教育費では、各種生涯学習活動費や公民館管理費、図書館費や文化会館費に加え、小学生国内派遣交流事業などの青少年対策費や新たに開館する津幡ふるさと歴史館管理費など、合わせて3億593万3,000円を計上しております。6項保健体育費では、生涯スポーツ推進事業費のほか各種大会開催費、体育施設管理費に加え、津幡町で開催される全国中学校体育大会相撲大会と全国中学校選手権競漕大会開催費補助金など、合わせて1億1,592万4,000円を計上いたしております。

11款災害復旧費は、公共土木施設に係る現年災害復旧事業費228万1,000円でございます。

12款公債費18億3,578万6,000円は、長期借入金元金償還費16億4,736万3,000円、同じく利子償還費1億8,773万1,000円などでございます。なお、平成27年度末における一般会計の町債残高は、前年より約2億1,274万円減の164億2,000万円余りとなる見込みであります。

第2表地方債は、地域防災拠点施設整備事業ほか17件について、限度額および借入条件をそれぞれ定めるものであります。

次に、議案第5号から第15号までの11件の議案は、平成28年度各特別会計および事業会計の当初予算についてでございます。

議案第5号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計予算について。

本予算は、実績見込みに伴う保険給付費の減額などにより、前年度当初に比べ2.4パーセント減となる37億5,834万円を計上するものであります。

次に、**議案第6号** 平成28年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。

本予算は、366万7,000円をもって河合谷診療所を運営し、地区住民の健康と適正医療を保持するものであります。

次に、**議案第7号** 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績の動向などを参考に、前年度当初比2.5パーセント増となる3億1,109万9,000円を計上し、後期高齢者医療制度の事業ならびに財政運営の安定化を図るため、共通運営経費負担金等を石川県後期高齢者医療広域連合へ納付するものなどであります。

次に、**議案第8号** 平成28年度津幡町介護保険特別会計予算について。

本予算は、近年の給付実績などを参考に、前年度当初比2.8パーセント減となる24億6,035万4,000円を計上し、介護予防の推進と要支援、要介護者に対する介護サービス給付等を行うものであります。

次に、**議案第9号** 平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計予算について。

本予算は625万9,000円を計上し、上河合地区ほか2地区の簡易水道を管理運営するものであります。

次に、**議案第10号** 平成28年度津幡町バス事業特別会計予算について。

本予算は、1億874万1,000円をもって、廃止代替路線や自主運行路線および福祉バス路線の22路線に係る運行経費でございます。また、路線バス1台の更新と新たにドライブレコーダーの設置など、公共交通機関としての利便性や安全性を高め、町民サービスに努めるものであります。

次に、**議案第11号** 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算について。

本予算は、平成17年8月より供用を開始しております津幡町第2期地域ケーブルテレビの運営を4,462万3,000円をもって行い、情報通信格差の是正と地域情報化を推進するものであります。

次に、**議案第12号** 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計予算について。

本予算は、35万7,000円をもって河合谷財産区植林地の管理を行うものであります。

次に、**議案第13号** 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算について。

本予算は、1日平均51人の入院患者と142人の外来患者を見込み、収益的支出で12億5,675万8,000円を予定しております。資本的支出では2億3,900万9,000円を予定し、新たに白内障手術装置などを導入するとともに、電子カルテシステムを更新するなど、引き続き地域医療の中核となる医療施設を目指すものでございます。企業債については、医療機器等購入費について、限度額および借入条件を定めるものでございます。

次に、**議案第14号** 平成28年度津幡町水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で7億9,878万2,000円を予定しております。1日平均9,913立方メートルを給水し、町民の生活用水確保に努めるものであります。資本的支出では2億9,713万1,000円を予定し、第8次拡張事業として北中条、中須加地内の配水幹線の拡張を実施するほか、下水道工事にあわせ、老朽管更新事業や水道管布設替工事を実施するものであります。また、老朽化した給水車を更新し、加圧式給水タンクを導入いたします。企業債については、老朽管更新事業ほか2件について、企業債の限度額および借入条件を定めるものであります。

次に、**議案第15号** 平成28年度津幡町下水道事業会計予算について。

本予算は、収益的支出で15億8,103万円を予定しております。1日平均8,679立方メートルの生活排水等を処理し、地域的生活環境の改善や保全に努めるものであります。資本的支出では19億2,701万7,000円を予定し、浄化センターポンプ棟機械設備更新工事や脱水棟電気設備更新工事等の建設改良事業を予定するとともに、過去の整備財源とした企業債の償還を行い、下水道事業の普及、推進に努めるものであります。企業債につきましては、公共下水道事業ほか4件について、企業債の限度額および借入条件を定めるものであります。

続いて、議案第16号から第25号までの10件の議案は、平成27年度一般会計および特別会計ならびに事業会計の補正予算についてでございます。

議案第16号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について。

本補正は、情報セキュリティ強化対策費および道路除雪費など緊急に必要な費用のほか、年度

末を控え各種事業の実績見込みを踏まえて増減調整を行うもので、歳入歳出それぞれ2億7,689万2,000円を追加し、予算総額を136億2,040万8,000円とするものでございます。

まず、歳入の主なものにつきましてご説明いたします。

6款地方消費税交付金1億5,037万9,000円は、交付金額の確定による増額でございます。

10款地方交付税804万2,000円は、普通交付税の追加交付による増額でございます。

12款分担金及び負担金663万円は、県営土地改良事業費の増額が主なものでございます。

13款使用料及び手数料の減額398万円は、役場庁舎等使用料の増額があるものの、幼稚園保育料が減となり、全体で減額となったものでございます。

14款国庫支出金4,194万7,000円は、各種国庫支出金充当事業費の確定による減額があるものの、国民健康保険基盤安定負担金、児童保育運営費、情報セキュリティ強化対策費および通知カード・マイナンバーカード関連事務費補助金などの増額が主なものでございます。

15款県支出金1億936万6,000円は、各種県支出金充当事業費の確定による減額があるものの、機構集積協力金交付事業および担い手確保・経営強化支援事業補助金の増額が主なものでございます。

16款財産収入4,578万3,000円は、財産運用収入の減額があるものの、町有地に係る普通財産売却収入による増額でございます。

17款寄附金223万2,000円は、人材育成基金および高齢者福祉基金などでございます。

18款繰入金の減額5,504万3,000円は、財源調整による財政調整基金繰入金の減額が主なものでございます。

20款諸収入183万6,000円は、心身障害者医療費返納金および文化会館チケット販売手数料などが増額となったことが主なものでございます。

21款町債の減額3,030万円は、農林水産業債や総務債で増額となったものの、事業費の確定により土木債や教育債などが減となり、全体で減額となったものでございます。

続いて、歳出の主なものをご説明をいたします。

1款議会費の減額172万2,000円は、各委員会の研修活動事業費の確定による減額が主なものでございます。

2款総務費1億2,807万8,000円は、庁舎整備基金費、情報セキュリティ強化対策事業費、定住促進事業費および退職手当組合負担金などの増額が主なものでございます。

3款民生費1億323万円は、事業確定見込みによる介護保険特別会計繰出金や臨時福祉給付金給付事業および児童手当費などで減額となったものの、国民健康保険基盤安定繰出金および保育園運営費などが増額となったことが主なものでございます。

4款衛生費501万円は、事業確定見込みによる感染症予防費や公共施設再生可能エネルギー等導入事業費およびごみ収集委託費などで減額となったものの、後期高齢者保健事業費およびがん検診費などが増額となったことが主なものでございます。

5款労働費50万円は、サンライフ津幡における高圧ケーブルを緊急に修繕する必要があるため増額となったことによるものでございます。

6款農林水産業費8,106万5,000円は、事業確定見込みによる機構集積支援事業費および震災対策農業水利施設整備事業費などで減額となったものの、機構集積協力金交付事業費や担い手確保・経営強化支援事業費および県営土地改良事業負担金などが増額となったことが主なものでござ

ざいます。

7 款商工費の減額731万円は、延払機械設備貸与事業資金貸付金およびバス事業特別会計繰出金などが主なものでございます。

8 款土木費99万3,000円の主なものは、県営道路事業負担金など一部の事業で減額となったものの、道路除雪費などが増額となったことが主なものでございます。

9 款消防費の減額342万8,000円は、実績見込みにより人件費などで増額となったものの、消防車両整備事業費などが減額となったことが主なものでございます。

10 款教育費の減額2,052万4,000円は、中学校生徒の全国大会派遣費などの増額があるものの、小中学校非構造部材耐震改修事業費や津幡小学校周辺整備事業費および歴史資料館建設事業費など各種事業費の確定による減額により、全体で減額となったものでございます。

12 款公債費の減額900万円の主なものは、長期借入金償還利子において平成26年度借入金の額と利率が確定したことにより減額となったものであります。なお、長期借入金元金償還で増額となったのは、平成16年度に利率見直し方式で借り入れた町債の見直し後の金利が下がったことから、毎回の償還金に占める元金の割合が上がったことによるものであり、全体の元利償還額としては減額となっているものでございます。

第2表繰越明許費につきましては、情報セキュリティ強化対策事業ほか3つの事業について年度内の完成が見込めないため、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表債務負担行為補正は、固定資産デジタルデータ整備費ほか3つの事業について事業費の確定に伴い、限度額をそれぞれ変更するものでございます。また、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付システム整備費を平成27年度から平成28年度まで限度額を450万円に追加設定するものでございます。

第4表地方債補正は、事業費の確定に伴い、県営土地改良事業ほか10事業において限度額をそれぞれ変更するものであります。また、情報セキュリティ強化対策事業を限度額800万円に追加設定するものでございます。

議案第17号 平成27年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ2,376万5,000円を減額するもので、事業費確定による保険財政共同安定化事業拠出金や実績見込みによる後期高齢者支援金の減額が主なものであります。

議案第18号 平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ7万6,000円を減額するもので、実績見込みによる医療材料費の減額が主なものであります。

議案第19号 平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ351万8,000円を増額するもので、事業費確定による委託料の減額があるものの、保険料徴収実績による後期高齢者医療広域連合への納付金の増額によるものであります。

議案第20号 平成27年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4,219万1,000円を減額するもので、居宅介護サービスや施設介護サービスなど利用実績に基づく各種事業費の減額が主なものであります。

議案第21号 平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ199万7,000円を減額するもので、各種事業の確定によるものでございます。

議案第22号 平成27年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ104万6,000円を減額するもので、各種事業の確定によるものでございます。

議案第23号 平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ60万3,000円を増額するもので、電柱移設委託料のほか、事業費の実績によるケーブルテレビ運営費でございます。

議案第24号 平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ37万3,000円を増額するもので、間伐材売払分収金を河合谷財産区基金に積み立てるものでございます。

議案第25号 平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）について。

本補正の主なものは、収益的支出において1,330万3,000円の増額補正を予定し、資本的支出において医療機器等購入費など640万5,000円の増額補正を予定するものでございます。

次に、各条例の改正等についてご説明申し上げます。

議案第26号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、給与および期末手当の額を引き上げ、平成27年12月1日に遡及して適用するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第27号** 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、津幡町特別職報酬等審議会の答申を尊重し、平成28年度から期末手当の額を引き上げるため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第28号** 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

本案は、平成27年8月6日の人事院勧告および11月5日の石川県人事委員会の勧告を参考に、民間給与との格差を埋めるため、本町においても国に準じて若年層に重点を置きながら、給料を平均0.36パーセントの引き上げおよび勤勉手当の支給割合を0.1か月分引き上げ、平成27年4月1日に遡及して適用するため、必要な事項を定めるものでございます。なお、平成28年度以降の勤勉手当の支給割合は、現行の6月と12月分にそれぞれ0.05か月分引き上げすることとなります。

次に、**議案第29号** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、学校教育法の改正に伴い、育児または介護を行う職員が早出、遅出出勤を請求できる場合の扶養する子の学校の種別に、小中一貫教育を行う義務教育学校の前期課程と特別支援学校の小学部を追加するため、必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第30号** 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合および休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

次に、**議案第31号** 津幡町行政不服審査条例について。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、第三者機関の設置について必要な事項および証拠書類等の写しの交付に係る手数料について定めるものでございます。

次に、**議案第32号** 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について。

本案は、行政不服審査法の全部改正に伴い、津幡町情報公開条例、津幡町個人情報保護条例、津幡町行政手続条例、津幡町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例および津幡町固定資産評価審査委員会条例にそれぞれ必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第33号** 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例について。

本案は、石川県が取り組む地方創生のための本社機能立地促進プロジェクトに基づき、県と連携して本社機能の移転および企業の拠点拡充を推進するため、認定事業者に対する固定資産税の特例について必要事項を定めるものでございます。

次に、**議案第34号** 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、必要事項を定めるものでございます。

次に、**議案第35号** 津幡町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について。

本案は、税条例の減免申請期限が見直されたことに伴い、津幡町国民健康保険税条例および津幡町介護保険条例においても同様の規定をしており、整合性を図るため必要事項を定めるものでございます。また、番号法の施行に伴い、減免申請書の記載事項を定める規定に個人番号を加える改正を行うものです。

次に、**議案第36号** 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

本案は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、主任介護支援専門員の定義が変更になるため、改正するものでございます。

次に、**議案第37号** 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について。

本案は、平成14年4月より休園となっております町立種保育園を平成28年3月31日をもって廃止するものでございます。

次に、**議案第38号** 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について。

本案は、平成28年4月から萩野台小学校区において放課後児童クラブの利用希望が見込まれることから、同校区の放課後児童の安全を確保するため、学童保育施設を新たに設置するものでございます。

次に、**議案第39号** 津幡町ふるさと・水と土環境保全推進基金条例の廃止について。

本案は、平成6年に制定された本基金の設置当初の目的が達成されたことにより、平成28年3月31日をもって廃止するものでございます。

次に、**議案第40号** 第5次津幡町総合計画基本構想について。

本案は、平成28年度を初年度とする第5次津幡町総合計画の策定につき、総合計画審議会による審議結果に伴う意見の答申を受けたことにより、まちづくりの基本理念および方向性を示す基本構想について、津幡町総合計画策定条例第4条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、**議案第41号** 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、本計画に計上している林道の整備事業費および辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、**議案第42号** 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、本計画に新たに町道2路線の整備事業費および辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、**議案第43号** 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本案は、本計画に計上している観光レクリエーション施設および新たに飲用水供給施設の整備事業費および辺地対策事業債の予定額を変更する必要があるため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

議案第44号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更について。

本案は、本年4月から実生保育園が保育園から幼保連携認定こども園へ移行するため、平成24年第2回津幡町議会定例会2月会議において議決された議案第3号に係る議決の一部を変更するものでございます。

次に、**議案第45号** 金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について。

本案は、本町と金沢市、白山市、かほく市、野々市市および内灘町で協議を進めております連携中枢都市圏形成に向けて、地方自治体同士が相互に連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針および役割分担等を定める連携協約について、地方自治法第252条の2第3項の規定により、議決をお願いするものでございます。

以上、本議会にご提案を申し上げました議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長が説明いたしますので、どうぞ原案のとおり決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜散 会＞

○向 正則議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午前11時42分

平成28年3月7日（月）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	酒 井 義 光
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	8 番	角 井 外喜雄
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	石 庫 要
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	納 口 達 也
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	岡 田 一 博
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	小 倉 一 郎
社会福祉課長	田 中 京 子	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	太 田 和 夫	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	榊 田 和 男	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	河 上 孝 光	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	八 田 信 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長	竹 本 信 幸
教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	吉 田 二 郎
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議会事務局長補佐	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
情報推進係長	管 田 邦 雄	監 理 課 主 査	河 島 敬

○議事日程（第 2 号）

平成28年 3 月 7 日（月）午前10時00分開議

日程第 1 議案上程（議案第 4 号～議案第45号）

（質疑・委員会付託）

日程第 2 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜開 議＞

○向 正則議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○向 正則議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間の延長をしておきます。

＜議案上程＞

○向 正則議長 日程第1 議案上程の件を議題とし、議案第4号から議案第45号までを一括して議題といたします。

＜議案に対する質疑＞

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜委員会付託＞

○向 正則議長 ただいま議題となっております議案第4号から議案第45号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

＜町政一般質問＞

○向 正則議長 日程第2 これより一般質問を行います。

質問時間は、一人30分以内といたします。

質問時間内におさまるように的確な質問をお願いいたします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党の塩谷です。

4点にわたり質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

まず初めの質問です。障害者等外出支援事業を拡充せよということでご質問いたします。

この制度は、障害者や要支援認定、要介護認定を受けている人で外出支援を必要とする人がバスやタクシーを利用するときに、その一部を助成するという制度です。この制度を利用している人からは大変助かっているというお話をお聞きしております。85歳以上の方で外出支援を必要とする方にもこの制度が適用できるよう、制度の拡大を求めます。

85歳以上であっても障害者等外出支援事業を受けていない方は、幸いなことに要介護認定を受

けている方より少しはお元気だということでしょう。しかし、85歳以上ともなれば何らかの健康上の問題を抱えています。私の知っている方でも家の中での仕事は何とかこなしてきたけれど、指の自由がききにくくなって台所での仕事が難しくなったという方、家の中では歩けるけれども、外出しようと思ったらバス停は遠いし、タクシーを頼むしかないがタクシーを使えるのは月に1、2回という方、腰が痛いので今までタクシーで接骨院に通っていたが、お金がかかり過ぎるので行くのをやめたという方などがいらっしゃいます。85歳になっても要支援認定を受けていない方は、介護保険料は払い続けてきたけれども制度の利用はしたことがない、あるいは今はしていないという方々です。町長のよく言われる税の公平性から言えば、何らかの方策があつてしかるべきではないでしょうか。今の健康状態を続けていくためには、通院や人と出会うことがとても大切なことです。それを可能にするのは出かけられるという保証です。障害者等外出支援事業の拡大を何度も要望してきましたが、それは1年ごとに対象になる方が年をとっていくからです。せめて85歳以上になれば、要介護認定を受けていなくても必要な人には外出支援事業が適用されるよう、制度の拡充を要望します。

町民福祉部長の答弁を求めます。

○向 正則議長 岡田町民福祉部長。

〔岡田一博町民福祉部長 登壇〕

○岡田一博町民福祉部長 塩谷議員の障害者等外出支援事業を拡充せよとのご質問にお答えいたします。

塩谷議員からは、平成25年3月会議、昨年6月会議でも同様の質問をいただき、お答えしておりますが、現在のところ以前の答弁内容に変わりはなく、外出支援が必要であるかどうかの判断は、公平性の観点からも年齢ではなく、身体状態に一定の基準が必要であると考えており、本町では在宅の要支援1以上の方を対象としています。しかしながら、今後の社会情勢などを勘案しながら検討してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問ではありませんけれども、ご近所の方でバスにも乗れないし、しかもタクシーも使えないっていう方を見ていると、町として何らかの手を差し伸べていただけないものかと思うわけです。なぜ85歳の年齢を区切ったかといいますと、外出したいという気持ちがありながら、それがサポートできるのは最後の機会になるのかなという気がしておりますので、ぜひ町として、せめて検討をしていただきたいなと思います。先ほど情勢が変わってきたらというお話もありましたが、そんなにお金がかかる問題でもないと思いますので、ぜひご検討をよろしくお願いいたします。

2つ目の質問をいたします。

津幡町体験型観光交流公園のアクセス道路整備にかかる費用は、子育て支援の費用に使うべきではないかということで質問をいたします。

安倍政権は、少子化対策といいながら実にちぐはぐな政策をとっています。若い人が安心して働き、結婚も子育てもできる経済力をつけるべきなのに、労働者派遣法の改悪により、非正規労働者をさらにふやしています。2016年2月の総務省統計局の労働力調査によりますと、非正規職員従業員は2015年10月から12月で2,015万人、12万人の増加で12期連続の増加、雇用者に占める

非正規の割合は37.9パーセントにも上っています。2012年度の内閣府の統計では、25歳から34歳の非正規の割合は26.5パーセントです。正規労働者と非正規労働者は賃金格差だけでなく、待遇にも大きな格差があり、退職金制度はわずか9.6パーセント、賞与の支給制度も31パーセントにとどまっています。年齢とともに給与が上がる仕組みはほとんどありません。労働経済白書では、非正規労働者の結婚している比率は正規労働者の半分前後になっています。20歳から24歳で正規12.1パーセントに対して非正規5.7パーセント、25歳から29歳で正規34.4パーセントに対して14.8パーセント、30歳から34歳で正規59.2パーセントに対して30.3パーセントです。

保育所も新たに建てるべきなのに、基準を緩和して今ある場所で保育所に仕立てて逃げようとしています。それでも都会では待機児童が解消されていません。保育士の待遇もほとんど改善されていないため、保育士不足に陥っています。子どもを持つ親ならだれもが望んでいる医療費の窓口無料化にも応じようとはしていません。北國新聞の記事によりますと、ソニー生命保険が3月2日に発表した子どもの教育に関する調査で「教育資金に不安がある」と回答した親が79.4パーセントで、就職活動や受験、進学など、他の項目で不安を感じる割合よりも高いという結果になっています。また、北陸中日新聞報道によりますと、山形大の戸室健作准教授の調査によりますと、生活保護費の基準となる最低生活費以下で暮らす子育て世帯を貧困状態と定義し、1992年からの20年間で貧困世帯数は約2倍、割合を示す貧困率では約2.5倍にふえた。全国で子どもの貧困が深刻化していると述べています。石川県の貧困率は10.0パーセントとなっています。国会論戦では、子どもの貧困対策として子供の未来応援基金が設けられたが、基金開始から5か月間で2,000万円しか集まっていないことや億単位に上る財源が必要で国が計上すべきだという意見が出されていました。

政府が少子化対策をしっかりと立てないなら自治体がそれをカバーするために社会保障を充実すべきです。NHKで少子化問題を取り上げ、その中で岡山県奈義町の子育て支援を紹介していました。全国的に出生率が下がっている中、奈義町は2.81という高率を維持しています。6,000人余りの人口の町で去年1年間に生まれた赤ちゃんが60人、前年比で17人増加です。奈義町の取り組みを担当課長が語っていましたが、今一番必要な政策は子育て支援だと判断して、その対策を中心に行っているとのこと。雇用、住居の確保、子育て支援策、これが中心的な対策だと語っていました。町営住宅が完備されていますし、子育て支援も大変充実しています。津幡町でも取り組まれていること、例えば学童の整備、保育料の助成、子育て相談の充実、各種予防ワクチンへの助成などです。津幡町にないものとしては、子どもの医療費を高校生まで窓口無料にしていること、月額3万円の育英資金の貸与をし、卒業後奈義町に定住すれば最大半額が返還免除となること、高校等就学支援金年間6万円を3年間支給することなどでしょうか。今何の対策が必要かを検討し、思い切った対策をしているからこそ、高い出生率を維持しているのだと思います。

ことし津幡町は体験型観光交流公園のアクセス道路整備に予算をつけることが提案されています。この道路の整備は4年間の予定で、3億5,300万円の税金をつける予定です。道路整備を今行ってしまうと、今後修正はききにくくなります。国庫支出金も予定より少ないのではないのでしょうか。今後、地方債や一般財源からの持ち出しが予定以上にかかるのではないかという不安もあります。私の周りの方々からは、この公園づくりには否定的な意見ばかり聞きます。今後、津幡町の人口がふえる見通しがあり、景気もよくなることが見込まれる情勢のときならいざ知らず、

少子化が問題となっている今、本当に必要な政策とは思えません。道路だけでなく、公園の整備も考えると17年の長きにわたる事業で、計画段階だけでも全体事業費約20億円を要します。実際にはもっとふえることでしょう。獣害への対策、電気さくへの対策も必要で、しばらく手を抜くと雑草が生い茂る場所での体験型観光交流公園をつくったとしても、観光地としての期待はできないと思います。町民に対する体験型観光交流公園についての説明会も広報で知らせてあるから説明会は必要ないと開催されていません。この公園の名前は知っていても、全体像を知らない方がいまだに相当います。町民に理解されないまま事業を進めることは問題です。計画がうまくいくかどうか、今の執行部に責任が持てるかどうか全く見通しはありません。多くの町民は、不安な事業に税金を使うより私たちの暮らしを直接温めることに使ってほしい、少子化対策にこそ使ってほしいと考えています。体験型観光交流公園をつくることは、今税金をかけてでも進める事業ではありません。町長の公約であっても慎重に慎重に考えるべきです。事業の見直しを求め、それにかわる子育ての事業、例えば町民の多くが望んでいる子どもの医療費窓口無料化、育英資金制度、給食費の無料化、保育料の値下げなど、税金を使うように求めます。

町長の答弁を求めます。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 塩谷議員のご質問にお答えいたします。

体験型観光交流公園につきましては、平成26年9月会議の一般質問でもお答えしたとおり、農業振興を図る交流拠点として、生産、加工、農業体験、レクリエーションなどの機能を有し、農業振興とあわせ交流機会の確保など、観光資源としても整備するものでございます。周辺には津幡運動公園、道の駅俱利伽羅源平の郷竹橋口、俱利伽羅塾、俱利伽羅不動寺西之坊鳳凰殿があり、相乗効果が見込まれ、非常に効果的かつ有力な集客、観光ゾーンとしてとらえ、将来の津幡町の名所ともなる、そのような公園にしたいと考えております。

体験型観光交流公園の整備計画につきましては当初、地方の自主性、裁量性が生かせる社会資本整備総合交付金（都市再生整備事業）で検討していました。この交付金事業により基幹事業に該当する道路と提案事業に該当する公園施設を一体的に整備する計画となっておりましたが、今年度に補助採択基準の大幅な見直しがあり、計画どおり事業採択を受けることが非常に困難な状況となりました。そのため、県当局と協議し、財源の見直しを行い、道路事業の道整備交付金を活用することが可能となったことから、まずは体験型観光交流公園整備に向けたアクセス道路の整備を図ることとしたものであります。ご質問の中で国庫支出金が予定よりも少ないとありますが、道路事業に関しては当初予定していた社会資本整備総合交付金が交付率40パーセントなのに対し、今回活用する道整備交付金は50パーセントとなりますので、逆に財政的に有利な交付金と言えますので、決して福祉や社会保障を圧迫するような財政負担にはならないと考えております。また、他の整備におきましても有利な財源を利用し、魅力ある公園となるよう努力することが私の町政に対する責務だと考えております。

最後に今回の質問の趣旨の根本は、平成26年9月会議および平成27年3月会議において、塩谷議員から体験型観光交流公園の見直しをとのご質問と同様でございます。根本的な見直しは今のところ考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問ではありませんが、先ほどもおっしゃいましたように、セラピー基地としての森林公園の活性化とか、あるいは道の駅倶利伽羅源平の郷、これはもう宿泊する方がかなりふえたということも新聞で読みました。そういうふう津幡町に現にある施設を利用するというのが大変大事なことじゃないかなと思います。新たににつくらないといけないのかなっていう、そこら辺が私としては大変心配なわけです。国としての交付金もこの事業につかないっていうのも、もしかしたらこんだけ長期にわたるものについては、なかなかつけるわけにはいかないという国としての思いもあるのかなっていうことまで思ったりもいたしました。例えばことしだけのを考えましても約3,000万円ほどの町からの持ち出しになると思います、地方債も含めますと。だからそれだけのことがあれば、それだけにほかの事業に回せるわけですし、これからの利子支払いなんかもありますし、今後につながっていく事業なので、やはり大きな支出にはなっていくと思いますので、有効な使い方をしてほしいなと思います。なかなか町長さんの思いは変わらないのかもしれませんが、私の思いも変わりませんので、また言わせていただきます。

では、次の質問に移させていただきます。

3つ目の質問です。介護要支援者の身体介護については、介護保険サービスの利用はできるのかということでご質問いたします。

政府の介護保険事業に対する改悪が進められ、要支援者への介護給付事業は各自治体の介護計画の中で検討することになりました。さらに、要介護1、2の方に対する介護給付を見直す動きさえあります。介護度の軽度の方への支援は重度化させないため、つまり予防介護としての重要な事業だということを町当局も繰り返し説明してこられました。該当する方は今までのようなサービスが受けられるのか大変不安な中にあります。

町の介護計画は作成中で具体的な事業はまだ示せないのだとは思いますが、今検討されている主な内容は生活介護対策が中心なのではないかと思います。要支援者の方々の中には、身体介護に属する内容の支援を受けたいという方もいらっしゃると思います。例えば一人でお風呂に入るのは心配とか、背中に湿布薬を張る、爪を切ることなどに不自由を感じているというひとり暮らしの方もいらっしゃると思います。私の母親も要介護は全く受けていませんが、やはりお風呂に入るのは大変不安で、それだけが何とかならないものかというふうに言っております。要支援者に対する身体介護は、今までのように介護事業所が使えるのでしょうか。そのときの費用はどうなるのでしょうか。事業所の収入はまたどうなるのでしょうか。今は検討中なのかもしれませんが、方向性だけでもお聞きしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○向 正則議長 小倉長寿介護課長。

〔小倉一郎長寿介護課長 登壇〕

○小倉一郎長寿介護課長 介護要支援者の身体介護については、介護保険サービスの利用はできるのかとのご質問にお答えします。

その前に、今回のご質問については、平成29年4月開始予定の介護予防・日常生活支援総合事業における内容と理解した上でお答えさせていただきます。

第6期介護保険事業計画において掲載してあります生活支援・介護予防関連施策は、要支援者の身体介護サービスも含めたものであります。したがって、要支援者の身体介護については、

地域包括支援センターが本人の状態や生活状況を聞きとった上で、必要に応じた身体介護サービスが受けられることとなっています。

次に、サービスの実施に当たっては、町が委託した介護事業所が行うことから、現在と変わらないものと認識しております。

また、事業所への委託料および費用の本人負担額に関しましては、平成27年第2回津幡町議会12月会議で塩谷議員の一般質問にお答えしたとおり、近隣市町との大きな格差が生じないように配慮するとともに、町の財政状況や現在の本人負担額などを勘案しながら、今後検討した上で決めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○向 正則議長 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 すみません、再質問いたします。

委託額は近隣市町との財政負担との関連で考えますということだったと思います。本人負担も同じような考えで決められるということでしょうか。一番やっぱり考えないといけないことは、近隣市町との均衡というよりも、やっぱり本人自身、受けられる方自身、あるいはその受け入れる事業所自身がそれでやっていけるかどうかということが一番大事なような気がするんですが、その辺はどのようにお考えなのか、もう一度だけお聞かせください。

○向 正則議長 小倉長寿介護課長。

〔小倉一郎長寿介護課長 登壇〕

○小倉一郎長寿介護課長 塩谷議員の再質問にお答えします。

まず、近隣市町との格差と申しますのは、津幡町の被保険者におかれましても周辺の自治体のサービスを使っておいでます。その事業所に関しましては、それぞれの自治体、地元の自治体との契約にもなってくると思いますので、その辺は若干広域的な意味も含めて、近隣市町とのバランスを考えたいと思ってます。また、費用負担額に関しましては同様な考えでございます。

以上です。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 すみません。もう一つ、再々質問させていただきます。

今は本人負担1割負担ということになっていたと思うんですが、その1割負担を超えるかどうかということも全く白紙の状態で、それを越える場合もあり得るというふうに考えられるのでしょうか。それとも1割負担は何とか抑えたいというふうに思ってるのかな、それだけ最後にお聞かせください。

○向 正則議長 小倉長寿介護課長。

〔小倉一郎長寿介護課長 登壇〕

○小倉一郎長寿介護課長 本人の負担額に関しましては、最終的には町長が決定するわけでございますけれども、原課といたしましては幾つかの案を提案いたしまして判断してもらって、そういったような格好になってます。したがって、今現時点では他市町の情勢を見きわめて、また考えてまいりたいと思います。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 近隣市町との均衡を保たないといけないという意味はよく分かりました。ただ本当に今、年金っていうのがふえないで減っている。マクロ経済スライドの改悪なんかも考

えられている今の時点で、ふえるということは本当に大きな負担になります。しかも、消費税増税も取りざたされている今ですので、本当にお年寄りにとっては少しでも負担がふえるということは、それだけで受けたサービスも受けられないということになりかねませんので、ぜひそのあたりはよくお考えの上、適切な料金になるようによりしくお願いいたします。

最後の質問になります。

就学奨励費のうち、新入学児童生徒学用品費は入学前に支給せよということでご質問いたします。これも以前に何度かご質問したことだと思いますが、3月になりましてやはり新入学用品をどうしようか、そのお金をどうしようかというふうに困ってらっしゃる方の顔がちらつきますので、もう一度質問をいたします。

津幡町就学援助規則の第3条、就学援助費の種類、対象経費および対象者の別表に種類として「5 新入学児童生徒学用品費等」、対象経費として「小学校又は中学校に入学する者が通常必要とする学用品及び通学用品又はそれらの購入費」とあります。文字どおり読みますと、3月にはそろえなくてはならないものに対する助成です。制服、ランドセル、かばん、ブック、体操服など、必ずそろえなければ入学式には出られないということです。就学援助費は、援助が必要だから設けられた制度です。その制度が意味あるものとなるためには、5項目については3月中に支給されるのが当然のことではないでしょうか。お金のある方にとっては先にお金をもらっても後でお金が返ってきても同じと思われるでしょうが、援助を必要とする方は買わなければならないが今そのお金がなくて困っていらっしゃいます。実際に困っている方がいらっしゃることは町当局もご存じだと思います。実施するのに余分な費用がかかるわけではありません。仕組みを一部変えるだけで実現します。すでに県内でも3月に新入学児童生徒用品費の支給を行っている自治体はあります。先日、白山市の議員の方からお話をお聞きしましたところ、入学説明会のときに説明書を渡し、前々年度の所得に基づき1月に申請を受け付け、3月に支給しているそうです。このようにすれば、3月には新入学児童生徒の学用品費を保護者は準備でき、安心して入学式を迎えることができます。同じ制度であっても、いつ実施するのかによって町民にとって生きた制度になるのかどうかが決まります。津幡町でもぜひ実施していただきたいと思います。

学校教育課長の答弁を求めます。

○向 正則議長 吉田学校教育課長。

〔吉田二郎学校教育課長 登壇〕

○吉田二郎学校教育課長 就学奨励費のうち、新入学用品費は入学前に支給せよとのご質問にお答えいたします。

平成27年9月会議で塩谷議員の一般質問で教育部長がお答えをしておりますが、本町では津幡町就学援助規則に基づき、経済的な理由により児童生徒の就学が困難と認められる保護者に対し、学用品費や学校給食費、そして新入学用品費、修学旅行費、治療勧告のあった医療費などについて、一定額の給付を行っております。現在は、新年度が始まった4月から保護者の申請を受け付け、1学期から3学期までのそれぞれの学期末となる8月、12月、3月に就学援助金を給付しております。該当児童生徒の就学の状況や修学旅行など校外活動への参加状況、学納金の納付状況などを確認した後に確定の額を保護者へ支給しているものです。

ご質問の就学援助費のうち新入学用品費を入学前に給付することについてですが、ご質問にもありましたが、県内では白山市や小松市など、事前に支給している自治体もあります。前回のご

質問で「保護者からの要望が高まれば検討をしていきたい」と教育部長がお答えしておりますが、現在までに実はそうしたお問い合わせやご意見は、学校あるいは教育委員会でも聞いてはいないところでございます。ただ今後ですけれども、そうした要望につきまして就学時健診あるいは入学説明会の場、そうしたことで行っております就学援助制度の説明の場を活用しながら随時、これからも把握、そうした要望の把握に努めてまいり、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問いたします。

実は、これを、この一般質問する前に、町のほうにも言ったんだけど、町のほうではできませんっていうお話があったので、何とかすることはできないかっていうことで私のほうに相談もありました。だから届いてるんではないかなと思ったんですが、お聞きになってないわけですね。では、一番今この制度がすぐに実施できませんよっていう理由は、直接保護者のほうからそういう問い合わせがないからということになりますでしょうか。例えばいろんなそのワクチンに対する補助とか、いろんな前向きと思われる施策をこの間ずっととってこられたわけですが、それらについてもすべてそういう要望があってから進められてきた対策なののでしょうか。これは本当に必要だと思えば、そうするほうが実際に保護者の方にとっては助かるということがあれば、それは前もってすることもできるんじゃないかと思うのですが、今それができませんよという一番の理由は保護者からの要望がないということなのかどうか。そこだけもう一度お聞かせください。

○向 正則議長 吉田学校教育課長。

〔吉田二郎学校教育課長 登壇〕

○吉田二郎学校教育課長 確認させていただきますけれども、この制度、前倒しで就学援助制度の入学支度金を先払いというか前もってお支払いすることができないということは申し上げているではありません。要望を把握をしている段階だということを申し上げまして、その要望を確認できれば、さらなる詳しい要望を把握しながら制度の検討をしていきたいということですので、まずは保護者の意向を確認をさせていただきたいということでございます。

○向 正則議長 10番 塩谷道子議員。

○10番 塩谷道子議員 再質問ではありません。

今のご答弁を前向きにとらえさせていただきます。ぜひ皆さん、要望あったら町のほうにも言うようにということもお伝えしたいと思いますし、やっぱり自分がいろいろ町からの助成も受けているって言うことで言いにくいという面もあるのではないかなということも考えられますので、やはり町としては、こういうことがあったら本当にうれしいだろうなっていう制度だとしたら、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで、私の一般質問を終わります。

○向 正則議長 以上で10番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

次に、5番 西村 稔議員。

〔5番 西村 稔議員 登壇〕

○5番 西村 稔議員 5番、西村 稔でございます。

長年奉職され、今春3月に退職される方々に心より感謝し、今後もできる限り町政発展のため

ご尽力されることを切望して質問に入らせていただきます。

公契約条例を制定できないかという質問をさせていただきます。このことに関しましては、参考資料を事前に提出してあります。

災害時におけるインフラ整備の促進を図るため、全国の市町村がこれから取り組んでいくと思われる公契約条例を津幡町に制定する考えがあるかないか、町長にお尋ねいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 西村議員の公契約条例に関するご質問にお答えいたします。

公契約条例を制定する主な目的は、自治体発注の建設工事や委託業務などに従事する労働者の賃金につきまして下限額を設けるものであると考えております。このように下限額を設けた条例は、平成27年12月現在で全国で17の自治体で制定されているようでございます。当町では最低制限価格の設定や労務単価改定等にも迅速に対応していることから、現在のところ公契約条例を制定することは考えておりません。今後とも労働条件の適正確保に向けて、国や他の自治体の動向も注視しながら取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

なお、西村議員のご質問にありました災害時におけるインフラ整備の促進を図ることと、公契約条例の制定には直接関連性がないものと考えていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○向 正則議長 西村議員、発言のときは挙手をお願いいたします。

5 番 西村 稔議員。

○5 番 西村 稔議員 この質問に関しては、町の考え方がよく分かりました。

それでは、第2番目の質問に入らせていただきます。

危機管理の備えについて、備えはどうなってるかという質問をいたします。

地震、津波等の自然災害、原油安における大恐慌、少子高齢化、社会保障の崩壊、核の脅威、いずれをとっても生活や将来に絶望的になることばかりです。町としておののおのに対し、どのように考えて、どのように危機対策に備えることを考えているのか。

町長の対策に対するお考えをお尋ねいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 危機管理についてのご質問にお答えいたします。

まず、大恐慌についてでございますが、世界的な不況などが起因し、起こり得る大恐慌は、各国の経済政策等が関係するものでございます。国の政策を注視し、本町としては日々の生活や将来に希望が持てるまちづくりを今後も進めてまいります。

次に、少子高齢化対策でございますが、本町ではこれまでさまざまな子育て支援や福祉の充実などの施策を行っており、新年度予算におきましてもさらに充実させた内容となっております。今後も国・県と連携し、対策に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、核の脅威についてでございますが、外交、防衛は国が取り組んでおり、また核兵器製造等につきましては国際原子力機関や国連が監視、対策をしており、本町としては特別な対策はございません。

今後も町民の安全、安心のため、町の防災力強化に努めてまいりますので、ご理解をちょうだ

いしたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 再質問させていただきます。

これは、関連質問です。通告はしてありませんが、できれば回答をお願いします。

日本経済は徐々に閉塞し、悪循環し続けております。その最たる出来事は少子化であります。人間一人100歳まで生きるとしたら、1年に100万円かかるとすれば、一生で1億円が必要であります。1億を稼ぐためには、年収250万を稼いで20歳から60まで40年間働くことが必要ですが、消費税10パーセント……。

○向 正則議長 西村議員、発言の途中でございますが、議員に申し上げます。

通告にない質問は認めて……。

○5番 西村 稔議員 これ関連質問なんで、ちょっと……、

〔「関連しとらんがいね」と呼ぶ者あり〕

いや、関連しとるんですよ。

○向 正則議長 いや、通告外は認めていませんので、よろしくお願いいたします。

○5番 西村 稔議員 せっかく考えて……、

〔議席から笑い声あり〕

皆さんに聞いていただこうと思っとなんで、ちょっと聞くだけ聞いてもらえないですかね。

○向 正則議長 一応、通告の内容の範囲内でよろしくお願ひ……。

○5番 西村 稔議員 だから最初に断ったように、回答できればあれやし、できねばいいんで、さっきの……、

〔「内容が違うがいね」と呼ぶ者あり〕

補足質問みたいな感じ。

○向 正則議長 だから再質問の意味とは違っていますので、通告内でお願いいたします。

〔「再質問やぞ、関連質問じゃないがいや」、「何年議員しとらんや」と呼ぶ者あり〕

○5番 西村 稔議員 5年間ですけど。

〔議席から笑い声あり〕

〔「それぐらい分かっとなるやろ」、「津幡町議会では関連質問を行っておりません」と呼ぶ者あり〕

いや、関連というか、これは補足というか、さっきも言ったように……。

○向 正則議長 西村議員。

先ほど注意しましたが、なお議長の命令に従いませんので、津幡町議会会議規則第54条第2項の規定により、次の質問に入ってください。

○5番 西村 稔議員 それでは、これに関しては次回また質問いたします。

それでは、3番目。

地方創生に町としてどのように取り組んでいるかという質問をいたします。

日本政府は今、地方創生、政府機関の移転を重点項目に掲げております。町としてどのように県に対して要望しているのか。また、要望に対し、用地の確保、立地の条件、交通アクセス等を提示することが重要かと思われます。また、第5次総合計画の中にどのように取り組んでいるの

か、町長に答弁をお願いします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 地方創生に関してのご質問にお答えいたします。

地方創生の一環として取り組まれております政府関係機関の地方移転に関しましては、東京圏以外の道府県を資格者として提案が募集され、石川県は東京国立近代美術館工芸館など、4つの機関を選定し、提案したと伺っております。提案に当たりましては、誘致の必要性や効果、移転先の施設の設置や確保のための具体的な条件整備案や機関職員の居住環境の確保への協力を示す必要があり、主に既存の関連施設の所在する敷地内やその周辺で選定が行われたようでございます。

今ほどの質問の中で第5次の津幡町総合計画ということを言われたんですけども、当初から出ておりました質問の中では総合戦略の5か年計画の中についていうふうに言われておったんですけども、事前通告に従いまして答弁をさせていただきます。総合戦略の5か年計画の中にどのように取り組んでいるのかということに関しましては、ご存じのとおり、昨年10月に策定し、議会の皆さまに協議説明させていただき、公表いたしました。津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略には、政府関係機関の誘致そのものについての明記はございません。

以上です。

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 それでは、4番目の質問をさせていただきます。

金沢市と津幡町の境、特に金沢市側の発展に対し、協議会をできないかという質問をいたします。

金沢市との行政境の開発がずっと進んでいないので、町の発展も足踏み状態になっております。金沢市と行政境振興協議会なる協議会を設けて、津幡町と金沢市を相互に発展させることができないのか、町長にお尋ねします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 金沢市と津幡町の境の発展に対し協議を重ねてほしいとのご質問にお答えいたします。

金沢市および津幡町では、それぞれ計画的なまちづくりを行うため、都市計画審議会の調査審議のもと、都市計画を決定しております。津幡町として金沢市のまちづくりに対して干渉することはできませんし、また行政境振興協議会なる協議会の設置は全く考えておりません。なお、金沢市とは金沢市・津幡町行政連絡会を設置しており、関連事業の実施に当たりましては情報交換や相互調整を行うこととしております。

また、今議会に上程しております金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約におきましても、圏域全体の生活関連機能サービスの向上に関する取り組みを行うこととしております。

以上です。

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 それでは第5番目、最後の質問にさせていただきます。

健康型温水プールの設置場所についての質問をいたします。

各施設をつくる場合、場所を決めるに当たってプロジェクトチームをつくり、5か所を設定し、塗りつぶして決める方式をとっておられますが、本当にこの選択が町民のためになっているのか疑問に思います。健康型温水プールにおいても同じく五者択一方式となっており、今2か所が残っていますが、中央公園のほうは駐車場の問題や公園法にひっかかるので、運動公園にとりかねないと考えます。

「ボートの町つばた」と言われ、町民こぞってレガッタの振興に努力をいたしております。津幡漕艇競技場の駐車場は、何年に1回しか満車にならない駐車場があり、そこに隣接した計画を持ったほうが大幅なコストダウンにつながると思います。また、漕艇場とのアクセス道路もよくなり、井上地区のバスの便もよくなり、住宅団地の利便性を生かせると思いますが、町長のお考え方をお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 温水プールは県漕艇競技場に隣接させてはどうかのご質問にお答えする前に、西村議員は、当町では施設の場所を決めるに当たり5か所を設定し、塗りつぶして決める方式をとっているとおっしゃられておりますが、そういった方法をとったことは全くございません。また、漕艇競技場には何年に1回しか利用していない駐車場があるとのことですが、どこを想定しておられるのか分かりませんが、私はそのような場所はないと思っております。

それでは、西村議員のご質問にお答えいたします。

まず、当町では複数の部局にまたがる重要かつ緊急な政策課題を一定の期間内に調査、研究、企画、調整等の事務処理を必要とする場合にプロジェクトチームを設置しております。温水プールに関しましては、平成25年5月に10人の職員から成るプロジェクトチームを組織し、調査、研究を行ってきております。その温水プールの建設場所、選定方法につきましては、平成26年津幡町議会12月会議で西村議員の温水プールの設置場所の選択についてとの質問に副町長が答弁しているとおりでございますが、覚えておられないようですので、私から再度お答えさせていただきます。温水プールの建設場所につきましては、利用者の利便性などを基本に考えて町内全域からまず17地区を選定し、さらに用地の取得や造成などの整備の容易性、交通アクセス性、現況の土地利用、法規制状況など、12項目につきまして評価をし、5つの地区を適地として抽出いたしました。その中でも津幡中央公園地区と津幡運動公園B地区を有力候補として、ほかの3地区は次点候補といたしました。このことは、議会全員協議会で説明、報告させていただいたとおりでございます。また、5つの地区の選定は単なる統計的なつじつま合わせではなく、利用者の利便性を第一に考え、最適地を客観的に評価したものでございます。

西村議員は以前の質問で清水地内のいわゆる西谷内地区を、今回は石川県津幡漕艇競技場に隣接した箇所を新たな候補地として提案していただきました。温水プールの建設場所に強い関心があることは分かりますが、今ほども申し上げましたように、利用者の利便性など諸条件を含めて総合的に判断いたしますと、石川県津幡漕艇競技場の隣接地区につきましては現在のところ適地とは考えておりません。ご理解をお願いいたします。

しかしながら、ご存じのとおり、当該事業は短期間で多額の費用が必要となることから、利用者の利便性だけでなく、最も有利な財源を確保できることも考慮しなければなりません。そのよ

うなことから、現時点においても最適な場所、最良の方法などにつきましてはまだ弾力的に考えていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○向 正則議長 5番 西村 稔議員。

○5番 西村 稔議員 どうもいろいろとありがとうございました。

これをもちまして、西村 稔の質問を終わります。

○向 正則議長 以上で5番 西村 稔議員の一般質問を終わります。

次に、1番 森川 章議員。

〔1番 森川 章議員 登壇〕

○1番 森川 章議員 議席番号1番、森川 章です。

本日は3項目について質問させていただきたいと思います。

まず1点目ですけれども、地域包括ケアシステムについて問うということでお伺いしたいと思います。地域包括ケアシステムの今後のさらなる取り組みについて、2点の内容についてお聞きしたいと思います。

地域包括ケアシステムとは、高齢者が住みなれた地域で自分らしい生活が送れるよう、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援などのサービスが受けられるシステムを整備していくことで進められております。地域包括ケアシステムは、地域の実情、特性に合った仕組みをどうつくるかが課題になり、このシステムをつくるためには地域の関係機関との連携体制の構築や在宅医療提供体制の整備、介護予防の充実、関係分野の人材の確保、医療、介護、福祉の行政間の縦割りの弊害をなくすなど、多くの課題があります。地域包括ケアシステムを整備するに当たり、高齢者には津幡町地域包括支援センターの設置を進め、支援の体制がとられていますが、今後は障害者、子どもを含む地域すべての住民のためのシステムであるため、すべての住民への支援拡大が求められています。そこで、質問の1つ目として、津幡町として今後、障害者や子どもへの地域包括ケアシステムの支援拡大はどのように進められていくのか。また、現在進められている取り組み、今後の計画等についてお聞かせください。

そして、今先行して高齢者の介護問題や医療サービスの充実、相談業務を進めているシステムの構築を障害者や子どもへのケアシステムへの拡大、また地域で行う福祉への課題を解消するために、地域の資源の互助も含め、さらなる地域力のマンパワーの創出が必要と考えております。高齢者問題も子育ての問題も、その当人やその周りの方々の問題だけではないと思います。地域の企業や商店、郵便局やコンビニ、青年世代、壮年世代、子育て世代といった多くの方々が自分たちの問題として意識することが必要だと考えます。地域の社会資源、マンパワーの活用をさらに深め、多くの方々が地域福祉を自分たちの問題としてとらえていくような仕組みづくりが重要だと考えております。その多くの方々がこの問題に取り組みにかかわっていくのか、今後その取り組みについてもお聞かせください。

町民福祉部長、どうぞよろしく願いいたします。

○向 正則議長 岡田町民福祉部長。

〔岡田一博町民福祉部長 登壇〕

○岡田一博町民福祉部長 森川議員の地域包括ケアシステムについて問うとのご質問にお答えいたします。

本町の高齢者支援に関しては、医療、介護、生活の各分野で相互に連携を図りながら地域での支え合いを生かした地域包括ケアシステムの構築を進めているところでございます。しかし、社会構造が複雑化する中、森川議員が述べられるように、高齢者のみならず、障害のある方や子どもを含め、すべての方が住みなれた地域で自分らしい生活を送ることができるような体制づくりが必要であると認識しております。

最初に、障害者や子どもへの支援の取り組みについては、それぞれの担当課で施策が展開されていますが、社会福祉課内の総合相談窓口の設置により部や課を横断した相談体制が整備されております。将来的には子どもから高齢者等を含むすべての方を対象とした地域包括ケアシステムの構築に取り組みたいと考えております。

次に、本町では津幡町地域福祉計画のもと、公民館区域を基本とした地域の福祉拠点づくりを目指しています。ここでは、住民すべての方が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、マンパワーと地域の社会資源を活用していけるような環境整備を推進しています。現在、町社会福祉協議会が中心となって地域支え合い体制づくりに取り組んでおり、住民の多くの方々が地域福祉に関心が深まるよう、健康づくりや防災問題など、身近な課題を提起して地域ぐるみで取り組めるような活動を展開しております。今後、第5次津幡町総合計画の基本目標にも掲げた「笑顔があふれ、誰もが元気に暮らせるまち」の実現を目指し、行政はもとより、住民、関係団体、事業者などの連携による地域福祉推進の体制づくりに取り組んでまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 1 番 森川 章議員。

○1 番 森川 章議員 再質問ではございませんが、今後子育てや障害者への支援も拡充していただけるということで、もし40歳で結婚した場合に子どもが産まれてそのまま大人になったとき、親が70歳になったとき子どもは30歳です。今このような時代を迎えている中で、地域すべての住民がこの福祉問題をとらえていくということは重要なことだと考えておりますので、今後の計画を進めていただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、2点目の質問に移らさせていただきたいと思います。

津幡丘陵公園の予定地であった土地の今後の利用について問いたいと思います。

国道8号津幡北バイパスの開通により津幡丘陵公園の予定地であった場所が交通の利便性やこれからの津幡町にとって大変活用性の高い土地となりました。交通のかなめとして、国道8号津幡北バイパスの利用者も確実に増加しています。小矢部市のアウトレットモール、かほく市の大型商業施設など、近隣施設を利用する方も大変多く、北陸新幹線の開業に伴い観光客が増加している金沢からも移動が容易であり、この土地の活用次第では魅力ある津幡町を飛躍させることができると思っています。交通の利便性からも加賀、能登、越中の要所への分岐点であり、この土地を活用していくことこそが大切だと思っています。

そこで、お聞きします。以前のような文化公共ゾーンといったもので考えていくのか、県立施設などの誘致など、この土地の活用についての計画はあるのか、矢田町長にお聞きしたいと思います。

よろしくお願いします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡丘陵公園についてのご質問にお答えいたします。

津幡丘陵公園は、平成9年度に都市計画法に基づく都市計画決定ならびに都市計画公園事業認可を受けております。当時は津幡町も急激な人口増加に伴い、都市化が進む中で町民ニーズも多様化して社会資本の充実に迫られておりました。このことから、町の核となる都市公園として、市街地に近く、また津幡北バイパスの乗り入れも予定されていたことなど、恵まれた条件を生かし、町民の憩い、交流、学習の場を創造するため、文化ホールや生涯学習センターを兼ね備えた総合公園として用地買収に取りかかり、現在に至っております。ご協力いただきました地権者を初め、町民の皆さまのためにも早期実現に努めておりました。しかしながら、生涯学習センター、文化ホール、図書館がより早期に必要となったことなどから北中条地内で整備したことや国の三位一体の改革により当該整備に係る財源制度が大きく変更されたことなど、津幡丘陵公園を取り巻く環境や社会情勢が著しく変化いたしました。このことから抜本的な構想の見直しが必要となりましたが、先ほど申し上げましたとおり、津幡丘陵公園は都市計画法に基づく都市計画決定の認可を受けていることから、その整備に当たりましては相当実現性の高いものでなくてはならず、実現性の低い計画の変更はできないものと考えております。よって、当公園は当分の間、市街地への雨水排水対策の効果も大きいことから、自然のまま現状を維持し、管理していきたいと思っております。今後整備する場合でも、なるべく里山の保全を主体とした自然豊かな町民の憩いの場となるような公園にしたいと考えております。

なお、津幡丘陵公園は交通の利便性がよく、県施設あるいは政府関係機関の地方移転など、本町にとって優位な条件が整えば、用地の利活用の抜本的な検討もあわせて考えなければならないと考えております。

以上です。

○向 正則議長 1 番 森川 章議員。

○1 番 森川 章議員 ありがとうございます。

それでは、3点目の質問に移らさせていただきたいと思います。

3点目は、（仮称）体験型観光交流公園によって当町へのメリットについて問うということでお伺いしたいと思います。（仮称）体験型観光交流公園について4点の質問をお聞きし、そしてその後、今後に向けての計画について提案をしたいと思います。

本町が目指す将来像、住んでみたい、ずっと住みたい津幡を実現するために、優先的に取り組むテーマの一つとして交流が挙げられ、新しい人の流れをつくるとして計画されている（仮称）体験型観光交流公園ですが、未来の津幡町においても大きな事業であり、重要となるべき計画であります。町民もこの計画に期待もあると思いますし、また財政面での不安もあると思います。観光施設の整備に伴い、交通施設の整備、充実がこの観光施設に訪れる人の流れを促進していく要素でもあります。交通の利便性や金沢市近郊の立地条件を最大限に生かし、都市間競争に負けない交流を実現するために地域資源を利用して、町民や観光客が多く訪れる観光交流拠点という計画であることは理解しております。まず、第1次計画から第3次計画まで、平成27年度から平成43年の長きの期間にわたる整備で社会資本整備総合交付金を活用していけるのか、また地方債はどのくらいの発行になる計画なのかをお聞きしたいと思います。

2番目に、観光資源についてもみじが計画されていますが、確かに秋の行楽シーズンにもみじ

の名所である京都や石川県内のもみじも見てきましたが、もみじ狩りに訪れる観光客は大変多く、紅葉シーズンには観光人口は見込まれると思います。このことを踏まえて、今まで倶利伽羅地区の山々に植えられてきた八重桜や倶利伽羅源平しだれ桃ではなく、なぜもみじなのか、このことをお聞きしたいと思います。そして、観光交流の分野で観光や農業を中心とした産業の振興や交流機会の確保によって津幡町に新たに生まれる観光交流人口はどのくらいを見込んでいるのか、このことについてもお聞きしたいと思います。

観光客や交流人口がふえるだけでなく、ここから得られるメリットが重要となると思われますが、（仮称）体験型観光交流公園や周辺関連施設などで得られる経済効果が大変重要なものと考えます。一時滞在のグリーン・ツーリズムの中で農作物直売所の利用や自然体験、レクリエーション、農家レストランの利用が大きな経済効果を生むと考えますが、投資に応じた効果が出なければなりません。経済効果はどのくらいを見込んでいるのか、このことについてもお聞きしたいと思います。その上で、津幡町に経済効果が生まれ、二地域居住、そして定住につながる計画でなければならないと考えております。魅力ある津幡町、住んでみたい津幡町につながり、この計画で促進される定住人口の増加はどのくらいを想定しているのか、このことについてもお聞きしたいと思います。

計画と成果をお聞きしたところで、今後のさらなる計画に提案をしたいと思います。この（仮称）体験型観光交流公園に民間活力を取り入れていく考えはないかということについて提案したいと思います。地域の農家がかかわることはもちろんであります。農業から6次産業化を進めて成功している企業の誘致を行うべきと考えています。また、商業分野でもブランド力を築いている企業や農家が県内にも多くいます。その企業の店舗を誘致するなど、行政と民間の相互協力がさらなる魅力づくりにつながっていくものと考えております。現在、津幡町に誘致している全国的に有名なシェフとのコラボレーションを行い、多くのユーザーを確保することがよいと考えます。津幡町の名産としての農業を全国に広く知らすこともできるのではないかと考えます。東京など都市部では、加賀野菜の販売や農業物加工品などの多くのものが販売され、太陽のマルシェなる販売イベントが組まれ、石川県内の多くの農家が6次産業化を進めるに当たり、参加して利益と知名度を高めています。農業は津幡町の将来の資源として魅力を持つものだと考えます。しかし、行政だけの構想では日本全国の多くの自治体が行われているものと違いがなく、都市部からの移動の利便性や周辺観光施設、観光要所など、複合化した発展がなければ大きな成功にはつながらないと考えます。今まで、一般商業ベースで産業を振興してきた企業だからこそできる一般商業ベースに乗せていくという構想がこの計画には必要であると考えております。（仮称）体験型観光交流公園の整備に関する費用面、観光交流人口の推移、このことから見込まれる経済効果、そして定住につながる予想値、今後この計画に民間活力を取り入れていくのか、さらなる発展的な計画になるのか、矢田町長にお聞きしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 体験型観光交流公園についてのご質問にお答えいたします。

長期にわたる整備で社会資本整備総合交付金を活用していけるのか、また地方債はどれくらいの発行になるのかとのご質問にお答えいたします。

当時、全体事業として社会資本整備総合交付金を活用することを想定し、計画したもので、個々の事業別のその時点の交付金制度の運用により有利な財源を活用することは想定内であり、基本計画書の財源よりも不利にならないことを基本的に考えております。そのことも踏まえ、社会資本整備総合交付金の活用につきましては、先ほど塩谷議員の質問にもお答えしたとおり、アクセス道路の整備につきましては財源の見直しを行い、道整備交付金の活用をすることに変更しております。また、公園整備に関しましてもメニューに応じて国からの有利な財源の確保に努め、財政負担を少しでも抑えようとしているところでございます。地方債の発行につきましては、現在の基本計画で約10億円の町債発行を見込んでおりますが、実質負担ベースでそれ以内となるよう努める所存でございます。

次に、なぜもみじなのかとのご質問でございますが、北陸に大規模なもみじの名所がないことから、多くのもみじを植えて北陸で随一のもみじの名所となれば、多くの観光誘客につながるのではないかと考えたからでございます。秋には真っ赤に紅葉したもみじ山に大勢の人が訪れ、農産物の収穫体験や収穫物の飲食など、憩いやされ、老若男女が楽しく過ごせる公園づくりを目指したいと思っているところでございます。また、なぜ八重桜や源平しだれ桃ではないのかとのご質問ですが、八重桜につきましてはすでに県境を中心に植栽されており、ゴールドエンウィークには倶利伽羅さん八重桜まつりが開催され、にぎわいを創出していることから、本公園での植栽は考えておりません。源平しだれ桃につきましては、平成26年度第2回津幡町体験型観光交流公園推進協議会において、しだれ梅園の一角に植栽することが提案され、了承されております。

次に、交流人口はどれくらい見込んでいるか、経済効果はどれくらい見込んでいるのかとのご質問ですが、基本計画では町内を初め、県内外からの利用者也想定しており、年間22万人の交流人口を見込んでいるところでございます。経済効果につきましては、体験型観光交流公園および周辺施設の倶利伽羅塾の収支を基本計画で試算し、第1期完了後では年間約600万円のマイナスが見込まれるものの、第2期完了時には年間約2,500万円のプラスに転じ、第3期完了後には4,000万円余りのプラスと試算されております。また、支出の経費の中には人件費等の雇用についての費用も含まれており、目に見える収支以上の経済効果が含まれるものと思っております。

次に、定住人口の増加はどのくらい見込んでいるのかとのご質問ですが、本公園は体験型観光交流公園の名称のとおり交流人口の増加を主目的としていることから、整備に伴う定住人口増加の試算までは行っておりません。しかしながら、魅力ある公園として整備することにより定住促進の一助となればと思っております。

最後に、6次産業化を進めるに当たって民間活力を取り入れればよいのではとのご質問でございますが、現在の基本計画では、公園管理全体については町公共施設等管理公社を考えておりますが、個別には民間事業者のノウハウや障害者や高齢者の皆さんのお力を活用することを考えており、事業実施においても有効だと考えている次第でございます。

夢と希望の持てる、そして将来の津幡町の名所ともなるよう、その第一歩を踏み出す体験型観光交流公園の整備につきましてご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

○向 正則議長 1 番 森川 章議員。

○1 番 森川 章議員 今後、津幡町のさらなる魅力になるべき観光場所だと思いますし、また多くの方がぜひかかわっていただければと思いますので、この計画がさらなる町民たちに見える

形になって夢と希望が持てるようになっていければ魅力ある津幡町にさらに促進がかかると思いますので、どうぞまた促進して進めていただければと思います。

これで、私の森川の質問は終わりたいと思います。

○向 正則議長 以上で1番 森川 章議員の一般質問を終わります。

次に、7番 森山時夫議員。

〔7番 森山時夫議員 登壇〕

○7番 森山時夫議員 7番、森山です。

今回は3問の質問を行います。

1問目、外出弱者に町営バスの運行をという課題です。

平成3年4月より北鉄バス、加越能バスから津幡町営バスとして引き継ぎ、平成8年12月より新たに無料の津幡町福祉バスが運行開始されました。現在まで人身にかかわる大きな事故もなく、安全第一に町民の足として、重要な役割を果たしております。現在、町営バス10路線、福祉バス12路線が運行している中で、町営バス乗降調査によると、昨年3月、6月、9月、10月の各1週間の調べでは、乗車人数が5,520人。これを1か月換算しますと、延べ2万2,000人余りが町営バスを利用していることになります。この数字は多いのか少ないか分かりませんが、停留所、時間帯、路線によっては大きなばらつきがうかがえます。乗降停留所の利用人数比較は、津幡中学校前、津幡駅前、津幡中央の通勤通学に利用している割合は各路線とも半数を超えており、次に高い利用バス停は中条小学校前、これはアル・プラザの前で、買い物などに非常に便利がよい場所と思われます。路線によってはウェルピア倉見、またあがたの里などのバス停の利用者が多いことが分かります。各路線において利用客のニーズにこたえるコース設定が大事で、バス停では津幡中学校前、津幡中央、パピィ1通り、役場前、中条小学校前、津幡駅前は各路線コースに取り込むべきで、より一層の生活支援に役立つことと思います。

そこで、今月めでたく定年退職され、最後の議会となりましたけれども、1問だけ太田産業建設部長に伺いをいたします。町営バス10路線、福祉バス12路線が運行されておりますけれども、町営バス路線で通勤通学を除けば、中心地に近いほど利用者が少ない路線が目立ちます。反面、郊外からの各路線は利用数が多いことが調査結果にあらわれております。中心地に近いほど店舗や医療施設が充実しており、バスを利用しなくても自転車や徒歩によって用事が達するのではないかと。それに対して、遠方の高齢者にとっては、町に出るときは公共の乗り物、町営バスが唯一の足となっております。したがって、毎週水曜日の福祉バス運休日に町営バス利用者数の少ない路線の運行回数などの見直しにより、郊外地区の福祉バス路線に各1往復町営バス運行を新設して、外出弱者のニーズにこたえられる運用を強く望みますけれども、今後の見解をお伺いいたします。

○向 正則議長 太田産業建設部長。

〔太田和夫産業建設部長 登壇〕

○太田和夫産業建設部長 森山議員の外出弱者に町営バスの運行をとのご質問にお答えいたします。

現在、町では町営バス10路線、福祉バス12路線を運行しており、町営バスは1年を通して365日、福祉バスは各便週2回運行しております。また、福祉バスは主な目的地であるウェルピア倉見の定休日が水曜日であることから、この日を福祉バスの運休日としております。

さて、ご質問の趣旨であります毎週水曜日の福祉バス運休日に福祉バス路線を町営バス路線と

して運行できないかとのことにつきましては、バスの運行状況から申し上げますと、現在予備車を1台含む全9台で町内すべての路線を運行しております。その中で毎週水曜日は、安全管理に必要な不可欠な1か月、3か月定期点検や年1回必須の車検の実施日として予備車両も含め、2台のローテーションにより点検等を行っているのが現状です。さらに、新たな町営バス路線がふえることに伴い、運行経費が増加し、運賃収入等との収支バランスについても検証しなくてはなりません。これらのことから、水曜日限定の新たな町営バス路線の運用は、現時点では困難であると考えております。

しかしながら、町営バスや福祉バスの運行については、高齢者など交通弱者の方々の実情やニーズを考慮した運行が基本であることから、バス路線の再編も含め、継続的に調査、研究することが重要であると考えています。町内公共交通の現状を踏まえ、町のバス事業がより身近な存在として町民の皆さまに受け入れられるよう取り組んでまいりたいと存じますので、ご理解のほどお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 再質問はございませんけども、この今2月16日の公共交通会議が終わったばかりで、今回あまり踏み込んだ回答は期待はしておりませんでしたけども、ちょっと答弁の中で、ちょっと新たな路線で便数をふやすという、そんなような考えの持ち方で答弁してましたけど、私はこの回路を、その少ない人数の利用者の回路をちょっと少なくして、その便をそこに充てると、そういう気持ちでございました。そういうことで、次の会議で今回の課題を十分に検討、審査するとともに、次の決定次第ではまた再度の質問にならないよう、町民の平等性を重んじた運営体制に期待をしております。

以上で、1問目は終わります。

次、2問目でありますけども、つばたReco利用者の人、車の安全対策を図れということをお願いいたします。

平成19年12月会議に一般質問で道下議員の24時間オープンの常設資源回収場所の設置提案を受けて、平成21年8月に現在のリサイクルエコステーション、つばたRecoが開設をされました。当初は、近隣の住民が利用する程度と思ってましたけども、瞬く間に利用者が拡大して、今や平日1日の平均500人程度の利用者で、土日となりますと700人前後の利用者となっております。これは、1週間で町の人口の1割ほどが利用している施設になっております。町独自の資源回収拠点として、町民の利便性に大きく寄与していると感じております。前年度12月時点で、容器包装、資源ごみの約6割がつばたRecoに持ち込まれ、広域事務組合に持ち込まれる燃えるごみは前年度比140トン余りの減少効果になっております。家庭ごみを除く新聞、雑誌、プラスチック、缶類など14品目が対象で、そのうちの8品目が再生利用として売掛金が発生し、費用対効果にあらわれております。

反面、利用者が多いことで問題点が発生していると感じております。その1点目は、利用者の運転マナーが悪いということ。これは、つばたReco利用者はほとんど役場北口通用門を利用し、出入りをしていますけども、特に構内に入るときに方向指示器を出さない、左折車は斜めに横切る、また右折車は内回りしてRecoのほうに向かうなど、構内の出入り口には一応走行指示があっても、9割方が無視の状態であります。構内から出るときに非常に危険を感じます。

2点目は、駐車場所の指示が明確でないということです。思い思いの場所に車をとめたり、いきなりバックや人の飛び出しなど、はっと冷やりが潜在して、資源ごみ持ち込みルール看板が目につきますけども、人、車のルール看板が今のところありません。

それと3点目は、つばたReco開設に伴い、各保育園、小学校の廃品回収益となる品がRecoへの持ち込みが町内の回収量の63.8パーセントに達することで、当然減収になっている。

そういうことで八田生活環境課長にお伺いいたしますけども、1点、役場北口通用門の通行車両の危険性を抑えるための周知徹底を図ること。

2点目、資源ごみ持ち込みの際に、車両通行帯区分を明確にするために施設前の駐車枠10区画を消して、道幅を広くして誘導線を引くなり、利用者の安全確保に努めてほしいこと。

3点目は、つばたRecoへのごみ持ち込み量が大幅にふえたことにより、各保育園、小学校の廃品回収益の減収に対する対応はどうなってるのか。

以上、3点についての対策方法をお伺いいたします。

○向 正則議長 八田生活環境課長。

〔八田信二生活環境課長 登壇〕

○八田信二生活環境課長 つばたReco利用者の人、車の安全対策を図れとのご質問にお答えいたします。

つばたReco開設以来6年余りが経過し、毎年利用者数や資源回収量が増加しており、町民のリサイクル意識の定着とごみ減量化に関してのご理解が浸透したものと感謝しているところでございます。まず、ご質問1点目の利用者の運転マナーにつきましては、現状を見る限り、駐車場内では多くの方が徐行運転をされており、対向車がない場合など、一部斜めに横切る方がいらっしゃることは認識しております。開設以来接触事故等のトラブルや苦情については直接お聞きしておりませんが、広報等を活用し、利用者の駐車場でのマナー向上に努めるように案内してまいりたいと思います。

2点目の駐車場所の指示が明確ではないとのご質問であります。現状として、役場利用者と共有の駐車場であることなどから指定した明示はございませんが、利便性、安全性向上のため、今後薄くなった駐車区画線の更新とともに区画内に優先利用の明示ができないか、駐車場所管課の監理課と協議し、検討してまいります。

3点目の保育園、小学校などで行う資源回収益の減収に対する対応でございます。Reco開設前の平成20年度は新聞紙など紙類で約964トンの資源回収実績があったものの、平成26年度実績では約547トンとなり、43パーセント減となっています。事業実施者は資源回収日等を地域に向けて十分な事前周知をし、計画的に資源回収を行っているようですが、各家庭での保管場所の問題などによりRecoを利用する方がふえているようでございます。現在、一般廃棄物の再資源化、減量化などを推進するため、再生利用可能な古紙類の集団回収事業を行う各種団体へ回収量1キログラム当たり1.5円の額を乗じた奨励金を交付しています。事業実施者には、奨励金や売却益が減収していますが、資源回収などのリサイクル活動やボランティア活動を行うことにも意義があるものと考えておりますので、ご理解をお願いします。

以上です。

○向 正則議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 ありがとうございます。

利用者一人一人が安全に施設利用ができるよう、構内ルールの周知徹底を図って、今後も潜在する危険を摘み取る改善を随時行っていただきたいと思います。

次、3問目でございますけども、イノシシのさらなる被害防止対策を図れということをお願いをいたします。

毎年イノシシ被害防止用電気さくの設置も進んで、町独自の補助などで畑作にも設置が負担軽減されるようになりました。昨年、県内では防護さく効果により3年ぶりに農作物被害が減少して、捕獲数も昨年10月時点で2,425頭とふえたと成果を発表いたしました。県内16市町での捕獲数に対して当町では240頭で1割を占めていることは、イノシシの個体数がどんどんふえていると推測をします。平成の号になってからクマがすみつき、タヌキ類、イノシシの増殖、昨年度は外来種であるアライグマが津幡町まで北上など、繁殖力の強い動物が新たにふえ、近い将来、生活にも害を及ぼす事態になってまいりました。これは、もとは人間社会が招いた地球温暖化、ペット管理義務、里山管理を怠ったことが動物がふえ続けている最大の一因と思っております。今、イノシシ被害の深刻な理由は、稲の刈り取りが終わった後、電気さくを撤去したと同時に秋から春にかけて一気に水田のあぜに出没して、きばなどで土を掘り返し、えさをとることで春にはあぜが見るもむなしい状態で、水田を仕込むためにはあぜの修復など、重労働作業で苦慮していることが現状であります。今年は特に雪が少なく、イノシシが越冬してますます繁殖し、イノシシおりでの捕獲や狩猟などでの捕獲も追いつかない状態になると思います。一番効果的なのは、有害鳥獣が進入できないよう恒久金網で囲う事業の取り組みが喫緊の課題と推測されます。他の自治体においても、シカ、イノシシに対するさくの設置がなされているところもふえており、当町においても近い将来、他人ごとでは済まない事態の恐れがあります。近ごろ、去年ですけども、会合の席上、住民からは必ずと言っていいほど質問をいただき、現状の電気さくやイノシシおりの設置状況などを説明しても、それ以上の深刻さを感じており、次なる新しい手段を要求していることは事実であります。

ここで、柵田農林振興課長にお伺いしますけども、現状の捕獲おりの改良や金網さくで誘導して捕獲するなど、個体数を大幅に減らすイノシシ対策が必要と考えますけども、実案計画があればお願いをいたします。

○向 正則議長 柵田農林振興課長。

〔柵田和男農林振興課長 登壇〕

○柵田和男農林振興課長 イノシシのさらなる被害防止策を図れについてお答えいたします。

初めに、イノシシの捕獲状況について報告させていただきます。平成21年度に1頭が捕獲されて以来、平成25年度には99頭、平成26年度には193頭、平成27年度1月末現在においては376頭が捕獲され、年々増加しております。町の対応としては、現在48集落に79基のイノシシおりを設置し、個人所有のおりを合わせると100基のイノシシおりが設置されております。そのうち、片扉方式のおりは95基、両扉方式のおりは5基となっております。また、電気さくについても65集落に総延長約494キロメートルを貸与しております。

ご質問の今後の捕獲方法、恒久金網の設置、被害防止策の対策を早急に検討をとのことでございますが、捕獲のための新技術については、昨年7月から11月にかけて、県が主体となって石川県森林公園内に縦横4メートル、高さ2メートルの大型囲いおりが設置されました。この大型囲いおりは、イノシシの大量捕獲を目的に遠隔操作による扉の開閉が自由に行える機能を装備し、

津幡町と小松市、能登町の3市町での実証実験を行ったものです。津幡町では合計4頭の捕獲実績があり、小松市では2頭、能登町では捕獲できませんでした。この結果を踏まえ、町ではイノシシの大量捕獲は難しいとの認識を示しており、近日中には実証実験の結果報告書が提出される予定となっております。なお、今年度、河北郡市有害鳥獣対策協議会では、県の指導に基づき、イノシシをピンポイントで捕獲できる獣種判別センサーを40基購入し、イノシシおりに設置したことにより捕獲数が大幅にふえたものと考えており、今後はより充実させたいと思っております。

次に、恒久金網の設置につきましては、今後、ニホンジカや猿の被害が発生することを想定し、県や猟友会と協議、検討したいと考えております。また、捕獲技術が向上するよう、いろいろな研修会や技術講習会が県主催で開催されており、えさづけ方法やえさの素材の検討、おりの設置場所やおりの方向など、講師に細かく指導いただいております。今後もこれらの研修会などに関係者と積極的に参加し、1頭でも多くのイノシシを捕獲し、被害が少なくなるよう取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○向 正則議長 7番 森山時夫議員。

○7番 森山時夫議員 ありがとうございました。

恒久金網のほうは、この前新聞に出てましたように、石川県、福井県の県境で当初の計画よりかなり福井県のほうが問題がありまして縮小されたということをや何か書いてありましたけれども、私一番思うには、イノシシのおり、これ今三方囲いの一方向だけから入っと口となっておりますんで、動物はそれで結局警戒感があって入らないんじゃないかということも思っておりますし、今私が思ってるのは、要するに両方で落ちるやつね、要するに通り返すことができるやつ、それを1か所にかけて両サイド50メートルほど誘導さくをつくって、そこに通ったときにばさっと捕獲できると、そういうふうな捕獲のやり方もどっかですていただければいいんじゃないかなと、そういうふうにも思っております。今後ともまたいろんな住民、農家、いろんな被害の遭ってる方は非常に心配していますので、随時、改良のほう一応よろしく願いをいたします。

以上、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で7番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午前11時51分

〔再開〕 午後1時00分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

<発言の訂正>

○向 正則議長 次の一般質問の前に柵田農林振興課長から発言を求められておりますので、これを許します。

柵田農林振興課長。

〔柵田和男農林振興課長 登壇〕

○柵田和男農林振興課長 先ほど、森山議員からのイノシシのさらなる防止策を図れとのご質問

の答弁の中で、大型囲いおりの設置のことについて、その結果を踏まえ、町ではイノシシの大量捕獲は難しいと答弁させていただきましたが、石川県の間違いでございました。おわびして訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

＜町政一般質問＞

○向 正則議長 それでは、一般質問を再開します。

9番 酒井義光議員。

〔9番 酒井義光議員 登壇〕

○9番 酒井義光議員 9番、酒井でございます。

今回、2問の質問をさせていただきます。

まず1問目、標高を記載した地区独自のハザードマップ作成をと質問をいたします。

昨年10月に石川中央都市圏議会連絡会の行政課題研究会で議会における危機管理について、また2日後には、大津市で開催された防災と議員の役割との2日間の研修会に参加しました。いずれの講演の中でも、いつ発生するか分からない災害に備えて平常時から準備しておくことが必要との話がありました。また、各自治体で地震発生時の対応として消火、負傷手当、炊き出しなどの訓練が多く行われています。それらは、災害発生後の事後対応訓練として当然必要ですが、予防としての事前対策にも力を入れるべきとのことでした。まず、地図を使つての図上訓練や町歩きを通して避難の必要性の検討、要配慮者の支援方法、住民の避難経路の確認などの予防活動が必要とのことでした。

当町においては、防災ハンドブック2013が全戸に配布されています。その中の浸水ハザードマップには、一部の住宅地が浸水想定区域に入っています。浸水想定区域に入っている地域の方は何らかの危機感を持っていると思いますが、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の対象となっていない地域では、意外と安心してしまうのではないのでしょうか。しかし、対象となっていない地域でも、いつ想定外の災害が発生するか分かりません。例えば豪雨のとき、河川に面した急傾斜地が地すべりを起こせば川が埋まり、想定外の流れになり、流れた樹木が想定外のところにひっかかり、そこからはんらんするなど、上流でも想定外のことで住宅地が浸水することも考えられます。いずれにしても、水は高いところから低いところへ流れます。しかし、自分の住んでいる場所がどのような高さなのか知ることができません。そのようなことから、国土地理院では防災に役立ててもらいたいと標高をネットで無料公開しています。スマホやパソコンのネットでだれでも見ることができます。その国土地理院の標高図は、道路や田んぼ、家、集会所やその他の公共施設などにポイントを合わせることにより、標高がすぐ表示されます。能瀬地区を例に測定してみますと、河北潟寄りの田んぼで標高1メートル、新興住宅地で2.2メートル、津幡バイパスの側道で能瀬南交差点が3.3メートル、能瀬交差点が4.1メートルと高くなっています。浸水時、一時的に避難をすることになったとしたら、浸水の状況によっては標高の高いところか、家の高いところに避難することになるでしょうが、住民にとってはどこの標高がどれほど高いかなど分からないため、国土地理院の標高図を参考にし、高いところを知っておくだけでも、もしもに備えた対応ができるのではないかと考えます。

標高を考慮した避難経路や避難場所の設定、土砂災害警戒区域、標高、倒壊のおそれがある建物などを記載し、地域独自のマップを作成することが必要だと思います。手づくりしたコピーのま

までもよく、またゼンリンに仕上げを依頼する方法もあります。依頼した場合には町で補助金が出ることになっていますが、まずどのように取り組めばよいのか迷っている地域が多いかと思います。地域で話し合い、防災マップを作成するよう町として推進すべきと考えます。

防災意識の向上につながることの意義が大きいのではないかと思います。町長の見解をお伺いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 酒井議員の標高を記載した地区独自のハザードマップの作成についてのご質問にお答えいたします。

本町ではこれまで国土地理院の標高図を利用し、防災意識の向上のため避難場所などに海拔を表示したほか、土砂災害警戒区域を示した土砂災害ハザードマップ、津幡川、宇ノ気川、森下川、河北潟の洪水を想定した洪水ハザードマップ、大地震を想定した地震ハザードマップを町民に配布し、危険箇所の周知や日ごろからの備えの大切さを啓発してまいりました。また、2013年には、これらのハザードマップを集約した防災ハンドブックを作成し、全戸に配布することにより周知を図り、防災意識の向上に努めてまいったところでございます。しかしながら、近年の災害は短時間で局地的に降る豪雨が原因となることが多く、災害時の初動対応として地域での避難行動や救助活動が重要であり、被害を最小限にとどめるため地域における協力体制の構築や防災意識の向上が重要であると考えているところでございます。

本町では、平成26年度に地域の防災マップ作成事業を創設いたしました。この事業を通じ、地域における危険箇所の把握や地域で避難する際の一時避難場所と避難経路などを事前に決めていただくことが地域での連携や自分たちの地域は自分たちで守るという共通認識につながっていくことを期待しているところでございます。酒井議員の提案されました国土地理院の標高図を生かした危険箇所の把握は、内水被害の想定や安全な避難経路確保のため重要であります。地域の防災マップ作成に取り組み、あわせて図上訓練なども取り入れていただければ大変よい事例となります。町も作成につきまして積極的に助言やサポートをしていきたいと考えております。

今後は地域の防災マップ作成事業が多くで地区で活用されるよう、自主防災組織や集落での地域の防災マップ作成に向けました啓発を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○向 正則議長 9番 酒井義光議員。

○9番 酒井義光議員 どうもありがとうございます。

当能瀬地区では、今のいろんな地図に落として、全部パソコンで全部つくっております、11町会ありますけども、順次今進めております。手づくりでしようかどうかというのはまた今後いろいろと考えて、ゼンリンにお願いするか、大きさ等を検討しているところでございます。町としてもいろいろと色分けだけでもいいんですけども、ちょっと見にくいんでその辺も考慮されたらなと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、2点目に移ります。

庄能瀬線、菩提寺1号線の早期開通をという質問をいたします。

庄能瀬線は、道路整備の目的として、山村地域において林業の活性化や物の流れと人の流れを活発化するため、町道庄能瀬線、町道加茂1号線、町道清水丘陵線などの一体整備による交通ネ

ットワークの充実を図るためとなっています。また、県森林公園の利用促進を図るためのメー
ンの入り口としてや交通の緩和などの目的もあります。平成12年度の事業開始から今年度で16年と
なり、現在は英田郵便局から河北縦断道路までの区間において工事が行われていますが、地盤が
悪く、くい打ちや路面改良が必要なことから29年度に完成と聞いております。28年度にも200メ
ートルの道路改良がされることになっていますが、ここだけで設計などを含め8年かかると、国
道8号線北バイパス緑が丘交差点から河北縦断道路までの区間はかなりの年月がかかり、その期
間の利用価値も見出せません。現在、路面が悪い林道にはつながっているものの、行きどまりの
状態です。今後、有利な交付金、道路整備の予算配分や緊急性もあり、簡単に工事期間の短縮は
できないかとは思いますが、あまりに長期過ぎると考えます。

もう1か所の菩提寺1号線の工事においても、辺地対策事業として毎年幾分かは進んでいます
が、開通しないことにはだれ一人利用できないままの行きどまりとなっています。28年度にも道
路改良工事100メートルの計画がされておりますが、残り500メートルが残っています。

どちらの道路も難工事ではありますが、少しでも工期の短縮をし、利用することによって多額
の投資をした価値があるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 庄能瀬線、菩提寺1号線の早期完成をとのご質問にお答えいたします。

現在、庄能瀬線につきましては、英田小学校の北側付近に位置する延長約200メートルの区間
で工事を進めております。今年度は平成25年度から着手した地盤改良工事がすべて完了し、近く
で工事中の河北縦断道路の建設発生土を再利用しながら、道路の路体盛り土を行っているところ
でございます。引き続き、平成28年度も200メートルの区間で盛り土工事を実施し、平成29年度
には河北縦断道路に連結し、能瀬駅や国道159号津幡バイパスに通じる重要な幹線道路として位
置づけ、供用させたいと考えております。現在未着工である河北縦断道路との連結部分から能瀬
林道までの計画区間1,038メートルにつきましては、平成28年度に開通する河北縦断道路の交通
量の推移を見定めながら、道路整備の必要性、緊急性について慎重に検討し、着工したいと考
えております。

また、菩提寺1号線につきましては、辺地対策事業により現道の急カーブおよび急勾配の解消、
安全で円滑な交通の確保を目的とした全長1,600メートルの道路整備事業でございます。平成13
年度に事業着手し、今年度末までに約1,100メートルの区間が完成しております。残り500メー
トルの区間につきましては、一部用地買収の相続関係で時間を要している箇所や地形的な制約によ
り建設コストが高くなる区間がありますが、今後とも地元の協力をいただきながら早期完成に向
け事業を進めたいと考えております。

以上です。

○向 正則議長 9番 酒井義光議員。

○9番 酒井義光議員 いずれも必要性を検討とありますけども、必要だから本当はかかってス
タートしたのかなと思っておりますので、今後少しでも早まるようお願いいたします。

これで、2問の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○向 正則議長 以上で9番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、3番 井上新太郎議員。

〔3番 井上新太郎議員 登壇〕

○3番 井上新太郎議員 それでは3番、井上新太郎であります。

通告に従い、私のほうから2点質問させていただきます。

第1点目、大河ドラマ誘致実現に向け町民参加型を推進せよということで質問させていただきます。

2016年にスタートいたしました堺 雅人主演の「真田丸」を見るにつけ、NHKの大河ドラマ制作にかける意気込みと番組のスケールの大きさに圧倒されるものがあります。我が町の義仲と巴がこうした形でオンエアされるのが非常に待ち遠しい限りであります。私事にわたり恐縮ですが、私の大阪の友人が木曾義仲について大変詳しく、倶利伽羅古戦場にもよく通って知っておりました。もうかれこれ35年前の話になります。彼はある鉄工所の役員をしておりましたが、津幡町の学校の体育館の鉄骨を組む仕事を請け負ったことがあったため、津幡への出張の折に古戦場によく出かけていたということであります。ちなみにその友人の会社名は巴鉄工所と言われました。でき過ぎのような話ですが、事実であります。巴御前に関して蛇足になりますが、同じNHKで今人気の「あさが来た」の中で突然、巴御前の名前が出てまいりました。ごらんになった方もいらっしゃると思いますが、第98回目と112回目です。98回はあさのおいっ子が巴御前のことを強くて格好いいから好きだと言い、112回目は娘の千代の友達が理想とする女性像という設定で、彼女の部屋には巴御前の武者姿の絵が張ってあります。これらのシーンは時間にしてわずか1、2秒ほどでしたが、私は再放送のとき録画して何度か見ておりました。そして、これはさい先がいいなというふうに思っておりました。前置きが長くなりましたが、郷土ゆかりの英雄を全国に発信できる大河ドラマ実現のため、今日まで8年の長きにわたり、誘致推進実行委員会の皆さまには関係役員によるNHKへのたび重なる陳情活動、また義仲と巴の歴史講座、観光ボランティアガイドの皆さまのご活躍あるいはゆかりの地への視察旅行、また関係グッズの制作、講演会の開催などなど、枚挙にいとまがありませんが、本当に大変なご尽力をいただき今日を迎えておりますことに、心から感謝申し上げます。さらに、一昨年は25万5,000人の署名を集められるなど、広域連携推進会議の熱意に敬意を表するものであります。

そこで質問に入らせていただきますが、大河ドラマ誘致実現のためには我が町も広域連携推進会議とのさらなる連携強化と主体的な役割を果たす使命があると考えますが、当連携推進会議設立の経緯と目的、またその組織形態について、さらにまた今日までどのような取り組みをなされてきたのでありましょくか。すでに2017年の制作内容が発表されておりますが、翌2018年が明治維新150年に当たるという流れの中で、ここ2、3年がある意味でタイムリミットに当たるかと思われましょくが、広域連携推進会議としての今後の取り組みと誘致実現の見通しについてお尋ねしたいと思ひます。

また、今後は我が町におきましてもさまざまな効果的な取り組みが必要と言ひましょくが、以下3点についてご意見を賜りたいと存じます。

第1は、庁舎正面もしくは福祉センター道路側側面に大河ドラマ誘致推進のメッセージを大書きした横断幕もしくは懸垂幕を設置すること。

第2には、28年に開館予定の歴史資料館、津幡ふるさと歴史館に義仲と巴のゆかりの品の設置コーナーを設けること。

第3は、町単独では難しいと思いますが、義仲と巴の懸賞金つきの歴史小説、脚本、歌、俳句、イラストなどを公募し、多くの町民の皆さまのご参加をあおぎ、あわせて定期的に入賞作品の発表を兼ねたイベントを開催することなどであります。例えば俳句部門では「義仲の 寝覚めの山か 月悲し」に匹敵するような秀作を期待したいと思います。

以上につきまして、町長のご答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 井上議員の大河ドラマ誘致実現に向け、町民参加型を推進せよとのご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の広域連携推進会議設立の経緯と目的、組織形態、またこれまでの取り組みにつきまして、まずお答えいたします。

平成21年8月に木曾義仲などをテーマとした観光振興やNHK大河ドラマの誘致を目的に長野県および富山県の2県11市町で設立され、本町は平成22年度、あくる年になりますけれども、平成22年度より参加しております。平成27年度に滋賀県、神奈川県などが新たに参加し、現在6県34市町となっております。これまでの広域連携推進会議の取り組みといたしましては、NHKへの要望活動や講演会、シンポジウムなどの開催など、大河ドラマの誘致を目的に実施してまいりました。今後も本町としては関係自治体と連携、協力し、本会議の設立目的に沿った大河ドラマ誘致実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。また、大河ドラマ誘致実現の見通しにつきましては、平成26年12月、広域連携推進会議で集めた約25万5,000人の要望署名をNHKに提出した際、籾井NHK会長から「皆さま方の熱い気持ちはしっかり受けとめました」との前向きともとれるような言葉をいただいております、今後も引き続き働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

次に、町における取り組みといたしまして、庁舎正面もしくは福祉センター道路側壁面に大河ドラマ誘致推進メッセージを大書きした横断幕もしくは懸垂幕の設置とのご意見につきましては、平成28年度に石川県におきまして、県が主催する広域連携推進会議が津幡町で開催されるやに聞いております。そのことがはっきりすれば、その開催時期に合わせ、より効果的な場所などを含め、設置に向けて検討したいと思っております。なお、役場庁舎ロビーにおきまして、大河ドラマ誘致の桃太郎旗を設置し、来庁された町民の方々への誘致PRを図っております。

次に、開館予定の歴史資料館に義仲と巴のゆかりのコーナー設置をとのご意見につきましては、津幡ふるさと歴史館展示の基本的な考えとして、常設展示では古くから交通の要衝として栄えてきた町の文化財と記録を、年代を追いながら紹介する中で中世のコーナーでは倶利伽羅合戦における地元武士団と義仲の交わりについて展示、紹介をすることとしております。なお、大河ドラマ誘致推進のため、義仲と巴に関連する企画展示なども今後計画したいと考えております。

次に、義仲と巴の懸賞金つきの歴史小説、脚本、歌、俳句、イラストなどを公募し、多くの町民の参加をあおぎ、あわせて定期的に入賞作品の発表を兼ねたイベントを開催してはとのご意見につきましては、これまで町民参加型の誘致推進策として大河ドラマ誘致キャラクターの公募や小中学生による絵画コンクールなどを実施してまいりました。さらに、平成28年度におきましては当初予算内示会でお示ししましたとおり、新たな取り組みといたしまして、本町と吉本興業のよ

しもとクリエイティブ・エージェンシーとの共同で町民から出演者やスタッフを募って劇団を設立し、義仲と巴をテーマとした演劇を上演する予定としております。みんなで参加し、地元でつくるという町民参加型の誘致推進策を展開することにより、町内においてさらなる機運の上昇が図れればと考えております。なお、議員ご提案の歴史小説や脚本などの公募につきましては、広域連携推進会議で対応するのが適切だと考えますので、機会を見て提案したいと思います。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 3番 井上新太郎議員。

○3番 井上新太郎議員 ありがとうございます。

再質問はいたしませんが、何としてもこの3、4年の間に実現してほしいなという気持ちでおりますが、ことし劇団をつくられるということですが、私も若いころ劇団に入っておりますので、オーディションを受けてみたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、第2点目に移させていただきます。

山間地域に町営住宅団地の建設をということでご質問いたします。

現在、津幡町には54戸の町営住宅がありますが、これらは昭和47年から平成4年にかけて順次建設されたものであると聞いております。町営住宅は、町等の財政的支出により町民の利便性と快適な住環境の提供により、町民の幸福な生活の一端を担い、今日に至っております。その中で、初期のころ建設された建物に関し、すでに40年以上が経過し、それ以降のものに関しましても長寿命化のための計画的な補修が考えられているところでありますが、町民の町営住宅に対するニーズは非常に高く、今後もさらなる追加建設が必要ではないかと考えられます。

ところで今日、全国的に急激な過疎化が進行しており、数年後には消滅しかねない危機が待ち受ける自治体があるようにも聞いております。前年の国勢調査によれば、我が石川県においても一部を除き、軒並み前回調査より減少しております。我が津幡町においてもわずか42名の増の横ばい状態でありました。このままであれば、確実に減少傾向に落ち込んでいくことは目に見えております。このような人口減少に歯どめをかけ、継続的で安定的な発展を目指すため、津幡町でもまちづくりの将来像を住んでみたい、ずっと住みたいふるさと津幡というテーマを基本構想として掲げ、活力ある住みよいまちづくりを推進していく計画を立てておられます。でき得れば、これらの施策を確実に実行に移され、所期の目的の達成を期待するものであります。

こうした中で、津幡の人口分布の現状を10年単位で見たときに、人口集中地域と過疎地域の二極分化が急速に進行していることが明らかになっております。町の全体人口は横ばいであっても、過疎地域はどんどん人口が減少しております。もちろん、過疎の地域住民はただ手をこまねいているだけでなく、地域力、人間力を発揮して地域の活性化や人口増に向けた必死の努力を重ねておりますが、残念ながら遅々として進まないというのが実際のところで、さらなる効果的、抜本的な対策の必要性を痛感しているところであります。そこで、これらの地域がさらなる過疎状態、限界集落になる前に、仮に5年、10年単位の計画となりましても、山間地域に町営住宅団地の建設の推進を図るべきではないかと考えるのであります。昨年12月の12月会議の折、西村議員が人口増大と地域活性化の根本的なインフラの整備の必要性を力説されておられましたが、町長のご答弁は、優良な民間開発や企業進出の計画があればというかなりハードルの高いものでありました。実際のところ、現状において町営住宅団地の建設がそう簡単にできるものではないことは十

分に承知いたしておりますが、現実的に山間部の活性化、人口増を促進するためには実効性のあることは間違いありません。したがって、小学校でいえば、複式授業の解消や団体スポーツの育成促進、教職員の適正配置、標準授業の実施、指導の充実等が可能となります。また、地域には新しい力が注入され、活性化が促進され、また民間企業による開発等も期待できるのではないかと思います。もちろん、これらの地域において行政の一方的支援を期待するばかりではなく、みずからなすべき自助努力も欠かせませんが、こうした施策により過疎状態が解消されていくことは未来への希望とつながってまいります。

財政厳しい状況であります、長期的展望に立った取り組みを期待いたしまして、町長よりのご答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 山間地域に町営住宅団地の建設をとのご質問にお答えいたします。

本町の町営住宅は昭和47年から昭和50年代にかけまして建設した長屋建てと昭和55年から平成4年にかけて建設いたしました木造一戸建てがあり、合計54戸の管理を行っております。公営住宅法第1条におきまして、町営住宅の目的は「住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること」とされておりますので、過疎対策の手段となるものではないことをご理解を願いたいと思います。過疎対策の必要性は十分認識しているところですが、現在のところ町営住宅への入居希望者も少なく、管理戸数としては妥当な数であると考えており、山間部を含め、新たに町営住宅を建設する予定はございません。現施設について、平成28年度予算内示会でお示しいたしました、外壁等の修繕を計画的に実施し、長寿命化を図っていきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

なお、当該地域の過疎対策や地域の活性化につきましては、倶利伽羅地区振興会や刈安公民館が中心になって真剣に取り組んでいらっしゃることを心から評価するものでございます。町といたしましても、地域で真剣に論議し、検討されていることに対しては、できる限りの対応を考えたいと思っていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○向 正則議長 3番 井上新太郎議員。

○3番 井上新太郎議員 再質問はいたしません、町の方針、取り組みの姿勢をよく理解いたしました。ただ今後、家賃の安い住宅のニーズが高まってきた場合、あるいは他所からの移住といますか流入も期待されることなどからも、その必要性が出てまいりましたときには、またご検討賜ればと思います。ありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○向 正則議長 以上で3番 井上新太郎議員の一般質問を終わります。

次に、8番 角井外喜雄議員。

〔8番 角井外喜雄議員 登壇〕

○8番 角井外喜雄議員 8番、角井です。

今会議は2点にわたり質問をいたします。

まず最初に、新たな道の駅を開設できないかということで質問いたします。

道の駅倶利伽羅塾が開設され、18年が経過しております。当初は、道の駅、宿泊施設、レスト

ラン、入浴施設を併用した他の自治体に先駆けた注目された施設でありました。しかし、施設周辺の環境が相当変化しています。その一つは、北バイパスが開通し、国道8号線となり、交通量の減少であります。今、各自治体は道の駅を地域活性化の重要拠点として位置づけ、恵まれた立地条件のもとで開設されており、それらの施設と比較すると、相当見劣りを感じるようになりました。これから将来にわたって、倶利伽羅塾は道の駅として発展できる施設であるのか、また町の魅力を発信する場所としてふさわしいのかなどを考えると、道の駅としては十分な機能は果たせないと思います。施設フロント前は直売所、さらにコンビニが併設され、施設の顔とも言われる入り口は雑多な雰囲気の中で宿泊者を迎え入れるようになっています。道の駅は当初、道路利用者の休憩施設としての役割がありましたが、地方創生が叫ばれている今、地域活性化の場としてその役割が重要視され、変化しつつあります。今後整備される体験型観光交流公園は現在の道の駅と隣接しており、倶利伽羅塾の位置づけは宿泊施設として、より充実した機能を備え、運営することが望ましいと考えます。

これからの道の駅は、地域の特産品や地元の方が生産した直売品はもちろんのこと、町の特徴が反映された観光情報、地域固有の魅力を発信する場所ではならなければならないと思います。町が認定した津幡ブランドの発信場所として大いにPRする場としても重要であります。新たな道の駅を国道8号線付近で開設し、地域連携機能、情報発信機能、さらに防災機能を有した施設を開設し、町の活性化を図ることを提案いたします。

太田産業建設部長にご答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 太田産業建設部長。

〔太田和夫産業建設部長 登壇〕

○太田和夫産業建設部長 角井議員の新たな道の駅を開設せよとのご質問にお答えいたします。

津幡町にある道の駅倶利伽羅源平の郷は、旧北陸道が平成7年6月に歴史国道として国に選定されたことを契機に、その周辺に町の歴史、文化、産業の情報発信施設として、平成10年に総合交流宿泊体験研修施設倶利伽羅塾が、平成12年に歴史国道の石川県側の玄関口として案内施設倶利伽羅源平の郷竹橋口が完成し、平成16年8月、これらの施設を合わせて道の駅として認定されました。その後、平成20年3月、国道8号津幡北バイパスが全線開通して以来、交通の流れが変化したにもかかわらず、倶利伽羅塾を初め、地元関係団体の懸命な努力によりにぎわいを保持しております。

今回、角井議員のご質問にある国道8号付近に道の駅を開設することは、地域連携機能、情報発信機能、さらには防災機能の強化が図られ、町の活性化に寄与することと考えられます。しかしながら、平成23年6月会議の八十嶋議員の津幡北バイパス沿線の地域活性化についての質問の答弁にあるように、平成16年に津幡北バイパス周辺整備促進委員会が設置され、津幡丘陵公園計画地内に道の駅の設置を検討、要望しておりましたが、インターチェンジの計画や現地の地形等の問題、また高規格道路であるバイパスから直接乗り入れることができないため、国と町がそれぞれの施設を担当し、合体して整備を行い、道の駅として認定を受ける一体型整備は困難な状況となっております。町といたしましては現在、体験型観光交流公園を中心に新駅の設置など、現在の道の駅も含めた形で一体的に地域活性化に向けた活力創出を中長期的な施策として取り組んでいることから、今のところ現在の施設の充実を図ってまいりたいと考えております。

新たな道の駅については、国道8号の4車線化の動向や沿線における地域情勢の変動を注視し

ながら、長期的な施策として新たな道の駅の設置を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○向 正則議長 8番 角井外喜雄議員。

○8番 角井外喜雄議員 再質問いたします。

道の駅につきましては、今ほどご説明いただきまして私も納得することがあります。これは確かに体験型観光交流公園、それを絡めてやるのも一つのいい政策だなというふうに思います。しかし、倶利伽羅塾そのものの運営、私はこれで要は宿泊者を対象にしたより充実した施設にすればどうかということも申し述べましたが、どうもそのところが回答されていないというふうに感じました。より充実したそういう宿泊施設として、私はどのようなものを考えているのか、再度ご答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 角井議員のご質問に部長ではなくて、私のほうから若干答弁をさせていただきます。

先ほどご指摘の町内の特産物であったり、農家の野菜等であったり、そういったものがフロント前で販売されているというのは、紛れもない事実でございます、フロント周りが大変狭くなっているのは間違いもございません。今後は体験型観光交流公園の中に、何ですかね、物産展のようなそういう部分をつくって、そこで販売するようなことを考えればいいなというふうに思っておりますし、また宿泊施設の充実ということにつきましては、現在検討しておりますのは、宿泊者のほうからニーズも極めて高い、いわゆるホテルで言いますとシングルルームと言いますか、そういったようなものをできないか、今検討をさせていただいておりますのでございます。この両方がうまくできれば、角井議員言われるような雑多なところが解消されると思いますし、宿泊施設としての機能もアップするであろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○向 正則議長 8番 角井外喜雄議員。

○8番 角井外喜雄議員 再質問はいたしません。

今ほど、まさか町長さんからご答弁がいただけるというふうに夢にも思っておりませんでした。また、倶利伽羅塾、本当に宿泊者がふえているというようなことも聞かれております。いろんな意味で津幡町に寄与するような、そういう施設になればなというふうに思っております。

それでは、2点目の介護保険事業計画につきまして質問をいたします。

町の第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画では、津幡らしい地域包括ケアシステムの構築を実現しますと掲げられています。その背景には、国の基本方針である医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住みなれた地域で安心して生活を継続し、その人の望む生き方で人生の最期を迎えることができる環境を一体的に整備し、自立と尊厳を支えるケアを実現していくと定められております。地域包括ケアとして、24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護を団塊の世代が75歳になる2025年までに全国展開する方針ですが、現実には実施している市町村は2割程度でまだまだ普及はされていません。現実には日常生活に支障が出て、住みなれた地域で在宅生活を続け、できれば最期を迎えたい人は多いのではないのでしょうか。それを支えるのが、訪問介護や24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスです。当町では、J A石川かほ

く、ほのぼのヘルプが利用者宅にテレビ電話を設置し、多様なニーズに対応するため、24時間の定期巡回型を行っています。24時間ということで、人材の確保や採算性など、事業者としては大変だと思います。事業規模の大きなJA石川かほくだから事業展開できるので、一民間企業では参入は相当厳しい状況にあると考えます。

町の介護事業所の実態はどのようになっているのか町に調査依頼しました。現在、町の介護保険サービス事業所の各施設での年間利用者人数と1人当たりの介護給付費は、26年度実績で特養2施設では年間利用者は延べ2,226人、介護給付費は1人当たり月約24万円、グループホーム9施設では利用者延べ人数が1,694人、1人当たりの介護給付費は約23万円、小規模多機能型2施設では利用者延べ473人、1人当たりの介護給付費は15万円、訪問介護4施設では利用者延べ1,794人、1人当たりの介護給付費は約4万円、24時間対応型1施設では利用者延べ154人、1人当たりの介護給付費は8万円でありました。個人負担を除く介護保険制度での介護給付費は、介護保険料から50パーセント、国・県、市町村からの公費で50パーセントであります。公費で町が負担する分は12.5パーセントであり、26年度の介護保険特別会計では一般会計から2億8,000万円が特別会計へ繰出金として支出され、介護給付にかかった総額は22億6,900万円であります。これからもふえ続けることは間違いありません。今後、生活環境は核家族化が進む一方で、ほとんどの家庭は子どもと一緒に住まない状況となります。これからの高齢化社会は施設能力の限界による介護難民、老老介護、孤独死、さらには介護職員不足や介護保険の財源確保など、現在でも社会問題となっています。

以上申し上げたように、問題は山積しており、町の介護保険事業をどのように構築していくのが今後大きな課題となります。これからの介護保険事業を支えるには、介護給付費の少ない24時間の定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業を進展しなければならないと思います。しかしながら、まだまだ利用者人数は少ない状況にあり、事業者が対応できる仕組みが見えるように、そして安心感につながるいろいろなモデルケースを示し、利用料金を明示して周知を図ることが必要かと思います。家族環境にもよりますが、安心して居宅介護ができる制度の周知徹底を町として取り組み、町が目指す介護保険事業計画の実現を図らなければならないと思います。

岡田町民福祉部長にご答弁をお願いいたします。

○向 正則議長 岡田町民福祉部長。

〔岡田一博町民福祉部長 登壇〕

○岡田一博町民福祉部長 介護保険事業計画を問うとのこと質問にお答えいたします。

昨年3月策定の平成27年度から平成29年度までを計画期間とする津幡町第6期介護保険事業計画では、第5期計画の目標であった高齢者が安心して暮らし続ける町を引き継ぎ、地域包括ケアシステムの構築を目指しております。目標達成のためには住まい、生活支援、介護予防、介護サービスおよび医療において、自助、互助、共助、公助を活用した取り組みが必要であり、町ではその仕組みづくりと体制整備を推進するため、地域や関係機関との連携を図っているところであります。

角井議員が質問の中で述べられるとおり、本町では要介護高齢者の在宅生活を支える新たなサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が平成25年6月からJA石川かほくで開始されました。JA石川かほくでは現在5か所の訪問介護事業所と連携し、日中、夜間を通じて定期的な巡回と緊急時などに対応する訪問介護看護サービスを実施しており、津幡町内では本年2月

末現在、10人の方が利用されております。この事業開始以降、利用者やその家族の方から介護サービスの選択肢が広がった、在宅での生活に安心感が格段にふえたなどのご意見があったと聞いております。本町としても24時間、365日、要介護高齢者やその家族を支え続けることが期待でき、地域包括ケアシステムを構築するための重要な介護サービスの一つとして位置づけているものであります。居宅介護サービスの制度周知については、介護に関する相談時や新規に要支援、要介護認定を受けた方などへサービスの種類、内容および利用金額等を掲載したパンフレットの配付により周知をしておりますが、今後はサービス提供事業者と連携を図り、現在展開している各地区での地域活動を通じ、より一層の周知に努めてまいります。

最後に、地域包括ケアシステムの構築に向け、第6期介護保険事業計画に掲げた生活支援、介護予防サービスの基盤整備の推進や介護保険サービスの充実など、各種の施策を着実に推進したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 8番 角井外喜雄議員。

○8番 角井外喜雄議員 再質問はいたしません、今ほど答弁の中で、2月末時点で10人というふうに答弁されたかと思えます。やはり少ないですね。やはりこの制度、やはりもっともっと広報しなきゃならんというふうに感じました。先ほど、私質問の中で申し上げましたが、間違いなく高齢者が膨らみ続けます。恐らく、今まで経験したことのない、そういう高齢化社会になると思えます。やはり介護にならないのが一番いいのであって、しっかりとこの町の介護保険事業計画、防止を含めて努力していただきたいというふうに思います。

それでちょっと話は変わりますが、先ほどから何人かの方が本年度退職される方々に感謝の言葉が述べられておりました。私も一言、今回退職される方に感謝の意を込めて、しゃべらせていただきます。よろしいですか。今ほど、答弁をいただきました岡田町民福祉部長、そして先ほど答弁をいただきました太田産業建設部長、さらに長総務部長、竹本教育部長、岡本会計管理者、そして紅一点であります田中社会福祉課の課長のそれぞれの方々の長年の奉職、本当にご苦労さまでした。今後、雇用延長で何らかの形で行政にかかわる方やまた新たな道を歩まれるそれぞれの方々の今後のご健勝を祈念し、そして肩の荷を降ろされ、すばらしい人生を歩まれることを念願しております。長い間、本当にご苦労さまでした。そしてまた、ありがとうございました。

感謝の気持ちを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○向 正則議長 以上で8番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、6番 荒井 克議員。

〔6番 荒井 克議員 登壇〕

○6番 荒井 克議員 6番、荒井 克です。

私からは3点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、人口増加対策について質問をいたします。

県が2月2日に、昨年の国勢調査速報を発表いたしました。増加人数は、金沢市が3,449人と一番多く、次に野々市市が3,237人で、伸び率にして6.24パーセントと県内でトップとなっております。県全体では、5年前の調査から1万5,445人、1.32パーセントマイナスの115万4,343人となっておりますが、県内19市町の中で3市3町が人口の増加となり、当町もその中で微増ですが42人の増となっております。平成10年に3万3,400人であった当町の人口は、平成15年には3

万5,900人となり、2,500人、率にして7.6パーセントの増加となっています。平成17年第4次総合計画の中で、将来の指標として同様の伸び方と想定され、平成22年に3万9,600人、昨年平成27年には4万1,900人と設定されておりました。しかし、昨年、国の国勢調査の10月1日時点では3万6,982人となり、10年前の想定に対し4,900人、11.7パーセントのマイナスでありました。当町では第5次総合計画の素案が策定されました。その指標の中で、10年後の平成37年の将来人口が現在の人口より518人増の3万7,500人と設定されております。この数字は出生率の向上や子育て環境の改善などといった全国的な取り組みもあり、また当町において企業誘致や定住促進の取り組みを考えた上での数字だと思いますが、前回のように大きな数字の違いが出ないように慎重に取り組むべきだと考えます。

今後の企業誘致、人口増加対策については優遇措置の拡充や専門員の配置など、各自治体の競争が見られてくるのではないかと思います。そんな中において当町では、金沢市のベッドタウンとして人口増加を目指すのではなく、行政サービス等に影響を及ぼさないような取り組みとして企業誘致における定住人口促進が大事な施策であると考えます。今後、津幡町民が安心して働ける場所、特に若い人たちの就労の場を確保し、商業、工業の企業誘致の拡充とさらなる活性化を目指すことにより、人口増加が図られるのではないかと思います。

当町における今後の人口増加施策としてどのように考えていくのか、矢田町長にご見解をお伺いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 荒井議員の今後の人口増加対策の拡充をとのご質問にお答えいたします。

人口増加の伸び率は元気のある町としてのまさにシンボリックな指標とも言えるものであり、本町におきましても、平成に入ってから津幡バイパスの開通など、交通アクセスのよさから急激に伸びておりました。しかしながら、近年ではその伸び率も鈍化しており、荒井議員の言われるとおり、これからの町の活性化には産業振興が不可欠であり、企業誘致による定住人口の促進は重要施策であります。

そこで、本町でもこれまでに幾つかの取り組みを行ってまいりました。平成25年度に町内に事業所を新たに増設し、町民を正規雇用した事業者に対し奨励金を交付する新規雇用促進奨励金制度を開始いたしました。これにより平成28年度には2事業者が要件を満たし、奨励金を交付する予定でございます。次に、26年度には津幡町商工業の振興促進に関する条例を一部改正し、企業誘致の助成措置について県内他自治体との格差を解消し、さらなる企業誘致拡大を目指したことにより、新たに3つの企業が町内で工場を新設いたしました。また、今議会3月会議におきまして津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例案を上程させていただきました。内容につきましては、さきの議会全員協議会で説明させていただいたとおりでございます。現在取りまとめている企業立地動向調査の結果やこれらの制度を踏まえ、新たな優遇制度につきましても研究を重ね、今後もさらに本町の定住人口促進につながる企業誘致に努めてまいりたいと思っております。

現在、本町ならではの地の利を生かし、今後の企業誘致および定住人口促進対策における一つの起爆剤となり得るものとして津幡駅東部地区の整備について検討しているところでございます。平成28年度は当初予算にも計上しておりますが、津幡駅東口および新駅設置基本構想調査を実施

いたします。そして、この成果をもとに旧国道8号に近接する位置的メリットを生かした企業誘致や隣接する石川工業高等専門学校と産業の連携による研究型企業の誘致、保育施設の整備や民間事業者による若年世代を対象としたモデル住宅の誘導ならびに交流人口の増加に対応できるよう、宿泊施設や商業施設の誘致を積極的に行いたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いをいたします。

以上です。

○向 正則議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

また、積極的な企業誘致を進めていただくようお願いいたします。そして、第5次総合計画の素案にも書いてありますが、本町が有するすべての魅力を最大限に引き出しながら、すべての人が住んでみたい、住んでよかったと心から思える町を目指して行ってほしいと思います。よろしくをお願いをいたします。

次に2点目ですが、第5次総合計画の素案が策定される中、町民アンケート調査の結果が発表されております。対象は平成26年の当町全中学生1,250人、成人式参加者368人、そして全町民から無作為に抽出された3,000人であり、その3,000人の中からは1,148人、38.3パーセントの方が回答されております。アンケート調査は地域別、年齢別、男女別など、属性別にクロス集計され、大変分かりやすくなっております。結果として、中学生では祭り、イベントなどが好感度として挙げられる中、買い物が不便、交通の便が悪い、また働く場所がないのではないかなど、商業施設の少なく活気がなく、周りに自慢ができないなどとの回答が多くあります。成人式参加者のうち、77.5パーセントが働きたいと思う場所が少ないと回答されております。また、抽出された一般町民の中では90パーセントの方が町に好感度を抱いておりますが、不満度も交通の便、行政サービス、買い物、就労の場などの順にあらわされております。集計結果において、今後はごみ処理対策、消防救急救助の強化、充実、便利で質の高い道路網の整備などが基盤に関する施策で重要性が高くなっており、また道路網整備のほかに、公共交通の整備、高齢者福祉、障害者福祉、医療体制などの社会福祉の取り組み、労働環境の向上、支援などが優先改善施策に挙げられております。アンケート調査結果は加重平均値で算出され、満足度と重要度の相関図としてあらわされております。中学生や成人式対象者など、若者は就労の場、商工業の拡大、企業誘致が大きな希望であると考えております。

町民アンケートの結果の冒頭に、津幡町民の思いを取り入れた計画を検討するためにアンケート調査を実施したともあります。今回のアンケート内容、結果にどのように思ったか、今後はどのようなことを取り入れていけばよいか、今回退職されます長総務部長にお伺いいたします。

よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 ご答弁させていただきます前に、先ほど角井議員から、そしてまた今ほどは荒井議員から私どもに対しまして身に余るねぎらいのお言葉をちょうだいいたしました。まことに光栄でございます。私どもが長年奉職できましたことは、町長初め、議員の皆さまや町民の皆さまのご指導とご支援のおかげでございます。本当にありがとうございました。

それでは、答弁させていただきます。

第5次総合計画にアンケート結果を生かせとのご質問でございます。

第5次津幡町総合計画策定に先立ち、中学生、成人式参加者、一般町民を対象として実施したアンケート調査では、いずれの対象も約9割が町の好感度、住みやすさを評価していただいております。これまで行ってきた施策の成果を一定程度評価していただいたものと思っております。一方で、満足度が低く、優先度が高いとされた施策は優先的に改善すべき施策と位置づけており、高齢者福祉や医療体制への取り組み、労働環境の向上、支援などにつきましては、今後の取り組みについて基本計画の中でお示ししているところでございます。

これまで本町は急激な人口増加を遂げてきましたが、2008年から日本の人口が減少期に転じ、本町におきましても遠くない将来、減少に転じることは免れないと思っております。道路網の整備や公共交通の整備もアンケート結果からは優先的に改善すべき施策に該当しますが、9割の方が住みやすいと考えているという結果からは、町の基盤整備は住民が生活する上で大きな不便のない水準に達していると考えられます。これまでの成長、拡大を目指す社会から、生活の質を高め、持続可能で成熟した社会への転換が求められており、これまでの成果を維持、活用しながら、改めて地域の資源や魅力を見つめ直す必要があります。また、中学生や成人者からありました就業場所の確保に関する意見に対しましては、基本計画の優先的に取り組むテーマ「活力」の主要施策として、企業誘致の推進や創業支援や経営支援の推進を掲げております。

本町には、豊かな自然や快適な生活環境、歴史、文化、伝統、個性ある農産物や生活に必要な各種施設のほか、多様な知識、技能、経験を有した人材があります。これらの地域の資源や魅力を十分に引き出すとともに、アンケート結果も参考にして作成されました第5次総合計画のもと、新たな魅力を創出し、未来の礎となる10年間としてまちづくりが進められるものと思っております。

以上でございます。

○向 正則議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

また、町民の声、多くの町民の声を聞いていってほしいと思います。それから、アンケート調査の結果の最後には、今後のまちづくりの方向性と重点施策の提案として森林公園を生かしたイベントの実施や施設の拡充、また商業施設の誘致、商業振興、観光振興、バスの増便などの意見が多く取り入れられて書かれておりました。また、その他として重要な意見も述べられております。ぜひ町民の声を取り込んでいただければと思います。よろしくお願いをいたします。

最後に3点目ではありますが、第5次総合計画の素案が策定される中、将来の都市構造図に津幡丘陵公園の整備計画があるのかということで、午前中に森川議員の質問とかぶるところもありますけれども、このまま読み上げていきます。

第4次総合計画の中で、「津幡丘陵公園を文化交流施設である文化会館シグナスと連携し、すべての町民が親しめる緑豊かな拠点公園とします。また、国道8号津幡北バイパスに面する交通利便性を生かして、丘陵公園と一体的にサービスを提供する交流施設を設けます。交流施設は、丘陵公園との一体性や森林公園との機能的連続性に配慮して、立地に関する調整を行います」とうたっております。これは、第4次総合計画「土地利用」、「施設計画」の中にあります。

第5次総合計画の素案の将来の都市構造について、7つの土地利用ゾーニングが示されております。その中には、利便性、文化性のあるにぎわいを創出する町の中核となるゾーンとし、個性

ある商店街の充実や文化機能、教育機能、行政機能の中心として、求心力の強化を進めますといったようなゾーンもあります。また、交流拠点、地域拠点といった2つの拠点や3つからなる都市軸も含まれております。津幡丘陵公園の整備計画として、そういった中に今後取り組んでいくのか、矢田町長にお伺いいたします。

よろしくお願いします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 津幡丘陵公園につきましてのご質問にお答えいたします。

津幡丘陵公園整備につきましては、森川議員のご質問にもお答えいたしました。これまでも議員の皆さまからご意見やご提案を受けてまいりました。しかし、現在のところ町として具体的な整備計画をお示しできる状況には至っておりません。第4次津幡町総合計画では、丘陵地の緑地景観を保全しつつ、温泉を活用する交流施設、スポーツ、健康増進施設の集積を図り、町民が生きがいと豊かさを実感できる総合公園として位置づけておりましたが、国の三位一体の改革により当該整備に係る財源制度が大きく変更されたことなどにより、津幡丘陵公園を取り巻く環境や社会情勢が著しく変化いたしました。このことから抜本的な構想の見直しが必要と考えており、第5次津幡町総合計画にはいきいき交流ゾーンとして位置づけておりますが、具体的な整備計画は盛り込まれておりません。

現在、津幡丘陵公園用地の林地は用地購入以前から手入れが行われず、大変荒れた状態であったことから、森林の保護、里山保全を目的に、間伐作業を初めとした山林の管理、環境保全対策を行っているところでございます。議員の皆さまからご提案のあった有効活用の一環として、また心身の健全な発達とスポーツの振興ならびに地域コミュニティの活性化を目的に、暫定利用ではありますが、庄区、舟橋区のご協力のもと、パークゴルフ競技が可能な緑地として津幡町パークゴルフ協会と津幡丘陵公園緑地の管理に関する協定を交わし、緑地の管理をしていただいております。そのような中、基本的な構想の方向性としていたしましては、里山の保全を主体とし、自然が豊かで町民の憩いの場となる公園にしたいと考えているところでございます。

先ほどの森川議員にもお答えいたしましたとおり、津幡丘陵公園用地は交通の利便性がよく、県施設あるいは地方創生の一環として政府関係機関の地方移転など、本町にとって優位な案件となれば、具体的に用地の利活用の検討もしなければならないものと考えているところでございます。

以上です。

○向 正則議長 6番 荒井 克議員。

○6番 荒井 克議員 どうもありがとうございました。

これから北バイパスの4車線化が実現したときには、交流拠点として土地利用計画など都市軸の位置づけが必要であると考えます。ぜひ今後の計画の中にも取り組まれることをぜひお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で6番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時45分から一般質問を再開したいと思います。

〔休憩〕 午後2時27分

〔再開〕 午後 2 時 45 分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

4 番 八十嶋孝司議員。

〔4 番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4 番 八十嶋孝司議員 4 番、八十嶋です。

私のほうからは 2 点だけ質問させていただきます。

質問する前に、先ほど角井議員、それから荒井議員が申されましたように、今回退職される 6 名の方々、本当にご苦労さまでございました。また、ゆっくりされて、大所高所から私たちに意見を賜ればと思います。本当にご苦労さまでした。

それでは、質問に入らせていただきます。

私の今回の質問は、将来必ず必要とされるだろうと私は勝手に思ってるんですけども、2 点だけ質問させていただきます。

それでは、質問の 1 番でございます。

小型無人飛行機ドローンの活用を検討せよということで質問させていただきます。

昨年あたりから遠隔操作で自動飛行できるドローンと呼ばれる無人機が話題となっています。話題の一つは、一般人が操作し、飛ばしたことによる想定外のことが起きた報道。これはですね、昨年 5 月に首相官邸に落下した事件が記憶に新しいところです。もう一方で、昨年、茨城県常総市での甚大な豪雨災害の発生です。この被災現場での国土地理院がドローンを飛ばし、被災情報の収集に当たったとの報道。これらは、ある意味ドローンが脚光を浴びた要因とも言えます。

さて、ご存じのとおり、ドローンは小回りがきくことからカメラを搭載し、映画撮影を初め、空撮などによく利用されていると聞きます。私は、行政がこのドローンを活用し、使い次第では多くの利点をもたらすとも考え、今回の質問に至りました。活用している自治体の一例を申し上げれば、栃木県大田原市では情報発信の強化や災害時の被災状況の把握に役立てようとドローンを導入。市によると、県内自治体では初となるもので、職員を対象に操縦の講習会を実施、そしてその後空撮を始める。導入したドローンは 2 機。縦 20 センチ、横 30 センチ、高画質カメラを搭載し、空撮もでき、一度に最大 20 分間飛行できるというものであります。同市では各地でドローンの事故が発生していることから市独自の取り扱い基準を設け、職員に機体の性質や操作方法を理解させるために 2 日間の講習会を開き、さらに職員から 12 人の参加者を公募し、飛行訓練を含め 12 時間の講習プログラムを設定、講習を受けた職員は 3 人でチームを編成し、市のイベント、それから災害時の被災状況等を上空から撮影、そして動画サイトユーチューブで配信する。一部の撮影は民間会社に業務委託するというものであります。導入を決意した市長は、事故のリスクを低下させながらも魅力ある市の映像を発信したいとコメントもしています。

このようにドローンを活用した自治体の先進事例は、ネット上でも多く紹介されています。私は、先進地の事例を参考にしながら、次の 3 点に特化し、津幡町もドローンの導入を図るべきと提案いたします。

その第 1 点は、災害時の活用です。ここ数年来、ゲリラ的豪雨のため我が町も甚大な被害が出ました。上空からの被災状況の把握や遠方や山間部のがけ崩れ、そして孤立集落の発生など、想定される早期の災害状況把握の点からも最も重要と考えます。

もう1点は、観光面からの活用です。大河ドラマ義仲と巴、先ほども井上議員が盛んに申されていましたが、その誘致策の一つとして、これまでの地上からのPRだけでなく、上空からその軌跡をたどること、そしてまた今後期待される体験型観光交流公園を私は着工から完成までその道筋も上空から撮影することも一つ、そしてさらに森林公園など、広大な面積を持つ町の観光資源も上空から撮影するなど、PR活動強化の点もございます。

そして、最後の1点は文化財や公共施設など、老朽化した建造物など、屋上点検の活用です。特に危険を要する高い場所などは活用が望まれるところです。

このようにドローンの活用に関しては、前述した大田原市のように、独自策や職員研修を通じ、災害時の活用や町の発信力を高めていく地方自治体が私は今後ふえていくと思います。飛行区域や操縦技能など課題はたくさんあると思いますが、先進地の事例も踏まえ、町も他に先駆けて導入すべきであり、活用価値は十分あると考えます。そして、国も国家戦略特区の第2幕として、ドローン特区による地方創生も進められている状況下でもございます。

最後に、町は安全、安心なまちづくりから災害発生に対しても万全な準備に取り組んでこれたと思いますが、さらなる災害時の情報収集の重要性と今後の観光面のPRも踏まえた発信力強化のためにもドローンの活用にぜひ取り組むべきと考えますが、町長のご見解をお伺いいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の小型無人飛行機ドローンの活用を検討せよとのご質問にお答えいたします。

ドローンは災害対応、農林、建設、観光など、さまざまな分野に活用されてきており、地域課題の解決などに寄与できるものと認識しております。昨年12月の航空法改正により、ドローンを飛行させるに当たって規制が厳格化されました。例えばD I D（人口集中地区）で飛行する際や人や建造物が30メートル以内にある場所で飛行する場合、安全対策を含めた運行マニュアルを整備した上で、国土交通省への申請が必要となります。なお、ドローンの操縦に当たりましては機体の安全性が向上し、飛行時に自動操縦などもできるようになりましたが、強風や電波の乱れ、バッテリーの低下などで突然操縦不能に陥るケースは多分にあると聞いております。非常時に対応できるよう相当なスキルが必要であり、そのための訓練も必要となります。また、操縦不能に陥りドローンが落下するようなことがあれば、大きな問題にもなります。ドローンはその大きさにより重さ1キロ未満のものから10キロを超えるものもあり、そのようなものが歩行者などの頭上に落下した際、命にかかわる問題にもなります。保険会社にはドローン向けの傷害保険もございますが、それに加入すればよいという問題ではございません。昨年ドローンを導入したらどうかとの職員提案が出され、平成28年度当初予算編成時にその導入を検討いたしました。が、漠然とした可能性に対し、導入費用や落下の危険性など、デメリットが余りにも多過ぎること、またドローン業界自体が発展途中であり、安全性、駆動時間、可搬重量など、さらなる改良がなされていくであろうことを踏まえた上で導入を見送った経緯がございます。

近年は、ドローンなどを扱った撮影業者なども見受けられますし、設備や操縦技術を整えた業者に対し、必要に応じて、災害時における応援協定の締結や業務を委託することなども視野に入れ、今後の技術力の向上の推移を見守りたいと思います。災害時における道路や橋梁、河川など

の公共施設の点検を初め、さまざまな分野において活用が期待できることから、国や県の動向や利活用等についても情報収集を行うとともに、ドローン利用の有効性のほか、安全性やプライバシーへの配慮も含め、導入に向けてさらに調整、検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

さまざまな課題があるかと思いますが、私はかつて、パソコンがもう何十年来前に導入されたときには、本当にこれがごくわずかの人たちだけのものかと思います。今やそれも画期的にもうみんなが利用している時代です。私は必ずや来るとしますので、先ほど職員提案にもあられたということなのですが、ぜひいろんな課題があるかと思いますが、これからまた検討していただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

災害対策用蓄電池の導入を検討せよということで質問させていただきます。

東日本大震災では、被災者が困ったのが携帯電話などの電池切れだったと言われています。被災地では簡単に充電することができない、身近な連絡ツールが遮断されてしまったなど、後に数多くの被災者から問題点の一つとして提起されました。そこで、2015年の実用化に向け、民間会社が開発したのが水や海水、汚れた水でもよろしいわけです、を入れるだけで、発電する電池があります。昨年の新聞報道によれば、自動車電池の大手民間会社が災害対策用蓄電池を開発した。早ければ2015年度中に量産出荷するということです。地震や津波などの災害時に水を入れることで非常用電源として活用できる。そして、最長で10年間程度保存できるというものであります。開発した蓄電池は電極材料にマグネシウムを使う金属空気電池の一種であり、マグネシウムをマイナス極、そして空気中の酸素をプラス極の材料としております。大きさは23センチ角で約2リットルの水を入れると300ワット時の電力を取り出すことができます。水を入れるだけで最大5日間駆動するため、災害時の緊急用電源に適している。さらに、スマートフォンなら30回も充電でき、しかも使用後は簡単に捨てられるように容器は紙でできているなど、環境のことも考慮しています。このように新聞は報道しています。

この民間会社では、冒頭に述べましたように、東日本大震災の教訓から開発したもので、災害時の備蓄用の電源に向いているとし、災害対策用途として都道府県、市町村、企業や工場にと幅広く実用化を目指していくと述べています。私は実際、この間、金沢市にある民間会社の支店に行ってきました。そこで話を聞きました。この会社の工場は福島県のいわき市に工場があり、生産されているとのことで、実は1個当たり2万5,000円、昨年は主に東北地方で受注があったそうです。さらに今、南海トラフの地震の予想から、この地域でも少しずつ需要が高まっているということです。残念ながら、北陸地方では今からだとということでございます。そういう話を聞きました。

災害はいつ来るか分かりませんし、災害時の教訓は学ばなければなりません。津幡町としても安全、安心なまちづくりを推し進める中、災害時の備蓄品の強化を図るためにも、この民間会社が開発した災害対策用蓄電池に関心を持っていただき、導入に向け検討をしていくべきと考えます。

最後になりますが、長総務部長のご意見をお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○向 正則議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 災害対策用蓄電池の導入を検討せよとのご質問にお答えいたします。

議員が提案されました災害対策用蓄電池は、水を入れることで非常用電源として活用することが可能な蓄電池でございます。災害時においても水さえ調達できれば使用できますので、備蓄用の非常用電源としては有効な商品であると思います。また、スマートフォンであれば最大5日間で30回程度充電でき、保存年限は10年間程度見込まれている点、紙製の容器で製造されているため廃棄処理をする際にも環境に配慮した仕組みとなっている点なども評価できます。

東日本大震災の発災直後には、安否確認や被害状況の確認をする音声通話が集中したことにより音声通信が規制されておりますが、メールなどのインターネット利用は通信規制が行われなかったようでございます。そういう点からスマートフォンなどの携帯電話による情報収集は重要な手段であると考えております。また、被災者が避難生活等を行う中でも継続的に情報を確保し、情報の伝達を行うためには重要な機器であり、充電するための電源の確保についても対策が必要であります。町では避難所における自家発電機の設置を検討しておりますが、すべての避難所に配備するには多額の経費を要することから、本年度、レンタル機材会社2社と災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定を締結し、リースによる発電機の優先的な確保を行ったほか、平成26年度に更新した各自主防災クラブの発電機により電源の確保を行うこととしております。

本町は、東日本大震災の被災者支援のため備蓄品の多くを提供いたしました。現在、食料を中心に計画的に備蓄品の補充と拡充を行っており、食料品につきましては平成28年度におおむね目標数を確保できる見込みでございます。このことから、食料品以外の備蓄の内容についても検討することとしております。災害対策用蓄電池の導入につきましては発売間もないこともあり、市場価格も現在のところ相当高額であることから、市場価格の推移などを見きわめながら備蓄品に加えることができないか調査、研究をしたいと思っております。

以上でございます。

○向 正則議長 4番 八十嶋孝司議員。

○4番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

さらにコンパクト化になりまして、その半分ぐらいのサイズでも今開発しているらしいです。これは家庭用のサイズでも今販売するそうなので、またこの点もまたお考えいただければと思います。災害はいつ来るか分かりません。先ほど、備蓄のことも検討されるということなので、ぜひ頭の中に入れておいていただければと思います。長部長、ありがとうございました。

これで終わります。

○向 正則議長 以上で4番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

次に、2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

通告した順序に従い、2項目についてご質問いたします。

まずは、全国学力・学習状況調査についてです。

平成28年度全国学力・学習状況調査、いわゆる全国学力テストが4月19日に児童生徒を対象と

する本体調査として実施されます。現在の調査方式によって実施されるようになってから今回で10回目を迎えることとなりますが、当該調査の実施に当たっては、その開始当初から賛否が分かれているところでもあり、おおむね次のような問題点が指摘されながら現在に至っているものと思います。当該調査については、その結果が公表されることによって地方公共団体間、学校間における序列化を招く、過度な競争原理が持ち込まれることによって教育の本質がゆがめられる、学力テスト対策に追われることによって本来の教育課程に影響が生じるということなどが問題点として挙げられ、また結果の分析に当たっては例年同じような指摘が繰り返しなされていることから、多額の予算を投入してまで悉皆調査として実施する必要性が認められず、抽出調査のほうの実情把握によりすぐれているなどの指摘がなされているところです。義務教育の機会均等、水準の維持、向上の観点から全国的な学力・学習状況を把握、分析した上で、教育施策の改善を図り、教育指導の充実、学習状況の改善等に役立てることが調査目的とされておりますが、さまざまな指摘がなされていることから、その抱えている問題は極めて深刻であると言わざるを得ないでしょう。

そこで、次の5点について質問いたします。

1点目です。2012年度から石川県教育委員会では、児童生徒の知識やその応用力を調査するため、小学5年生と中学2年生を対象とした独自の学力テストとして評価問題を作成し、市町教育委員会に対し配付を行っているとのこと。これまでは1年度につき1回、12月に実施する分について配付を行っていたものが、新たに2月実施分も加わり2回の配付に改められるようです。県独自テストの対象学年とされるのは、翌年度には全国学力テストを受けることになる学年であって、またその実施時期からしても県教育委員会学校指導課では否定なさっているようですが、石川県が優秀な成績をおさめている全国学力テストへの事前対策であることは明らかと言わなければなりません。平均正答率をめぐり都道府県ごとの成績が新聞、テレビ等で報道される時点で、すでにランクづけの宿命を負わされることになってしまうのでしょうか、序列化の弊害がうかがえ、また過度の競争をあおる一因になりかねないものと危惧いたします。このような事前対策が行き過ぎたものとなれば、本来の調査目的がゆがめられないのではないかと疑問が生じますが、例えば過去問による回答練習や補習の実施など、当町の学校において、全国学力テストに向けた事前対策はどの程度実施されているのでしょうか。また、そのような事前対策が教科の進度等に影響を及ぼしているという問題は生じていないのでしょうか。

次に、2点目です。当該調査は4月に実施されておりますが、新学期がスタートしたばかりの時期でもあり、校内全体もどことなく落ちつかない雰囲気にあるのではなかろうかと想像いたします。このような環境のもとで対象となる児童生徒は、質問紙に対する回答時間も含めると、トータルではありますが、小学6年生については140分間、中学3年生については200分間にも及ぶはずですが、長時間にわたる調査に臨まなければなりません。新学期開始早々という緊張を強いられる時期に、長時間のテストに臨まなければならないことが児童生徒のストレスとなり、精神的、肉体的に影響を及ぼしていることはないのでしょうか。

続いて、3点目です。児童生徒の豊かな学びを保障するためには、教職員の心と体の健康がしっかりと守られていることが前提となります。教職員が置かれている多忙な勤務環境が児童生徒の学習に影響を及ぼしていることも指摘されておりますが、2014年6月に報告されましたOECD・TALIS調査によれば、日本の教職員の勤務時間は週平均53.9時間とされており、またそのよ

うな長時間労働が常態化している実態も明らかになっております。こうしたことから、生活指導や進路指導、その他の課外活動にも割く時間が多くなるため、必然的にそうならざるを得ないものと考えられます。授業の準備や宿題、その他の提出物への対応など、日ごろから時間に追われているであろうことは容易に想像することができますが、当該調査への対応が大きな負担となり、教職員のさらなる長時間労働を招いてはいないのでしょうか。

4点目に移ります。調査結果と分析データの判明は夏の終わりごろになるはずですが、当然それから各児童生徒の学力・学習状況が把握されるものと思います。しかし、そのころにはすでに中学3年生は本格的な受験勉強に突入されているのではないのでしょうか。そのような時期から調査結果を活用し、各児童生徒への教育指導、学習状況の改善、家庭での学習習慣、生活習慣の確立についての保護者への働きかけなどに役立てようとすることは、時間的に厳しいのではないかと思います。これまでの実績からはいかがでしょうか。

最後、5点目です。健康格差や学力格差など、子どもに関するさまざまな指標が子どもが暮らす家庭の経済状況と密接な相関関係にあることが明らかにされてきております。児童生徒が学校生活を送る上で、その育つ家庭の経済状況、特段貧困による不利が生じてはなりません。経済的に困難を抱える家庭では総体的に教育投資が少なくなることは必然であり、そのことが結果として学力にも影響を及ぼすことが多いものと思われます。児童生徒が置かれている生活環境はさまざまではありますが、その実情を把握した上で、それなりに応じた支援が施され、その生じさせている学力格差を埋めていく必要があるものと考えます。学力と子どもの貧困という問題について、どのようなご所見をお持ちでしょうか。

以上の5点について、教育長にお聞きいたします。

○向 正則議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 竹内議員の全国学力・学習状況調査についてのご質問にお答えいたします。

竹内議員から全国学力テストの廃止を求める声明文をいただきました。読ませていただきました。基本的に情報技術の発展と経済活動のグローバル化というこれからの時代を生き抜くためには、子どもたちが基礎となる学力の習得が求められるというふうに考えております。そういう観点から津幡町教育委員会といたしましては、文部科学省が調査の趣旨としている学力の現状を把握し、調査の分析結果を指導に役立てることは非常に重要なことととらえております。そういう観点から、ご質問にお答えさせていただきます。

最初のご質問、全国学力・学習状況調査に向けた当町の事前対策はどの程度実施されているのか、またそのような事前対策が教科の進度に影響を及ぼしていないのかについてでございます。当該調査の事前対策という特別な観点からの取り組みや補習は行っておりません。各学年で習得すべき学力の定着状況を把握するために、定期テストや授業での確認、演習問題、朝学習や宿題にその過去に出た問題を活用することはあります。教科の進捗につきましては、毎学期の教育課程実施調査によって授業時数や進度等を確認しているところでありますので、授業進度がおくれる、あるいはやらないということはありません。

次に、新学期がスタートしたばかりの環境下で長時間にわたる学力調査は児童生徒に精神的、肉体的な影響を及ぼしていないかということでございますけども、全国学力調査の実施にかかわらず、各学校とも新年度の4月には進級テスト等を実施しております。これは、その学年で学ぶ

べき事柄が習得されているかという実態調査という観点もございます。学習課題の把握を行い、指導に役立てております。また、児童生徒がさまざまな環境下で一定時間を粘り強く考え、読み解く力を養うことは今後、高校入試もあるわけでございますけれども、必要なことであり、定期的にテストを受けることでその力が身につくとも考えております。ちなみに全国学力・学習状況調査の質問調査において、津幡町の児童生徒のおおむね9割が学校が好きと答えております。このことから、この4月のことがどうのこうのっていうことはないのじゃないかという判断をいたしております。

次に、教職員の該当調査への対応が大きな負担となり、長時間労働を招いていないかのご質問ですが、教職員の健康を守ることは教育行政の立場からとても重要なことととらえております。教育活動全体の取り組みを検証しながら、教職員の健康管理、支援のあり方を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、学力調査結果の判明は夏の終わりごろで、その時期から教育指導、学習状況の改善に役立てることは時間的に厳しいのではないかとのごことでございますけれども、各学校とも結果の分析はその答案用紙をもとにすぐ始めております。自校採点の中で課題を把握し、早い段階で指導を行い、さらに8月の詳しい分析結果をもって補完的指導を行い、次年度にも役立てるという形となっております。これは、例えば小学校6年生から中学へ行く小中連携ということにも当てはまっていくっていうことで考えております。

最後に、学力と子どもの貧困という問題についての所見はとのことでございますけれども、現在国や石川県では、経済的に困難を抱える家庭の児童生徒を対象とした学習支援事業を行っております。津幡町教育委員会は、まず基本的にすべての子どもたちが充実した教育活動が受けられることを大切にし、不登校やいじめを生まない取り組みとともに、日々授業や学校行事の充実を図っているところでございます。その上で、この国や県の学習支援事業における指導者や講師となる方々の確保に向けて連携をしているところでございます。また、教育委員会の取り組みといたしましても放課後学習支援事業とか、あるいは土曜学習等々の場を設け、学習機会をつくっているところでございます。今後ともすべての児童生徒の学習環境が整備されていくことを願い、一生懸命取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 ありがとうございます。

教育長の教育にかける思いといいましょうか、ご所見の一端だとは思いますが、拝聴できてありがとうございました。県教育委員会が結果の概要を10月に公表されていると思いますけれども、その中で算数英は国の平均正答率をやや上回る云々というふうに小学校、中学校というくくりで各市町ごとの状況が列举されておりますので、どうしてもほかと比べずにはおけないことが現実であろうかなとは思いますが。平均正答率であつたり、順位などに拘泥し、それに振り回されることがあつてはならないのは当然ではございますが、教育長に対して釈迦に説法とは承知しておりますが、何よりも児童生徒が主体的な学びのための学習環境の整備、教育支援に全力を注いでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。2項目めは、障害者に対する差別の解消の推進についてです。

平成28年度までの5年間を計画期間とする津幡町障害者福祉計画2012では、その基本理念とし

て、障害の有無にかかわらず、だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指すことがうたわれております。これまでもさまざまな障害の特性に対する理解を深め、障害があることを理由とする差別を解消するための努力がなされてきたものと思います。しかし、障害のある方が社会のあらゆる活動に参加、参画することに対して、それを困難ならしめている障壁、特段社会的障壁を取り除くということについては、まだまだ道半ばであると言わざるを得ません。歩道の段差などの物理的障壁は障害のある方の社会活動を妨げる一因として分かりやすい例えですが、そもそも障害のある方の存在を前提にしていないがために生じる障壁であるともいえ、現に存在している障壁を取り除くバリアフリー化、さらに進化させ、そもそも障壁となるものをつくらないユニバーサルデザインを採用し、対応していくことが考えられます。バリアフリー化、ユニバーサルデザインの採用は障害のある方に限らず、高齢の方、妊娠中の方、お子さん連れの方など、すべての方にとっても有益であり、進行する高齢社会や、この後ますます重視されることになるはずの子育てしやすい環境づくりなど、時代が要請するニーズにこたえるものとして積極的な取り組みが望まれます。そのほか、制度的な障壁や慣行による障壁が挙げられますが、とりわけ、観念、意識上の障壁を取り除くことに力が注がなければならないでしょう。これは、無知、無関心を原因とする全くいわれのない偏見が障壁を生じさせているということになろうかと思いますが、障害を理由とする差別は決して是認されるものではないという規範意識を定着させ、障害があるないに関係なく相互理解を深め、共生社会を目指していくためにも粘り強く広報、啓発を実施していくことが何よりも重要になると私も考えます。

ときに4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が全面的に施行されることとなります。国、地方公共団体に限らず、民間事業者にあっても障害があることを理由として商品やサービスの提供を拒否したり、制限するような不当な差別的取り扱いが禁止され、また障害者等から社会的障壁の除去について配慮を求める意思の表明がなされた場合に合理的配慮を行うことが国、地方公共団体には義務づけられることとなります。このような動きは、障害のある方が置かれている環境について社会福祉という観点からのみとらえるにとどまらず、人権に関する問題としてとらえ直す一つの流れになるものと期待されます。

そこで、次の3点について質問いたします。

1点目は、地方公共団体等職員対応要領についてです。町関係機関の窓口はもとより、町主催の各種イベント開催時などにおいては、当然障害のある方に対しても接遇される場面が多くあるものと思います。このような接遇の場面においては不当な差別的取り扱いがあってはならないことはもちろんのこと、合理的な配慮を欠くことがあってはならず、今後はより一層の適切な対応をとることが要求されます。その前提として、具体的にどのような行為が不当な差別的取り扱いに該当し得ると考えられているのか。また、合理的配慮については、その基本的な考え方や実施すべき具体例について示された職員対応要領の作成が必須になるであろうと思われます。しかし、広範にわたる対応事例をあらかじめ想定することは困難を伴うであろうと思われ、また思いも及ばない事例が多くあろうことは容易に想像することができます。さまざまな状況を想定した対応要領を作成するに当たっては、個別の障害特性に対する理解を深めることや障害のある方がお持ちのニーズを的確にとらえた上でなければ意味をなさず、したがって障害のある方や有識者からの意見聴取が十分に行われなければならないものと考えます。国の省庁レベルでは、昨年末に相次いで各主任の大臣による訓令の形式で対応要領が定められたようです。地方公共団体につ

いてはその作成は努力義務にとどまっておりますが、津幡町においては障害をお持ちの方のニーズが十分に反映された対応要領の作成について、その見通しはいかがでしょうか。

続いて2点目は、障害者差別解消支援地域協議会についてです。障害を理由とする差別に関して地域での相談や紛争防止、解決等を図るための関係機関によるネットワークを構築することを目的として、当該協議会の設置が推奨されております。協議会の設置については、地域の実情がそれぞれに異なることから地方公共団体の自主性にゆだねられることになっておりますが、障害者差別解消法の実効性を高めるねらいからも協議会の設置には大きな期待が寄せられているようです。しかし、2月12日の北陸中日新聞朝刊によれば「障害者窓口設置わずか、差別解消法形骸化のおそれ」との見出しつきで報じられておりますが、政府対応のおくれも手伝い、残念ながら全国の約1パーセント、20程度の地方公共団体でのみ設置に向けた準備が進められているにとどまっているようです。もしこのような状況が続くようであれば、共生社会の実現に向けた環境整備も仏つくって魂入れずと言わざるを得ません。障害のある方が置かれている現状やそのニーズを的確にとらえるための情報交換、相談制度における谷間とたらい回しを防ぎ、相談事例をもとに差別解消への取り組みに関する協議を担う組織として、障害をお持ちの方やそのご家族も参加される協議会の設置は極めて重要であると言わなければならないはずです。このような障害者差別解消支援地域協議会に対するご認識と当町における設置の見通しはいかがでしょうか。

最後3点目は、新幹線の見える丘公園入り口に整備されている駐車場から展望広場に至るまでの動線についてです。新幹線の見える丘公園につきましては、津幡町の新名所として華々しいデビューを飾り、昨年の当町10大ニュースでも堂々の第1位に選ばれましたことは記憶に新しいところです。公園内の展望広場からは、高速で走り抜ける新幹線を眼下に見おろすことができ、また公園周囲の眺望もすばらしく絶景ポイントとなっており、これまで町内外を問わず、多くの方が訪れております。これからもお子さんを連れたご家族、足腰に自信がないご高齢の方、障害をお持ちの方など、ますます大勢の方に訪れていただくことが期待されます。障害があるないに関係なく、訪れた方には公園を満喫していただきたいものですが、これを妨げる障壁は見当たらないのでしょうか。公園入り口に整備されている駐車場から展望広場に至るためにはスロープが設置されていないため、決して緩やかとは言いがたい階段を上っていかざるを得ず、またスロープが設置されていないということから必然的に導き出される理屈なのかもしれませんが、障害者等用駐車場も用意されておられません。こうしたことから、階段の昇降に困難を抱えている方の存在をお忘れではないのかと疑問が生じざるを得ません。全国的にもその名を知られる新幹線の見える丘公園に存在する障壁、バリアの存在を認識し、その解消のために取り組むことは障害者差別解消法における合理的配慮をどのようにとらえているのか、当町における試金石になるものと考えます。今後、住みよい都市基盤づくりの一環として、公園、緑地等の適切な維持管理と需要に応じた整備が推進されることによってバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化が順次進められていくようですし、これに期待を込めたいとは思いますが、そもそもスロープが設置されておらず、階段を上りおりしなければ展望広場までたどり着けないという動線は適当であるのか否か。そのご所見はいかがでしょうか。

以上の3点について、町長にお聞きいたします。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 竹内議員の質問にお答えいたします。

ご質問にありますとおり、本年4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、いわゆる障害者差別解消法が施行されます。この法律では、国、地方公共団体、民間事業所は、障害を理由として正当な理由なく、サービス提供の拒否や制限をしたり、条件をつけたりするような不当な差別が禁止されます。また、障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で社会的障壁を取り除くために必要な合理的な配慮を行うことが国、地方公共団体では求められます。

まず、職員対応要領の策定についてでございますが、県が策定する県職員対応要領の内容を踏まえ、策定について検討したいと考えております。

次に、障害者差別解消支援地域協議会の設置についてであります。内閣府が示しております協議会の設置、運営暫定指針によりますと、地域協議会の事務は必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談および当該相談にかかる事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取り組みに関する協議を行うこととしており、個別事業ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されておられません。関係機関が集まり、地域における障害者差別に関する相談や取り組みを共有するための場として設置し、ネットワークの構築を図ることを目的としております。地域協議会を組織する場合は必ずしも条例を根拠とする必要はなく、名称についても障害者差別解消支援地域協議会という名称を用いなければならないものではなく、守秘義務もあることから、本町では必要があれば既存の障害者地域自立支援協議会の組織を活用し、構成員を考慮しながら検討していきたいと考えております。

次に、新幹線の見える丘公園下の駐車場から展望広場に至る動線についてでございますが、体の不自由な方々への配慮については設計時から検討を重ねてまいりました。しかし、周辺の地形は大変高低差が大きく、バリアフリー基準を満たすスロープを設置するためには展望台としての丘を大規模に切り下げる必要がありました。そこで、階段の改修工事の際、勾配をできるだけ緩く設計して、中ほどに踊り場、両脇に手すりを設けることで、体の不自由な方に対し可能な限り配慮いたしました。地形等の諸条件を総合的に勘案した結果、スロープは設置できなかったことをご理解をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○向 正則議長 2番 竹内竜也議員。

○2番 竹内竜也議員 ありがとうございます。

職員対応要領については、県の状況をにらみながら作成されるということですので、ぜひですね、内容がしっかりと伴ったものをつくっていただけることと思います。一昨日なんですけども、白山市では車いすを利用される方であったりとか、視覚、聴覚に障害のある方とか、介添えの方とか、あと白山市の職員の方が参加されて市内のバリアフリー状況を現地確認して回られたそうです。こういう取り組みについても、ぜひ津幡町としても実施していただければと思います。そして新幹線の見える丘公園についてはあくまでも一つの例として挙げさせていただきましたけども、確かに町長おっしゃるとおり、地形的に厳しいというのは素人目に見ても分かります。これと、新幹線の見える丘公園と似たような構想、似たようなものとして山梨県の笛吹市ですか、ふえふきしとお読みするんだと思いますけれども、リニアの見える丘という構想が進められているそうなんですけども、こちらは多分地形的に地形がよろしいのかと思いますけれども、完成イメー

ジ図なんかも拝見しますと、ちゃんと車いすマークのついた障害者等用駐車場からスムーズに行けることになっておりましたし、この新幹線の見える丘公園につきましては、障害をお持ちのお母さんがそのお子さんをバギーに連れて新幹線の見える丘公園楽しみに来たんだけど残念ながら行けなかったねっていう声を障害をお持ちの方から結構いただいたんで、何とか解消できればと思いますので、今後の課題にしていいただければと思います。障害のあるないに関係なく、安全で安心して暮らし続けることができ、町長おっしゃるとおり、30年先、50年先の未来に夢を描き、希望の持てるまちづくりを剛毅果敢に進められることに期待を申し上げ、2番、竹内竜也の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で2番 竹下竜也議員の一般質問を終わります。

次に、13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博でございます。

本年3月11日で、あの悲惨な東日本大震災より満5年を迎えます。思い出しますのは、5年前のちょうど3月議会の最中でありました。大きな揺れでありました。この間のようにですね、強い印象が残っております。復興へのつち音につきましては着実に進んでいるように聞いておりますが、いまだに仮設住宅に多くの方々がつらい不自由な思いをして生活をして、また余儀なくされているということに心を痛めております。一日も早い安全、そして完全復興をですね、お祈りさせていただきたいと思います。

それでは、私のほうから質問に入らせていただきます。

私のほうから今回、5点にわたって質問させていただきます。

まず1点目には、町なかと観光拠点を中心に無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置をということ。

2点目には、財政の見える化をさらに進めるため個別事業のフルコスト情報の開示を。

3番目には、日本版ネウボラの推進で包括的な子育て支援制度の充実を。

4番目には、善意の献血、若者の参加をふやす取り組みを。

5番目には、自殺者対策の充実をということで、5点の質問をさせていただきます。

それでは、最初の1点目の町なかと観光拠点を中心に無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置をということで質問させていただきます。

現代人にとっては、携帯電話は生活の必需品となっており、特にスマートフォンは24時間肌身離さず持ち歩き、電車の中でも、自転車をごしながら、歩きながらも画面に夢中の若者も多く、また多くの国民が利用しております。こうしてスマートフォンやタブレット端末が普及した結果、家計の消費支出はほぼ横ばいである一方、支出全体に占める携帯電話の通話料金の割合はこの10年間で約5割もふえているそうです。公明党青年委員会は、以前から携帯電話をもっと安く便利に使えるようにするための環境整備に全力で取り組んでまいりました。携帯電話料金の大部分を占めるのはパケット代金なのですが、これを抑えるのに有効なのが外出時でもスマホやタブレットに無料で接続できる公衆無線LAN（Wi-Fi）の充実であります。日本では無料公衆無線LANの設置状況は海外と比べてもおくれているらしく、設置の充実を求める声は日本を訪れる外国人観光客からも大変多くなっていると聞きます。党の青年委員が外国人観光客になりきって羽田空港から電車を乗り継いで観光地をめぐる結果、不便であったことから、この問題の解決に向け、

2014年8月に公明党が青年政策アクションプランを提出し、対策を国に要望しております。さらに、青年委員会は昨年12月、総務省にスマホ料金の負担軽減策を提言し、携帯大手三者による定額プラン創設を後押しいたしました。その後、定額5,000円以下のプランも出した会社も出てきました。さらに低料金化は今後進んでいくと思います。そしてさらなる負担軽減へ公衆無線LANの充実には欠かすことができない、そう考え推進しているのです。

本町として考えれば、近い将来、NHK大河ドラマ義仲と巴の実現が見えてきたとしたら真っ先に整備が必要となるのは公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備であります。外国人観光客や特に若い世代は、生活に欠かすことのできないスマホの電波がつかない場所へはまず足を運ぶことがあり得ないからであります。第5次総合計画の中でも取り上げられておりますが、公衆無線LAN（Wi-Fi）の整備は必須です。

以上のことから、なるべく早い段階に、少なくとも町なかと観光拠点を中心に公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置を提案いたします。

矢田町長に答弁を求めます。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の町なかと観光拠点を中心に公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置をとのご質問にお答えいたします。

公衆無線LANはケーブルがなくてもインターネットに接続することができる無線LANサービスで、半径数十メートルから最大100メートル程度の限られたエリア内においてデータ通信を行うことができます。スマートフォンや携帯電話の回線は通信可能エリアは広いですが一般的に低速であるのに対し、無線LANは通信可能エリアは狭いですが高速で大容量の通信が可能であるという特徴がございます。この無線LANの特性を生かして場所に応じたきめ細かい情報の発信や情報発信力の向上を目的に、商業地や観光地で公衆無線LANを整備し、誘客や集客力の向上につなげる戦略的な取り組みが各所で行われております。また、施設単位で見ますと、提供するサービスの拡充を目的として公衆無線LANの整備を行っている場合もございます。

本町内の公共施設における公衆無線LANの整備状況につきましては、施設利用者の利便性向上を目的に、町なかでは文化会館、観光拠点では倶利伽羅塾と石川県森林公園内のわくわく森林ハウスの2か所、合計3か所に整備されております。ご提案のような大河ドラマに関連する観光拠点到公衆無線LANは未整備でございますが、幸い大手通信事業者のサービスエリアにおおむね含まれております。

一方で、このような目的とは別に、大規模災害発生時における通信手段を確保することを目的として公衆無線LANを整備する場合もございます。東日本大震災の発生直後には安否確認や救助要請など通話が集中し、一時的に電話回線が通信規制されたり、いわゆるパンクや不通になったことから、このような大規模災害が発生したときであってもインターネットを経由して災害関連情報を収集できるよう環境を整備するものでございます。

本町といたしましては、ご提案のような商業振興や観光振興も重要な課題でありますので、これらの強化、充実とあわせ、災害対策として災害時の通信手段の確保も含めた公衆無線LANの総合的な整備に向けて、第5次総合計画にも搭載させていただきました。今後、財源も含めた具体的な検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

私もここ最近、フェイスブックというのを少しずつ手がけておりますけれども、そうすると電波の届かないところですね、感動した景色なんかを見て、これは友達にちょっと送りたいなと思って送るんですけど、なかなか送れないときがあるんですね。そういうときは電波が通じないというところで非常に寂しい思いを何回か経験したことがあります。そういうことのないような環境を津幡町の町なか、または観光拠点では築いていっていただきたいというふうな思いで質問させていただきました。ぜひともまた早い段階で整備をお願いしたいと思います。

それでは続いて、2番目の質問に移ります。

財政の見える化をさらに進めるため個別事業のフルコスト情報の開示を提案ということで質問させていただきます。

行政の透明性を高め、効率化を進める観点から、個別事業のフルコスト情報の開示を提案いたします。従来、事業、業務が複数にわたる政策ごとのフルコスト情報の開示は行われてきたものの、試行的にはありますが、国の個別事業単位での開示が今回初めて行われました。関連資料として開示例のコピーを添付しておきましたのでごらんいただいていると思いますが、今回の開示では国会や裁判所、会計検査院、府省庁などの取り組みの中から24の事業、業務を抽出し、それぞれについて直接かかる事業のみならず、人件費や物品購入費などを含めた全体のフルコストを把握した上で、人口1人当たり、利用者1人当たり、業務1日当たりといった単位当たりも算出して開示したものであります。国の個別事業の年間フルコスト例を一部紹介いたします。1番目に、刑務所などの矯正業務が2,766億円で、収容者1人当たり1万1,734円/日となっています。2番目に、旅券関連業務では196億円で、旅券（パスポート）1冊当たり6,798円となっています。3番目に、国立国会図書館は200億円で、人口1人当たり157円/年です。4番目には、裁判所の業務は2,929億円で、人口1人当たり2,305円であります。5番目に、国立公園等整備事業費は66億円で、利用者1人当たり18円/年となっています。以上、年間のフルコスト例の一部を紹介させていただきました。

個別事業のフルコスト情報の開示に関しては、公明党国会議員が国会質問などをとおして税金を何に幾ら使ってきたか見える化すべきと主張してきましたことが、今回一部実現となりました。これまでやってこなかった国の個別事業のフルコスト情報の開示で第一歩を踏み出すことができましたが、これを着実に広げて税金の使い方について国民の説明責任を果たし、行政がみずから無駄のチェックと改善を進める仕組みを築いていきたいとの国政報告をいただきました。この方式を当町においても当てはめ、財政の見える化をさらに進めるべきであり、当町にあっても個別事業のフルコスト情報の開示を提案いたします。例1として、文化会館シグナスの年間コストを町民1人当たりについての金額が分かたらまた参考になっていくかなと。また例2として、津幡ふるさと歴史館の年間コスト、これはこれから開館でございますので、1年後の開示になるかと思います。例3として、河北中央病院のコスト、これについても1人当たりどれぐらいの費用がかかっているのか、こういうことが参考になっていけばいいかと思います。例4、町の公園のコスト。例5、森林公園のコスト。例6、定住促進策の事業についてのコストについてもどれぐらいの費用がかかっているかということを町民1人当たりで換算すると非常に身近な

形で分かるのではないかなというふうに思います。以上、とりあえず思い浮かぶ例を挙げてみましたが、中にはふさわしくない項目があるかもしれませんが、ほかの事業についても十分検討していく必要があると考えます。

町民に分かりやすく、個別事業の見える化を前進させることは大変意義のあることだと思しますので、ぜひ実現に向けて努力をしていただきたいと思います。

矢田町長に答弁を求めます。

○向 正則議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 個別事業のフルコスト情報の開示をとのご質問にお答えいたします。

現在、地方公共団体の会計制度は公営企業会計を除く一般会計および特別会計におきまして年度を単位とした現金主義、いわゆる単式簿記となっております。しかし、民間企業にはない特殊な会計制度であり、一般の方にはなじみの薄いものとされておりました。国がかねてより発生主義、複式簿記といった企業会計的要素を取り込み、資産、負債などのストック情報や現金主義の会計制度で見えにくいコストを把握し、自治体の財政状況等を分かりやすく開示して、各団体の行財政の透明性を高めるとともに、財政マネジメントの強化を図るため、財務書類の作成、公表を要請しておりました。平成27年1月には、総務省より固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準による地方公会計マニュアルが提示され、平成29年度までにすべての地方公共団体においてマニュアルに基づいた財務諸表を作成の上、予算編成等に積極的に活用するよう通知がなされました。本町では、県内自治体では初めてとなる平成13年度決算から総務省方式と呼ばれる地方財政状況調査を活用して作成した貸借対照表を公表し、さらに平成24年度決算からは固定資産台帳をもとにした基準モデルと呼ばれる方式により財務諸表を作成、公表しているところでございます。

さて現在、当町で作成、公表しております基準モデルの財務諸表につきましては、町全体のフルコストであり、個別の施設や事業ごととはなっておりません。全国的に公共施設の老朽化対策が推し進められる中、本町におきましても各施設の維持修繕費が年々増加しており、道下議員が言われる個別施設、事業のフルコストを把握することは財政の効率化を図る上で大変重要であると認識しております。しかし、現在の町の一般会計や特別会計の予算はおおむね事業ごとに金額を計上しているとはいえ、一部事業では複数の施設や事業の人件費や経費を集約して執行しております。個別事業ごとのフルコストとなりますと、執行した経費を一定のルールのもとで改めて施設や事業ごとに分類することになります。また、予算編成の段階からフルコスト算定を念頭に入れ、さらに細分化した予算計上をした場合、これまでまとめていた経費をそれぞれの事業ごとに計上することとなるため、必要以上に予算規模の拡大と事務量の増大を招くこととなります。さらに、複式簿記による経理など、専門性のある知識が求められることとなることから、すべての事業においてより正確な情報を作成することは、現段階において大変困難であると考えております。

ただ、施設ごとのコストにつきましては、現在策定中の公共施設等総合管理計画にあわせて、個別施設ごとの施設カルテを策定する予定としております。この施設カルテは施設ごとの維持管理費や人件費、年間利用人数を掲載する予定であり、これを利用して施設のトータルコスト算出ができないか検討したいと考えております。

今後も行政の透明性を高めるとともに、効率化を図ってまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 大変にありがとうございます。

なかなか難しいことはよく分かります。また、少しずつ理想に近づけていっていただけるようお願いを申し上げます。

それでは、3番目の質問に移ります。

日本版ネウボラの推進で包括的な子育て支援制度の充実をということで質問いたします。

産前産後のケアを含めた包括的な子育て支援制度として、妊婦・出産包括支援事業が昨年4月から本格的に始まっています。その取り組みを先駆的に進めているのが三重県名張市の取り組みでございます。新聞に取り上げられておりましたので、少し紹介をいたします。名張市は、三重県の中西部で奈良県と境を接する人口約8万人の市であります。古い歴史を持つ一方で、大阪の中心まで電車で1時間ほどに位置するため、ベッドタウンとして1970年から80年にかけて人口が急増した市でございます。でも今は、早いペースで地域の高齢化が進んでいるそうです。全市が公民館を中心とした15地域に分けられた市ではボランティア活動が盛んで、2008年からは各地域に健康づくりと地域福祉の拠点となる町の保健室が設置されています。一方、市では2013年までの数年間をかけて、市内で妊娠を届け出た1,500人を超える妊婦にアンケートをとり、3人目以降の出産となる人が不安を抱いている実情を把握いたしました。それから、安心の出産をサポートする子ども3人目プロジェクトの一環として、2014年から国の妊娠・出産包括支援モデル事業を利用し、妊娠、出産、子育ての切れ目ない支援事業を展開しています。フィンランドの母子支援地域拠点であるネウボラ、このネウボラといいますのはアドバイスする場所という意味だそうですが、これを手本に地域拠点や保育園、学校などの子育て関連機関を生かして日本版ネウボラの実現とも言える名張版ネウボラの構築に取り組んでいるそうです。妊娠した女性は妊娠の届け出と母子健康手帳の交付後、妊婦健診とともに地域包括支援センターの持つ「まちの保健室」に配置されたチャイルドパートナー、これは社会福祉士、介護福祉士、看護師などの有資格者でございますが、健康相談ができるそうです。その際、チャイルドパートナーは市の健康支援室の母子保健コーディネーターから専門的なアドバイスも受け、利用者は必要があればさまざまな地域の機関から支援を受けることができます。出産後の支援として、乳児家庭の全戸訪問を主に主任児童委員が行い、母子の健康状態はもちろん、生活状況などにも目を配り、必要があれば、さまざまな機関とも連携して支援をいたします。母子はそのほか、ボランティアが運営する地域の子育て広場を利用し、子ども支援センターかがやき、マイ保育ステーションで相談し、ケアを受けることができるそうです。2016年度からは市役所に健康支援室子ども支援センターかがやきを管轄する福祉子ども部が発足し、より効果的な制度の運用が期待されています。同市の担当者からは市民ボランティアの温かい心から出る創意工夫のすばらしさや子育て広場などで高齢者と子どもさんの交流もあることで広く喜ばれていると報告があったそうでございます。当町と名張市では人口規模の差はありますが、ベッドタウンであることや温かい心の町民が多く、ボランティアが盛んであることなど、共通点が多いようにも感じられることから、妊娠の届け出に始まり、妊婦健診から子育てに関するすべての子育て関連機関、部署や地域資源との連携、協力がスムー

ズに進んでいく日本版ネウボラを推進し、津幡町においての包括的な子育て支援の充実を提案をいたします。

先月2月3日に、河北郡市監査委員協議会主催の平成27年度郡市内研修でかほく市の定住促進事業について説明を受ける機会がありました。子育て支援の充実を図るために子育ての支援と相談の業務をまとめた子育て相談のワンストップ化ができる施設おひさまを昨年10月1日に開設運営を始めたところ、大変多くの相談者で利用されているとの話をいただき、大変参考になりました。気になりましたので後日、そのおひさまの施設を見学に行っていました。そして、この事業もまた定住促進策に直結する項目として意図した事業であることも重要なポイントであると感じました。

津幡町の子育て支援がおくれているということを行っているわけではございません。むしろ進んだ取り組みをしている点もたくさんあると感じておりますが、定住促進策としても大変有効と考えられますので、包括的な子育て支援の充実のため、ワンストップで子育て相談できる日本版ネウボラ、アドバイスする場所の推進について提案をさせていただきます。

羽塚健康こども課長より答弁を求めます。

○向 正則議長 羽塚健康こども課長。

〔羽塚誠一健康こども課長 登壇〕

○羽塚誠一健康こども課長 日本版ネウボラの推進で包括的な子育て支援制度の充実をとのご質問にお答えいたします。

現代社会における核家族化と地域のつながりの希薄化の進行から相談相手が身近にいないため、出産や子育てに不安を抱える女性が多くなっていることから、国は妊娠から出産、子育てまでのさまざまなニーズおよび相談などに対して、一貫して同じ場所で包括的に相談できるワンストップ拠点、子育て世代包括支援センターの整備を図ることとし、おおむね5年後までに全国展開を目指しております。

本町では、平成26年度に住民の利便性向上を図るため健康こども課を創設し、子育て関係の窓口をできる限り一本化しました。これにより母子保健と子育て支援の情報共有がさらに図られ、連携が従来よりスムーズになりました。しかし、今後も多様化する子育てニーズや複雑化する相談業務に適切に対応するには、さらに多職種との連携、関係機関との協力体制を強化することが必要と考えております。また、母子健康手帳交付時に行っているアンケートでは妊娠、出産、育児で気になること、不安になることの項目で、3子目においては経済的不安を挙げる方がおり、多子世帯への支援の充実も求められております。さらに、支援を必要とする妊産婦への切れ目のない支援の提供と必要なサービスを円滑に利用できるよう、子育て関連施設とのネットワークづくりも必要となります。

以上のようなことから、現時点では子育て世代包括支援システムの構築時期や体制について具体的な計画はありませんが、平成29年度以降に構築するため、町内関係部署の実務者レベルで子ども相談実態把握調査に着手する準備を現在進めております。そしてこの後、調査結果を分析し、どのような体制が子育て家庭に必要なのか、また町の実情に応じた体制、組織について庁内関係者だけでなく、子育て支援センターや保育園、幼稚園、学校など、子育て関係機関とも検討を行い、津幡町版ネウボラ、子育て世代包括支援システムの構築に取り組むとともに、津幡町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本方針に掲げる、結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援

の充実を図りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

ぜひとも早目に進めていただければというふうに思います。

それでは、4番目の質問に移ります。

善意の献血、若者の参加をふやす取り組みをとということで質問いたします。

献血は現在、400ミリリットル献血と血小板や血漿といった特定の成分だけをとる成分献血が中心であります。採血された血液は日赤の血液センターでの検査を経て血液製剤となり、医療機関に届けられています。国内で献血を必要とする人は年間95万人と言われ、献血で集められた血液の80パーセント以上は、がんや血液疾患などの病気と闘う人のために使われるということがあります。血液製剤の有効期間は短く、赤血球は採血後21日間、血小板は4日間しかないそうです。こうした理由から、年間を通して献血が求められています。日赤によると、200から400ミリリットル献血を推進したことなどによって必要量が確保されてきたため、献血者は減っているが、これまでは血液の供給に支障が出たことはないということでもあります。その一方で、かつて献血を支えていた20代献血者はこの20年間に大きく減少しているそうです。その理由には人口動態の変化が大きな要因と言われています。日赤では高校生に加え、小中学生にもセミナーなどを通じて啓発に力を入れてきたものの、特に20代の減少に歯どめがかからないと危機感を抱いているとのことでもあります。これからは超高齢化社会を迎えます。また、2人に1人はがんになり、3人に1人はがんで死ぬと言われる時代に入っていることから、高齢者はがんになる確率が高く、今後必要となる血液がさらにふえると予想され、若者からの献血を増加させることが重要だと指摘されております。

こうした状況を踏まえ、厚労省は献血可能な20代の若者に占める献血者の割合を2014年度の6.7パーセントから8.1パーセントに引き上げる2020年に向けた中期計画を掲げ、若者層対策強化を進めているとのことでもあります。当町にあっては状況は同じではないかと思いますが、献血者数の推移の実態把握と特に若者参加をふやす取り組みについて伺いたいと思います。

岡田町民福祉部長にお伺いいたします。

○向 正則議長 岡田町民福祉部長。

〔岡田一博町民福祉部長 登壇〕

○岡田一博町民福祉部長 善意の献血、若者の参加をふやす取り組みをとのご質問にお答えいたします。

献血事業につきましては、石川県赤十字血液センターが実施しており、町は献血に関する啓発活動が主なものとなり、本町で実施される献血の予定日を町広報やホームページで周知しております。役場や警察署を初め、町内各企業や商業施設、石川工業高等専門学校等のご協力を得て、毎年12回程度実施されております。本町における献血者推移の実態は、あくまで町内で実施された献血者数ですが、平成6年度が771人、平成26年度では508人と、ご指摘のとおり減少しております。献血者が減っている要因の一つには、輸血を受ける人への感染リスクを考慮した400ミリリットル献血が現在の主流となっております。これに伴う献血者の体重制限や年間献血回数の制限などが影響しているものと考えられます。20歳代の献血者の割合については、データの確認が

できる平成17年度が14.3パーセント、平成26年度では16.9パーセントで、割合では減少していません。本町の若い人たちへの献血参加の取り組みとして、石川工業高等専門学校では毎年ご協力をいただき、定着しております。また、町成人式において献血チラシの配布など、20歳の献血PRも行っております。

今後も広報活動を継続するとともに、若者が集う場での情報提供を図り、献血者数の増加に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 ありがとうございます。

あくまでも善意でございますので、また地道な努力を重ねていきたいというふうに思います。

それでは、最後の5番目の質問に移ります。

自殺対策の充実をということで質問いたします。

自治体ごとに自殺対策の計画策定を義務づけることを定めた自殺対策基本法改正案が2月24日、参院本会議で全会一致により可決し、衆議院に送られました。これまで国だけに義務づけられていた自殺対策行動計画を都道府県と市町村にも策定するように定め、国は交付金で策定を支援するものであります。また、相談体制の整備に加え、小中学生の段階で自殺予防教育を行うもので、さらに医療や福祉、民間団体との連携体制も整備するものであります。公明党が主導して2006年に自殺対策基本法が制定されてから10年を迎え、実効性を高め、地域ごとの実態に合ったきめ細かな対策を促すために同法改正を訴えてきた改正案が進んだものであります。自殺対策基本法改正のポイントは4点あります。1番目に、すべての都道府県と市町村が自殺対策の計画を策定する。2番目に、国や自治体が学校などでの相談体制を整備し、教員らへの研修の機会を設定する。3番目、学校は保護者や地域住民と連携し、児童生徒へのSOSの出し方などに関する教育や啓発を推進する。4番目、医師や福祉の専門家、民間団体の関係者による連携確保。以上の4点となっております。

この10年で自殺は減ったとはいうものの、依然として高い水準にあります。また、若者の死因のトップであり、深刻な状況に変わりはありません。津幡町としても以上の4点のポイントを軸に、自殺対策の推進、充実を着実に図っていただきたいと思います。

早川教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○向 正則議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 自殺者対策の充実をとのご質問にお答えいたします。

自殺対策を推進する議員の会が取りまとめ、今お話の先般2月24日に参議院の本会議で全会一致で可決されました自殺者対策基本法改正案は、復唱しますと4つの観点があるということでございます。1つに、これまで国だけに義務づけられていた自殺対策の計画をすべての都道府県と市町村が策定する。2つに、国と自治体が学校などでの相談体制を整え、教員らへの研修の機会を設ける。3つに、学校が保護者や地域の住民と連携し、児童生徒への教育や啓発に取り組み、いじめや悩みを1人で抱え込まないようSOSの出し方などを教える。4つに、自殺のおそれがある人への精神医療体制整備に加え、新たに医師や福祉の専門家、民間団体の関係者による連携を確保するというところに特徴があるというふうに思います。こうした法改正の背景には、我が国

における若い世代の自殺は深刻な状況にあり、男性では15歳から44歳、女性では15歳から34歳の死因が自殺第1位。しかも、こうした15歳から34歳の若い世代での死因の1位が自殺となっているのは、先進国では日本のみであると。その死亡率も他の国と比べて高いものとなっていること。これは、内閣府25年度の資料に基づいてお話ししておりますが、それから残念ながら小中学生や高校生の自殺者もここ数年間200人を超えるものであります。26年度の文部科学省の調査資料によるものでございます。こうした非常に深刻な社会状況にあることが挙げられるというふうに考えております。現実には、いじめや暴力行為、薬物乱用、自傷行為、そして自殺など、他人、自分自身をも傷つける児童生徒の命にかかわる事件や事故が多く報道されております。

津幡町でのこれまでの自殺予防対策は、津幡町健康づくり基本計画・つばた健康づくり21と津幡町障害者福祉計画2012、そして私たちの教育委員会、津幡町教育振興基本計画のもとに推進されてまいりました。具体的には、福祉部局におきましては社会福祉課内に精神保健の専門家を配置し、相談対応に当たっております。また、自殺予防講演会や地域における自殺予防の門番、いわゆる自殺予防ゲートキーパーの育成を行い、未然に防ぐ取り組みを行っています。現在のところ11人が石川県の研修を修了し、37人が町の研修を修了しているという状況でございます。

一方、児童生徒や教職員につきましては、学校設置者として子どもたちや教員の悲惨な状況は絶対に起こさないとの強い思いのもとに石川県教育委員会の指導助言、支援そしてまた連携、あるいは地域の方々、地域の組織団体の支援をいただきまして、学校の教育活動全体をとおして自尊感情をはぐくみ、考える力、判断する力、思いやる力、行動する力、我慢する力など、知、徳、体の備わった子どもたちの育成に取り組んでまいりました。さらに、教師自身も生と死、命に向き合うみずからの姿勢を問い直す研修の場も持ってまいりました。また、平素から町教育委員会と学校が緊密な連絡体制を築き、発達障害やいじめ、長期欠席、非行、保護者による虐待の疑いなど、学校において配慮が必要な児童生徒の状況を常に共有し、家庭への訪問や保護者支援などを含めた迅速かつ的確な対応に努めてきたところでございます。

加えて、近年の問題の多様化、複雑化により教育の分野だけでは解決が困難なケースもふえていることから、町民福祉部局、児童相談所、医師や警察、地域の民生児童委員など、多方面の関係機関とも連携し、事例検討を重ね、それぞれの機関の役割や方向性を確認しながら、きめ細かな対応にも取り組んでまいりました。この取り組み、今申しました取り組みは、今回の自殺者対策基本法改正案においての4つ目の視点、新たに医師や福祉の専門家、民間団体の関係者による連携を確保するに当たるといいうふうに考えておりますけれども、こうやりますと、具体的にやりますと、乗り越えるべき課題が多くあることも事実で実感いたしております。

このように、津幡町における自殺予防対策の取り組みと今後の課題について答弁させていただきましたが、本町では各部局、機関の連携のもと、一步一步着実に進められているというふうに考えております。そして、今回の法改正は、国や県によるチーム学校構想、あるいは加配教員の増員、24時間子どもSOS相談テレフォンの設置、あるいは総合教育会議の設置など、具体的な支援策にもつながっていると感じております。本町における自殺対策の計画策定は今後、国の方針に基づいて、町民福祉部を核としての対応となるかとは思いますが、いずれにいたしましても悲惨な状況は決してつくりたくないとの強い思いでこれからも取り組んでいきたいと思っております。ご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

終わります。

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

○13番 道下政博議員 大変にありがとうございました。

教育長のかたい決意を聞かせていただきました。ぜひともまた若者の命を守っていただきたいというふうに思います。

私、道下政博からの5点の質問について、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○向 正則議長 以上で13番 道下政博議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

<散 会>

○向 正則議長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後4時21分

平成28年 3 月14日（月）

○出席議員（16名）

議 長	向 正 則	副議長	酒 井 義 光
1 番	森 川 章	2 番	竹 内 竜 也
3 番	井 上 新太郎	4 番	八十嶋 孝 司
5 番	西 村 稔	6 番	荒 井 克
7 番	森 山 時 夫	8 番	角 井 外喜雄
10 番	塩 谷 道 子	11 番	多 賀 吉 一
13 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	洲 崎 正 昭	16 番	河 上 孝 夫

○欠席議員（ 0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	石 庫 要
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	納 口 達 也
税 務 課 長	伊 藤 和 人	町民福祉部長	岡 田 一 博
町 民 課 長	斎 藤 晶 史	長寿介護課長	小 倉 一 郎
社会福祉課長	田 中 京 子	健康こども課長	羽 塚 誠 一
産業建設部長	太 田 和 夫	都市建設課長	岩 本 正 男
農林振興課長	榊 田 和 男	交流経済課長	山 崎 勉
環境水道部長	河 上 孝 光	上下水道課長	山 本 幸 雄
生活環境課長	八 田 信 二	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広
監査委員事務局長	中 村 豊	消 防 長	西 田 伸 幸
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長	竹 本 信 幸
教育総務課長	竹 田 学	学校教育課長	吉 田 二 郎
生涯教育課長	吉 岡 洋	河北中央病院事務長	酒 井 菊 次
河北中央病院事務課長	田 縁 義 信		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	吉 本 良 二	議会事務局長補佐	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	山 崎 明 人	行 政 係 長	庄 田 大 輔
情報推進係長	管 田 邦 雄	監 理 課 主 査	河 島 敬

○議事日程（第3号）

平成28年3月14日（月）午後1時30分開議

日程第1 議案第4号 平成28年度津幡町一般会計予算から

議案第45号 金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結
についてまで

請願第1号から請願第7号まで

陳情第1号

請願第16号および請願第17号（継続）

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第2 同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて

同意第2号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第3 議会議案第1号 安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境
の改善を求める意見書および

議会議案第2号 夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第3号の2）

追加日程第1 議会議案第3号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める
意見書から

議会議案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書まで

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○向 正則議長 本日の出席議員数は、16人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○向 正則議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○向 正則議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

＜議案等上程＞

○向 正則議長 日程第 1 議案第 4 号から議案第45号まで、請願第 1 号から請願第 7 号までおよび陳情第 1 号ならびに平成27年第 2 回津幡町議会12月会議で継続審査となっております請願第 16号および請願第17号を一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○向 正則議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

荒井 克総務常任委員長。

〔荒井 克総務常任委員長 登壇〕

○荒井 克総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、会計管理者、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告をいたします。

議案第 4 号 平成28年度津幡町一般会計予算

第 1 表 歳入歳出予算中

歳入 全部

歳出

第 1 款 議会費 第 1 項 議会費

第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費

第 2 項 徴税費

第 4 項 選挙費

第 5 項 統計調査費

第 6 項 監査委員費

第 8 項 防災費

第 9 款 消防費 第 1 項 消防費

第12款 公債費 第 1 項 公債費

第13款 予備費 第 1 項 予備費

第 2 表 地方債

以上、一般会計予算については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第11号 平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算、

議案第12号 平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計予算、

以上、2件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第1款 議会費 第1項 議会費

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第4項 選挙費

第5項 統計調査費

第6項 監査委員費

第8項 防災費

第9款 消防費 第1項 消防費

第12款 公債費 第1項 公債費

第2表 繰越明許費

第3表 債務負担行為補正

第4表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第23号 平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第24号 平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第1号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第26号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第27号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、

以上、2件の条例の一部を改正する条例については、いずれも賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第28号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、

議案第29号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第30号 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、

議案第31号 津幡町行政不服審査条例について、

議案第32号 行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、

議案第33号 津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例について、

議案第34号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について、

以上、3件の条例の制定および4件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第40号 第5次津幡町総合計画基本構想については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第41号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、
議案第42号 種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、
議案第43号 朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、
以上、3件の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第45号 金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結については、賛成多数により原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第1号 「マイナンバー制度」の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書を政府に送付する請願書については、賛成少数により不採択といたしました。

次に、請願第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

次に、請願第5号 憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択についての請願、

請願第6号 「消費税10%増税中止の意見書」採択を求める請願書、

以上、2件の請願については、いずれも賛成少数により不採択といたしました。

次に、さきの平成27年第2回津幡町議会12月会議において継続審査となっております請願について報告をいたします。

請願第16号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出を求める請願については、賛成多数により採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 八十嶋孝司文教福祉常任委員長。

〔八十嶋孝司文教福祉常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長、教育部長、河北中央病院事務長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第4号 平成28年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費から

第3項 災害救助費まで

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第5号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計予算、

議案第6号 平成28年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算、

議案第7号 平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第8号 平成28年度津幡町介護保険特別会計予算、

以上、4件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第13号 平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費 第3項 戸籍住民登録費

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

第4款 衛生費 第1項 保健衛生費

第10款 教育費 第1項 教育総務費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第17号 平成27年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、

議案第18号 平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第1号）、

議案第19号 平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、

議案第20号 平成27年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第4号）、

以上、4件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第25号 平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第35号 津幡町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について、

議案第36号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、

議案第37号 津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について、

議案第38号 津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について、

以上、4件の条例の一部を改正する条例については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第44号 「財産の無償貸与について」の議決の一部変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第7号 安全・安心の医療・介護実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

なお、文教福祉常任委員会から、安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境の改善を求める意見書として新たなものを提出することといたしましたので、ご報告いたします。

次に、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、さきの平成27年第2回津幡町議会12月会議において継続審査となっております請願についてご報告いたします。

請願第17号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書の提出を求める請願については、賛成少数により、不採択といたしました。

なお、文教福祉常任委員会から、夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書として新たなものを提出することといたしましたので、ご報告いたします。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 森山時夫産業建設常任委員長。

〔森山時夫産業建設常任委員長 登壇〕

○森山時夫産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第4号 平成28年度津幡町一般会計予算

第1表 歳入歳出予算中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第9号 平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計予算、

議案第10号 平成28年度津幡町バス事業特別会計予算、

以上、2件の特別会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第14号 平成28年度津幡町水道事業会計予算、

議案第15号 平成28年度津幡町下水道事業会計予算、

以上、2件の事業会計予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第16号 平成27年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第2款 総務費	第7項 防犯と交通安全対策費
第4款 衛生費	第2項 環境衛生費
	第3項 清掃費
第5款 労働費	第1項 労働諸費
第6款 農林水産業費	第1項 農業費
	第2項 林業費
第7款 商工費	第1項 商工費
	第2項 交通政策費
第8款 土木費	第1項 土木管理費から
	第5項 住宅費まで
第11款 災害復旧費	第1項 公共土木施設災害復旧費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第21号 平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、

議案第22号 平成27年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第2号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第39号 津幡町ふるさと・水と土環境保全推進基金条例の廃止については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第3号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって、採択といたしました。

次に、請願第4号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願については、全会一致をもって、不採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○向 正則議長 これをもって委員長報告を終わります。

<委員長報告に対する質疑>

○向 正則議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<討 論>

○向 正則議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、一人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

10番 塩谷道子議員。

〔10番 塩谷道子議員 登壇〕

○10番 塩谷道子議員 10番、日本共産党、塩谷です。

大変たくさん意見がありますので、あらかじめ言いません。順番に話したいと思います。

議案第4号 平成28年度津幡町一般会計予算については、災害対策への取り組み、津幡中学校での太陽光発電、全小中学校への扇風機の設置、萩野台小学校区の放課後児童クラブの新設、町営住宅の外壁補修など、評価できる政策はあるものの、次の政策については賛成できませんので、その理由を述べます。

まず1つ目は、2款1項14目自衛官募集事務費です。

昨年9月19日に強行成立させられた安保関連法により、自衛隊を取り巻く現実的な危険性が格段に高まりました。今、自衛隊の350人がPKO活動のため南スーダンに派遣されています。自衛隊のPKOの任務は今後、国連PKOの任務変更に応じた形で停戦状態を維持、監視するという従来の任務とは異質の混乱状態の中での暴力への対峙、制圧を任務とするものとなります。現在、南スーダンでは内戦状態が恒常化し、襲撃を恐れた民衆が国連保護施設に大規模に避難する状態が続いています。2月17、18日には、政府軍がキャンプ内に侵入し、放火や発砲で住民を攻撃する重大事態が発生しています。国連高等弁務官の声明によれば、南スーダンは紛争状態と認定されていますが、日本政府は紛争状態を認めようとはしません。武器使用基準が任務遂行型、妨害排除型に拡大されれば、自衛隊は巡回の任務継続を前提に妨害勢力を排除するために積極的に応戦、攻撃を行うこととなります。必要なら相手をせん滅することもあります。従来は武力の行使で憲法違反になる可能性があるとして認められなかったものです。安倍政権は相手が国または国に準ずる組織でない、国際的武力紛争ではなく、武力行使にならないと言っています。しかし、南スーダンでは国連PKO部隊に攻撃を仕掛ける最大の存在は南スーダン政府軍です。国連PKOは内線に巻き込まれた状態となっています。このような状況下で武器使用になれば、紛れもなく憲法違反の武力行使です。安倍首相は、後方支援はしない、武力の行使はしないと国会で答弁しているとの意見もありましたが、憲法違反と言われながら安保関連法を成立させたのは、この法律が使いたいからです。絶対使わないのならこの法律を成立させる必要はなかったはずです。自衛官を募集するということは、こういう任務も待ち受けていることを認識すべきです。町が自衛官募集に手を貸すことはやめるべきです。

2つ目は、8款2項3目町道庄能瀬線道路改良事業費です。

今までにも述べているとおり、緊急性も必要性もないと思いますので、この事業を続けることには反対です。

3つ目は、8款2項3目町道竹橋大坪線道路改良事業費と6款1項3目体験型観光交流公園整備事業費です。

一般質問でも述べましたが、私の知る限り、町民の多くが必要性を認めていない事業です。この事業は道路をつくるものですが、この後17年もの工事が続きます。この事業がうまくいくとは思えませんし、17年後までの責任の所在もはっきりしません。町民が望む子育て支援などに振りかえるべきだと思います。

4つ目は、7款1項4目土地開発公社運営健全化助成金です。

土地開発公社の経営健全化に関する計画が平成23年3月に出され、平成24年5月には変更実施計画が出されています。当時も私は計画に反対しました。土地開発公社健全化計画では約3億8,000万円の欠損金と約11億6,000万円の借入金を平成27年度末を目標に解消する予定で、平成23年から平成27年まで毎年町から約4,000万円の補助金を入れてきました。しかし、平成27年度末には約3億5,000万円の欠損金と約8億3,000万円の借入金があり、再び5か年経営健全化補助金交付計画を立て、毎年町から3,000万円の補助金を入れます。計画の説明には「東部丘陵地および東部工業団地用地については、一団の土地として造成するには、保有用地および民間用地が入り組んでいることから、町が計画している体験型観光交流公園への売却も含め検討することとし」とも述べられています。元のゴルフ場予定地だったところを企業から1億円で買い取ったこと自体問題だと思っていましたが、それが体験型観光交流公園がつくられる背景にもなっていると思います。

次に、議案第26号の津幡町常勤の特別職、町長と副町長の給与および津幡町教育委員会教育長の給与を改定する条例と議案第27号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてに反対意見を述べます。

町長、副町長、教育長の給与、期末手当ともに不十分な額とは思えません。一般勤労者の給与が大きく伸びていない時期の改定は必要ないと考えます。また、議員報酬については平成27年度に大幅な引き上げが行われたばかりで、さらに28年度も期末手当が引き上げられるとなると、町民の理解は得られません。よって、この2つの条例には反対します。

次に、議案第35号 津幡町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について反対意見を述べます。

この議案は、減免申請書の記載事項に個人番号を追加するように改めるもので反対です。北陸中日新聞の報道によれば、1月に始まったマイナンバー制度で個人番号カードの交付をめぐるシステムの不具合が全国で相次いでいると報じています。カードの発行を担う地方公共団体情報機構の担当者は「根本的な原因は分かっていないため対策は見つかっていない」と認めています。情報漏えいのリスクや国家による監視も疑われるマイナンバー制度。減免申請に個人番号を記載することはやめるべきです。

次に、議案第40号 第5次津幡町総合計画基本構想について反対意見を述べます。

第5次津幡町総合計画基本構想の中には具体的な政策までは書かれていませんが、地図の中には津幡町体験型観光交流公園も記入されています。また、基本計画には新たな観光交流施設の整備が明記されています。3月議会の一般質問でも一般会計予算の町道竹橋大坪線道路改良事業費でも反対意見として述べましたように、津幡町体験型観光交流公園建設には反対なので、基本構想は認められません。

次に、議案第45号 金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について反対意見を述べます。

連携中枢都市圏形成が政府によって提示された経緯を見ますと、道州制が思うように進まず、その代替措置としての政策となっています。現在の基礎自治体1,700から30万人規模、300自治体に再編し、道州制へという政府、財界のねらいは変わっていません。もちろん広域行政全般を否定するものではありませんが、将来の道州制をにらみ、国の形や地方自治体のあり方を根底から

変えてしまうおそれのある政策は、住民のためにはならないと思います。よって、この連携協約は認められません。

次に、請願第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を求める請願には反対意見を、請願6号 消費税10%増税中止の意見書採択を求める請願書には賛成意見を、請願第16号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出を求める請願には反対意見を一括して述べます。

そもそも消費税を10パーセントに引き上げることは経済を疲弊させるもので間違っており、軽減税率を導入しても経済の落ち込み、低所得者の救済にはなりません。安倍首相は国会答弁でも、2014年4月の消費税8パーセントへの引き上げによる家計消費や経済への影響について、予想以上に落ち込み、予想以上に長引いていると述べています。しかも2014年から2017年の3年間で消費税率が5パーセントから10パーセントへ増税されることと同じで、麻生財務大臣の答弁によりますと、国民1人当たりの負担増は8万1,000円、1世帯当たりの負担増は18万4,000円になります。GDPを押し下げている最大の原因は個人消費の落ち込みです。消費税10パーセントを実施すれば、暮らしも経済も落ち込むことは明かです。消費税8パーセントへの増税後、物の値段が上がったと実感しましたが、1割もの消費税増税になれば、買い物を控えないとやっていけないと実感する人が多いのではないのでしょうか。軽減税率の導入を行うと言いますが、税が軽減されるわけではなく、消費税は所得の低い人ほど負担の重い不公平な課税です。元静岡大学教授の湖東京至さんの試算によりますと、1兆400億円の軽減税率による減収額は、新聞社、飲食料品の製造販売企業の納税額が1兆400億円減ることによるもので、軽減税率は新聞社や大手食品会社への実質的な補助金になると指摘しています。適格請求書等保存方式、すなわちインボイスの導入も検討されていますが、6割以上を占める売上高1,000万円未満の免税事業者が取引から排除されるおそれがあると指摘されています。消費税を引き上げる前に内部留保300兆円の大企業への減税を決めたことも大きな問題です。輸出大企業には多額の消費税を還付し、ふえた消費税分を価格に転嫁できない中小業者には苦しみを与えます。こんな不公平なことが許されるのでしょうか。請願にも述べているように、所得や資産の能力に応じた税制改革、労働者の正規雇用拡大と賃金の引き上げなど、国民の消費購買力を高めて地域経済を活性化させ、内需主導に転換する経済政策を進めれば、消費税を増税することはありません。よって、請願2号、16号には反対し、請願6号には賛成します。

次に、請願第3号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書の提出を求める請願には反対意見を、請願第4号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願には賛成意見を一括して述べます。

TPPは24分野にわたっての協定となります。徹底した秘密主義が貫かれていたTPP交渉。大筋合意後、協定分は公表されましたが、TPPの全体像をつかむことは難しいものとなっています。NPO法人アジア太平洋資料センター事務局長の内田聖子さんの報告を読むと、問題点は幾つもあります。

1つ目、進化する協定という言葉が示すように、TPP協定それ自体が発効後3年以内に見直されることになっているほか、再交渉、再協議があらかじめ決められている分野もあり、関税ゼロ、非関税障壁の撤廃というTPPの目的に向かっての一方向があるということです。全農産物も例外ではありません。

2つ目、投資、金融、知的財産の分野でも大企業や投資家に有利なルールづくりが入っています。例えば金融では、金融危機に陥った際に消費者や国民生活を守るために政府が行う金融安定化対策は、投資家や金融機関にとっては過剰な規制とみなされます。人々の生活よりも投資家、金融機関の自由が優先されるということです。

3つ目、各国内の法律や政策がTPPに合致しているかどうかは常にチェックされ、問題だとされれば変更を求める圧力にさらされます。もともとTPPの目的と本質は、ルール部門をいかに統一化していくかというものです。国内の法改正や規制緩和がTPP参加国の政府、利害関係者の参加によって進められる危険性が高いということです。

4つ目、企業や投資家がみずからが不利益をこうむったと思えば、国を訴えることができるというISDS条項も盛り込まれています。

以上の問題点を見ても、国民の不安を払拭できるようなものではなく、TPPの批准をしないことこそ必要なことです。

次に、請願5号 憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択についての請願に賛成意見を述べます。

この法律が制定されるまでに何があったかを見てみますと、安倍政権の思惑が透けて見えます。まず、秘密保護法の制定によって、国の重要な施策については知る権利を取り上げました。何が秘密かそれは秘密、秘密に近づけば罰するというものです。その後アメリカと新ガイドラインを締結し、そして集団的自衛権行使容認を閣議決定しました。戦後の歴代内閣が守ってきた憲法9条の解釈を180度変えた上で、安全保障関連2法を強行採決しました。用意周到にこの法律を決めたことがよく分かります。憲法に違反した法律は憲法98条の規定により、認められません。3月末にはこの法律が施行され、PKO活動で派遣されている自衛隊に駆けつけ警護や治安維持、住民保護などの命令が出された場合は戦闘に巻き込まれます。こういう危険な、しかも憲法違反の法律をいつまでもそのままにしておくことは認めることができませんので、この請願には賛成をいたします。

以上で、私からの意見を終わります。

○向 正則議長 次に、4番 八十嶋孝司議員。

〔4番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○4番 八十嶋孝司議員 私は、平成28年津幡町議会3月会議において執行部から提出されました議案第4号から議案第15号の平成28年度津幡町当初予算について、また議案第16号から議案第25号までの平成27年度一般会計、特別会計、事業会計の各補正予算について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

本町の平成28年度の一般会計当初予算は、前年度比1.9パーセント減の総額126億3,600万円を見込んでおります。その中に、平成27年度で終了した津幡北中部地区の社会資本整備総合交付金事業の予算額を同年度から差し引いて比較した場合、3.0パーセント、3億7,157万円の増となり、実質的には積極的な予算であると言えます。主な増減要因は、あがた公園整備事業等終了などにより土木費で17.6パーセント、3億763万円の減、教育費で歴史資料館建設事業や学校教育施設非構造部材耐震改修事業の終了等により27.3パーセント、4億2,467万円の減となった一方で、障害福祉費や子ども、子育て各種社会保障関係費の増や年金生活者等支援臨時給付金事業の実施により民生費で7.5パーセント、2億5,460万円の増などとなっております。また、重点事業とし

て、ハード事業では体験型観光交流公園の幹線道路となる町道竹橋大坪線道路改良事業に5,449万円、種保育園跡地での種地区防災拠点施設整備事業に4,946万円、社会資本整備総合交付金・防災安全を活用した橋梁補修事業に1億2,979万円、通学路安全対策事業に5,251万円など、計画決定事業を中心に緊急度の高いものを計上しております。ソフト事業では津幡駅東口および新駅設置に向けての具体的な調査を実施するほか、定住促進事業に8,964万円、全13施設となる放課後児童健全育成事業に9,170万円等を計上しております。

歳入については、町税のうち法人町民税で過去の税制改正に伴う税率引き下げによる影響が平年化したことにより8.0パーセント減の1億9,125万円と見込みましたが、その他の税目ではすべて増額を見込んでおり、景気の回復基調により個人町民税で1.8パーセント増の17億5,651万円、企業の設備投資による償却資産の増額等を見込み固定資産税で1.6パーセント増の14億3,822万円、税率改正により軽自動車税で11.0パーセント増の8,350万円などとなっています。町債は町債発行額を各年度償還元金以内とする概算基準に合ったものとしており、特別会計、事業会計においてもそれぞれの目的に応じながら経費の抑制、効率化を図り、必要度に応じた予算になっています。

各補正予算についても年度末を迎えての各種事業実績に基づく増減が中心であり、必要な予算措置を行ったものと言えます。

今後、各予算の実際の執行に際しては、さらなる経費削減を図りながら、効率的で効果的な行財政運営に努められることを期待するものであります。そして、町民の一体感の醸成を図りながら、町民と行政が一体となったまちづくり、町長の目指す笑顔があふれるまちづくりを推進されることを確信し、28年度当初予算、27年度の補正予算の賛成討論といたします。

終わります。

○向 正則議長 次に、8番 角井外喜雄議員。

〔8番 角井外喜雄議員 登壇〕

○8番 角井外喜雄議員 請願1号、5号、6号に対して私の意見を申し述べます。

まず、請願第1号 マイナンバー制度の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書を政府に送付する請願について反対討論を行います。

5点にわたって反対理由が書かれていますが、幾つか見当違いやリスクを過剰に意識した項目が見られます。

1点目では、銀行口座などと連結すると税務当局は個人資産を把握することができ、財産税をかけることが容易になり、富裕層や資産を海外へ流出させると書かれています。

マイナンバー制度の目的の一つは、公平、公正な社会の実現です。税負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止するためです。請願に書かれている財産税については、報道で資産課税の強化から将来的には導入を検討するとも言われていますが、一方では、累進課税にとどめるべきであり、財産税は導入すべきではないとも言われています。まだ先の話であり、今、財産税を取り上げてマイナンバー制度に反対をするのは時期尚早だと思います。

2点目では、国家によりプライバシーが侵害され、国民の自由が奪われたことにより独裁権力が誕生し、個人情報調べ、国民を監視することができると書かれています。

日本は民主主義国家であり、マイナンバー制度を理由に、このように飛躍した議論は甚だ疑問があります。

3点目では、アメリカや韓国など、他国でのいろいろな事例を示して甚大な被害につながっていかざるを得ないと書かれています。

先進国でマイナンバー制度を導入していない国は日本ぐらいであります。管理の手法や名称は異なるものの、理想通りに運用できていない国もあるのは確かです。日本は特定個人情報の機関に集約する一元管理方式を採用せず、それぞれの機関が個人情報を管理し、必要なときに情報の連携を行う分散管理方式を採用します。万が一情報が漏えいした場合、その被害は限定され、デメリットの低減化が図れることとなっています。成り済ましや社会保障番号の反省を生かし、マイナンバーを口頭で伝えるだけの本人確認は行わない予定であり、カードは顔写真つきであり、本人認証が必要な場合は、さらに運転免許証などによって本人確認を行うことが法律で厳格に規定され、行政の関係機関に義務づけられています。一般企業などの民間事業者においても番号法の規定以外でのマイナンバーの収集、管理が禁止されているため、マイナンバーのみが本人認証として用いられることはありません。

4点目では、企業はマイナンバー制度が実施されることにより対応するコスト負担がかかると書かれています。さらに、メリットより義務感のほうが大きいことや情報を漏らした場合、懲役や罰金刑が科せられると書かれています。

国が制度や法律を変える際には、マイナンバー制度に限らず、当然民間企業もその趣旨にのっとり対応を図るのは当然の義務です。それに反した場合は、当然罰則刑は受けなければなりません。企業側のメリットもあります。行政書類などの届けの添付書類の削減や企業のセキュリティ対策の向上、従業員採用時の本人確認など、使いよう次第では今後ますますメリットは大きくなると思います。

5点目では、国が多額の費用をかける費用対効果が期待できないと書かれています。

現在の行政は年金、健康保険、パスポート、税金、住民票、雇用保険、社会保障など、すべての番号はそれぞれの管轄機関でばらばらに管理されています。いわゆる縦割り行政であります。一つの情報の変更や更新、修正をしても瞬時に反映されません。さらに、データの間違いや漏えいが発生しやすくなっています。それぞれの機関がデータの管理をしていることから膨大な管理保守費用もかかっています。これらの個人情報をマイナンバーで管理することで行政のスリム化が図られ、手続きが簡略化されます。それに、税金の情報がリンクされれば、脱税や不正受給ができなくなることも大きな効果として期待されます。何といたっても公平、公正な社会の実現と国民の利便性が大いに期待されることを申し上げ、反対討論といたします。

次に、請願第5号、憲法違反の安全保障関連2法の廃止を求める意見書の採択について反対討論を行います。

今なぜ、安全法制の整備を進める必要があるのか。それは、今や一国だけで自国の安全を確保できる国はありません。安全保障環境が厳しさを増す中、国民を守るすき間のない体制を構築するため、それと国際社会の平和に貢献するためであります。平成3年の湾岸戦争では、日本は130億ドルの財政支援を行いながら、国際社会から汗をかかない国という大批判を受けました。このときから日本は国際社会の中において、PKO活動やインド洋での給油活動、イラクでの復興支援活動など、人道的支援の立場から国際貢献を果たしてきました。今後、より複雑化していく国際情勢の中で求められる役割は多様化していき、そのための法整備は必要であります。現在、核兵器や弾道ミサイルなど、大量破壊兵器の脅威が拡散し、軍事技術も飛躍的に高度化しており、

日本の近隣国では弾道ミサイルの発射実験を繰り返し、数十分で到達可能な射的距離にあります。国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、自衛の措置がどこまで認められるのか、その限界はどこにあるのか議論した結果が、どのような状況下であっても対応できる安全保障体制は必要であると昨年、閣議決定されました。そして、衆議院では野党が退席や欠席する中で賛成多数で可決しています。憲法9条のもとで許される自衛の措置発動の3要件が定められ、法案にすべて明記されており、自衛措置の限界を明確にしたものであります。自衛権の発動に当たっては、国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段のない場合のみ許されるものであり、専守防衛と自国防衛に限られており、厳しい条件がついています。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の根源は変えていないし、国連憲章第51条の他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使も認めておりません。さらに、自衛隊の安全確保のため、国会承認の前提となる基本計画の段階で安全が確保されているか、海外派遣の3原則として、1、国際法上の正当性の確保。2、国民の理解と国会関与など民主的統制。3、自衛隊の安全確保を明確に定められています。

提出された請願では、安全保障関連2法は戦争立法と書かれており、日米安保条約に反し、自衛隊がいつでもどこでも出向いて戦争ができる体制をつくり上げるものだと書かれています。支援の目的、趣旨は、厳格に定められた要件、手続きなどを全く無視した極めて短絡的な主張であります。決して国民に不安や恐怖をあおるのではなく、世界の中における日本の置かれている立場や状況を冷静に見きわめて判断することが大切ではないでしょうか。自衛のあり方、国際貢献のあり方を決めなければなりません。その責任を負っているのが政府や国会であります。何かが起こってから、このような事態は想定していなかったので自衛隊は対応できませんでしたでは済みません。そうならないように外交努力で防げるものは徹底して防ぐとともに、想定し得るあらゆる事態に備え、対応できるための安全保障関連2法は必要であります。

最後に、文面の中で憲法学者や元内閣法制局長官、元最高裁裁判官や法律家が廃止を求めていると書かれています。それぞれ持論を述べるのは自由であります。有事の際にこの方々はどのような責任を持って事態を図ろうとするのか見えてきません。全くもって無責任であります。さらに、国民の過半数が廃止を求めていると書かれており、紹介議員に説明を求めましたが一部の新聞をとらえているだけで明確な根拠はありませんでした。

次、請願第6号 消費税10%増税中止の意見書を求める請願について反対意見を述べます。

だれもが税負担は少ないほうがいいのに決まっています。許されるなら税金をかけないでもよいと思うのは子どもでも分かります。しかし、これからの日本はますます少子高齢化となり、今まで体験したことのない超高齢化時代が間違いなくやってきます。年金、医療、介護などに支払われる社会保障給付費は、2010年度に初めて100兆円を突破しました。その後、毎年1兆円ずつふえていく社会保障給付費の国負担分をどう賄っていくのかが、大きな課題となっています。多くの国民は、社会保障制度の持続可能な制度設計を望んでいます。政治はどんな崇高な理念を持っていても実行が伴っていなければ、ただの絵にかいたもちでしかありません。民主主義国家であり、さまざまな意見を持った国民がおる中で、公約した政策をどのように実現していくか国民は見ております。その結果が選挙であらわれます。消費税導入に反対し、それ以降消費税を上げるとに反対をしている政党があります。その政党の主義主張であり、全く生産性を感じません。

以上で、請願1号、5号、6号に対しての反対討論といたします。

○向 正則議長 次に、3番 井上新太郎議員。

〔3番 井上新太郎議員 登壇〕

○3番 井上新太郎議員 私のほうからは、請願第1号 「マイナンバー制度」の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書を政府に送付する請願書に対する賛成意見を述べさせていただきます。

全国民に12けたの番号を割り当てるマイナンバー制度が1月からスタートいたしました。世間の皆さんも一様にマイナンバーはおかしい制度だと思っており、制度の裏にお金の流れや資産をすべて把握したいという、見え見えの政府の考えがあることに不安を募らせています。中には、現在の複雑な行政手続きから解放されるなら国家による監視社会が進んでも仕方がないとてんびんにかけられている方もいらっしゃいます。伺ったお話によれば、肉親が亡くなられてつらいとき、役所への届け出でたら回しにされ長い時間を費やしたあげく、年金の手続きに行けば、事務所の窓口の係がその方の乗ってきた車を見て「結構いい車に乗ってるんですね」と嫌みを言われたそうです。精神的につらいときにさらにいやな思いをするくらいなら、このマイナンバー制度で監視が強化されると知りつつも国民の負担が減るとのうたい文句に期待してしまうのは、心中お察しするところです。しかし、百歩譲ったとして、マイナンバー制度により国民の利便性の向上は本当に図られるでしょうか。

こんなやさき、マイナンバーの情報を管理する中枢システムが早くも危機に直面しているとの報道がありました。個人番号カードを発行するための情報を管理するサーバーと呼ばれる大きなコンピューターに異常が生じ、業務の再処理を強いられた自治体が複数あったとのこと。これは、技術的な問題だけではなく、そもそも住民サービスをめぐる行政のあり方やマイナンバー制度自体に欠陥があります。また、現時点でもマイナンバーにかかわる事故は起きていますし、マイナンバーやひもづけされる個人情報をしっかり管理できるのか、不信感は募るばかりであります。余談ではありますが、政府が示したマイナンバー制度関連システム全体スケジュールによれば、トラブルが続出するようになった1月は主幹である総務省のほかに国税庁が本場運用を始めています。トラブルシューティングの基本は、主幹から枝葉を切り離し検証することです。マイナンバーが国民の利便性向上のためのものであるならば、国民の資産管理からみずからの襟は正さない増税という政府の思惑を捨てて、すなわち国税庁をマイナンバーシステムから切り離して運用してはいかがでしょうか。国民が税金を納めたくないようなサービスをしていない国の政府が、幾ら徴税の法律や大規模なシステムをつくったところで、この巨大システムに命が吹き込まれることはないと言えるのではないのでしょうか。

このマイナンバー事業では大変大きな費用が割かれ、仕事と雇用が生まれていることは事実であります。しかし、外国の共通番号制度が犯罪の標的になり、先進国が分野別番号制に移行している中、日本政府も国民の資産を危険にさらすことがあってはならないと思います。地球100億人時代到来を前に、食糧やエネルギーや交通分野での新たな技術立国日本をつくる仕事の創出、ジョブ・クリエーションこそ、政府としてやるべきことです。また、リアル・ポリティクスから言えば、ある国の、お隣の国の核開発や海洋進出から我が国の平和と地域の安全を守ることが現時点での最大の福祉であり、国民へのサービスであると思います。共通番号制から分野別番号制への移行をせざるを得なくなった先進国の反省を他山の石として、日本が間違った方向に進まないように、さらなるマイナンバーひもつけ法案の可決断固反対と制度そのものの見直しを訴えて

まいりたいと思います。

以上で、「マイナンバー制度」の廃止を含めた抜本の見直しを求める意見書を政府に送付する請願書に対する賛成意見とさせていただきます。

○向 正則議長 次に、2番 竹内竜也議員。

〔2番 竹内竜也議員 登壇〕

○2番 竹内竜也議員 2番、竹内竜也です。

請願第16号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出を求める請願および請願第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を求める請願に対し反対の立場で、請願第5号 憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択についての請願に対し賛成の立場で討論いたします。

初めに、請願第16号および第2号に対する討論に入ります。

消費税につきましては現行8パーセントの税率を2017年4月から10パーセントへと引き上げることが予定されております。これは将来的な先細りが懸念されている社会保障制度について財政と制度の両面を安定させることによって来る少子高齢化に備えることを目的とする社会保障と税の一体改革によるもので、その引き上げ分の使途については、子育て、医療と介護、年金制度の充実と安定化のための財源とされております。ところで、なぜ財源として消費税を充てるのでしょうか。消費税は国内における商品、製品、サービスの購入、消費という行為に対し担税力を認め、それらを消費する者の所得、財産とは一切無関係に一律公平に課されることになる国税です。国民全体に広く、薄く課税することによって、水平的平等を実現し、またお子さんから高齢の方を問わず、各世代が公平に負担することになるため納得が得られ、少子高齢社会にも適用することができ、景気変動にも左右されにくいため安定財源の確保に資することなどが利点とされております。しかし、消費税は消費行動そのものに課されるものであるため、裕福な方であろうと経済的に困難を抱えている方であろうと一切無関係に全く同じように負担しなければならないため、逆進性という問題を生じさせます。

一般的に年収の低い世帯であるほど、所得のうち消費税課税対象物品の消費に回される割合が多くなり、結果として所得に占める消費税負担額の割合が高くなる傾向が認められます。低所得者層あるいはエンゲル係数が高い世帯であるほど実際の負担率、そして主観的な負担感、痛税感がより大きくなり、これとは反対に高所得者層、富裕層であるほど所得に対する負担率は小さくなります。ここで注意が必要なのは、低所得者層ほど消費税の負担額が大きくなるということではなく、所得全体に占める消費税負担額の割合が大きくなるということであって、逆に言えば、高所得者層は購買力もあるため当然消費税負担額はより大きくなるわけですが、経済的余力があるため所得全体に占める消費税負担額の割合は小さくなります。このことが消費税の欠点である逆進性ということになりますが、これを解消することを目的とした低所得者対策の一つとして軽減税率があります。これは、日々の暮らしの中で特に購入する機会が多い生鮮野菜や肉のような食料品など、一定の品目に絞り込み、限定した上で税率を抑え、標準税率に対し低い税率を設定あるいは非課税とすることによって物品購入時の消費者の税負担を軽くし、痛税感を和らげようとするものと言えます。軽減税率の対象となる品目については、買い物をしてレジでお金を払う際、その都度すでに消費税が低く抑えられているわけですから、何となく得したような気分になり、これに飛びつきたくなるころではありますが、次のような問題点が指摘されております。

まずは逆進性の解消についてですが、所得の多寡に関係なく軽減税率が適用されるため、購買力がある高所得者層であるほど恩恵を受けることになり、本来の目的である低所得者対策にはつながっておりません。つまり、一般的に購入頻度が高くなる食料品について軽減税率を設定したと仮定した場合、高価な食料品もその対象となり、購買力が強く、その購入量も多い高所得者であるほど負担軽減額が大きくなってしまうため、逆進性の解消にはつながっていないことになります。また、イギリスでは食料品であるティーケーキ、これは平たいレーズンパンのような食べ物らしいですが、その購入に当たり軽減税率が適用されるケーキであるのか、標準税率が適用されるビスケットであるのか、法廷に争いが持ち込まれ、その決着に13年を要したそうですが、対象品目の線引きに当たっては合理的な基準を見出しがたいため、恣意的な制度設計となる危険性があり、対象物品に指定されるか否かをめぐり複雑な利害関係を生じさせるとも指摘されております。また、標準税率と軽減税率という複数税率が適用されるため、課税事業者にとっては、それに対応したレジの導入や区分経理が求められるなど、事務処理コストが大きくふえることも問題とされております。こうしたことから、来年4月に消費税率を10パーセントに引き上げるとするならば、軽減税率によって対応するのではなく、格差是正効果が高く、所要財源もより少なくて済み、対象品目を線引きする必要がなく、単一税率を維持し、事業者に負担を強いることのない給付つき税額控除によるべきであって、その導入を真剣に検討すべきであると考えます。

したがって、請願第16号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出を求める請願および請願第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を求める請願に対しては反対しなければなりません。

続いて、請願第5号 憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択についての請願について賛成の討論に入ります。

来る3月29日に、くだんの安全保障関連2法の施行が予定されております。これまでの政府見解であった憲法のもとで武力行使を行うことが許されるのは我が国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする、いわゆる集団的自衛権の行使は憲法上許されないと云々を得ないとする憲法解釈についてその変更を行い、集団的自衛権の行使を可能とする法整備に至りました。ここで、国連憲章第2条第4項を確認しておきたいと思いますが、すべての加盟国はその国際関係において武力による威嚇または武力の行使をいかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないという武力不行使原則を定めております。武力不行使原則は、今日に至るまでの世界の歴史過程において二度の大戦という苦い経験を経て、その反省から政治家、外交官、研究者などが真の国際平和を実現するために知恵を振り絞り、積み上げてきた国際慣習と言えるものであって、我が憲法の第9条第1項ではこの規定を受け、国際的にも違法とされている武力による威嚇、武力の行使、国権の発動たる戦争を当然のごとく禁じているのです。しかし、国家防衛の主体として、政府は国民の生命や自由を守る責任を当然負うべきであることから、他国からの武力攻撃があった場合、厳格な要件のもとで実力をもってこれを阻止、排除する個別的自衛権を行使することについては禁じられていないと解釈するのが妥当でしょう。

今般の安全保障関連2法の審議過程において、集団的自衛権行使のための立法事実の一つとして、ホルムズ海峡封鎖に伴う機雷掃海が挙げられておりました。仮に、ホルムズ海峡が機雷封鎖

されたことによる石油途絶があったとしても、国内には約半年分の石油が備蓄されており、このことが直ちに我が国の存立を脅かす存立危機事態に該当するものとは到底考えられず、また首相による現在の国際状況に照らせば、海峡封鎖が現実の問題として発生することを具体的には想定していないという従来とは全く矛盾した答弁があったことから、立法事実としての根拠を欠き、審議そのものに瑕疵があったものと言わざるを得ません。ご存じのとおり、集団的自衛権とは自国を守るための権限である個別的自衛権とは大きく異なり、他国の自衛に協力する権限、他国が攻撃を受けた際に反撃をする権限です。こうした集団的自衛権の性質上、それを行使できるや否やの解釈は、憲法条文の文理を厳格に、それこそ字づらに拘泥した上で行わなければならないはずです。

これを踏まえ、我が憲法典を隅々まで探してみたところで集団的自衛権を容認していると思われる規定はどこにも存在しないため、集団的自衛権そのものを想定していないと解釈せざるを得ないでしょう。法形式上、下位にある法律によって憲法の解釈を都合よく変更することは許されないわけですから、日本国憲法がそもそも想定していない集団的自衛権を今般の安全保障関連法によって容認することは不可能であり、憲法違反の法律については、その廃止を求めることこそが筋であると言えます。集団的自衛権の行使容認によって、いたずらに緊張をあおり、暴力に対し暴力で対抗することほど愚かなことはありません。武力に対する抑止力は極めて重要であることは理解いたしますが、その抑止力の強化が周辺国を刺激し、かえって軍拡競争につながるという愚は絶対に避けなければなりません。

世界ではいまだ戦争の惨禍が絶えませんが、戦争は外交の失敗であることから、なおさら戦略的な外交を根気強く行うことこそが現実的な抑止力であると言えるのではないのでしょうか。冷静な議論のもとで、あくまでも憲法に適合した安全保障法制、安全保障環境を整備していくことこそが重要であり、30年先、50年先の将来世代から決して後ろ指をさされることのない賢明な判断をお願い申し上げ、2番、竹内達也の討論を終わります。

ありがとうございました。

○向 正則議長 次に、6番 荒井 克議員。

〔6番 荒井 克議員 登壇〕

○6番 荒井 克議員 6番、荒井です。

私からは2つの請願に対し意見を述べさせていただきます。

まず、請願第5号 憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択についての請願に対して反対であります。

日本国憲法第9条には戦争の放棄と戦力・交戦権の否認を定めておりますが、憲法制定当時や冷戦のころとも違って、近年日本をめぐる安全保障環境が著しく変化し、また複雑になっており、国際的な視野の中、国内法制を速やかに整備しなければならないのではないのでしょうか。国際平和支援法は、国際社会の平和および安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い、共同して対処する活動を行うものであります。我が国が国際社会の一員として当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動を行うことで、国際社会の平和および安全の確保に資することができる、そのようにする必要があるということがこの法案であります。平和安全法制整備法においては、我が国および国際社会の平和および安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案として、法制整備を行うものであります。核

兵器や弾道ミサイルなど、大量破壊兵器の脅威があり、しかもそれが各地に拡散しております。軍事技術も著しく高度化しており、また日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロの脅威も深刻であります。こうした中で、国と国民を守り、どのような状況であっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要があります。

今回の法整備の大きな目的の一つには、日本防衛のための日米防衛協力体制の信頼性、実効性を高め、強化することにあります。そして、我が国およびアジア太平洋地域の平和のために武力紛争を未然に回避すること。その上で、いかなる事態においても国の存立を全うし、国民の命と平和な暮らしを守り抜くことであり、積極的平和主義のもと、切れ目のない対応を可能とする国内法制を整備することではないかと考えます。

以上、請願第5号の反対討論であります。

次に、請願第6号 消費税10%増税中止の意見書採択を求める請願書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

請願趣旨には、2015年の国内総生産GDPは第2四半期と第4四半期が個人消費の落ち込みによりマイナスになったと述べております。確かに最大の原因は個人消費の落ち込みだと思いますが、しかしながらそれは円安による食料品の値上げや天候不順が大きな要因となっております。GDPは四半期の中で波があるのは当然であり、昨年の6月のように雨が多ければ当然客足がとまり、12月のように暖冬であれば、衣類、暖房器具、灯油などの販売量が大幅な減少となります。昨年の第2四半期、第4四半期はまさにその影響が出ているのは確かであります。また、世論調査で消費税増税に賛成35パーセント、反対56パーセントですと書いてありますが、どこの地域でどの世代を何人にどのように調査したのか不明であります。以上のように、この請願は無理やりのこじつけが多いことは明らかであります。

消費税増税については皆さんご承知のとおり、少子高齢化社会の到来で社会保障費がふえる一方であり、また東日本大震災から5年がたちましたが、まだまだ復興には時間がかかっております。安定財源を確保するためには増税はやむを得ないのではないのでしょうか。

以上、請願第5号、第6号に反対の討論といたします。

終わります。

○向 正則議長 次に、1番 森川 章議員。

〔1番 森川 章議員 登壇〕

○1番 森川 章議員 議席番号1番、森川 章です。

私は、請願第4号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願に反対の討論をさせていただきます。

TPP環太平洋戦略的経済連携協定は2016年2月4日に、ニュージーランドのオークランドにおいて我が国からの政府代表として派遣された内閣府副大臣が他の11か国の代表とともにTPP協定に署名しました。TPPは署名から2年以内、全12か国が国内手続きを完了すれば、その60日後に発効します。2年後以降でも12か国の国内総生産GDPの85パーセント以上を占める6か国以上の手続きを終えれば、60日後に発効します。その際は、経済規模の大きい米国と日本の承認が不可欠となりますが、米国の大統領選挙の状況から米国の審議が大統領選挙以降となると思われると書かれていますが、そのことから日本国の審議を先延ばしすることなど全く考えられるものではなく、TPPの締結に伴う関連法案の整備に早急に進めていかななくてはなりません。

ＴＰＰの締結に伴う関連法案の整備は、輸入関税の削減で影響を受ける畜産農家の支援といった国内対策や著作権保護期間の延長などではありますが、農林水産業、地域活性化創造プランに基づいた農政改革を推進し、攻めの農林水産業の実現に向けた新たな政策が必要となっています。農林水産省は農業の体質強化に充てる基金の事業を新設し、さらに人材力の強化、生産資材の価格見直しなど、12項目の対策について検討を継続、さらに輸出の競争力の強化が必要であり、2015年の農林水産物の輸出額は7,452億円で政府の目標を上回るペースで推移しています。ＴＰＰが発効すれば、米国に向けての牛肉やベトナム向けの水産物など、日本からの輸出額増が大きく見込まれ、関税も撤廃される。2020年などは輸出額1兆円を目指しています。ＴＰＰはその後押しとなる。これをきっかけに攻めの農業に転じることができると思われます。攻めの農林水産業への転じることこそが新たな国際環境のもとでの我が国の農林水産業と農山漁村をしっかりと次世代へ継承でき、農林水産業の発展があると思われます。

以上の観点から、私はこの請願4号に反対するものであります。

以上で、森川 章の討論とさせていただきます。

○向 正則議長 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「議長、13番 道下です」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 13番 道下政博議員。

〔13番 道下政博議員 登壇〕

○13番 道下政博議員 13番、道下政博です。

私のほうからは2点の請願について、賛成討論、また反対討論を行いたいと思います。

最初に、請願第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を求める請願について賛成の討論を行わせていただきます。

まず最初に、公明党の山口代表の話のところから始めたいと思います。「政府と与党が一体となり、軽減税率が安定的に導入できるように努力していく」、こうお話をされました。これは、2月18日の公明党本部で開かれた中央幹事会でのあいさつの中でもあります。この中で軽減税率以外の消費税の逆進性緩和策として挙げられている給付つき税額控除と総合合算制度に対して「いずれも国民の所得、資産を正確に把握した上で適正、公平に実行する必要があるが、把握は困難であり、机上の空論だ」、こう主張されております。その上で、軽減税率が実行可能な選択肢だとし、「ほかの選択肢と並列で議論する段階ではない。どう現場で実行するか、具体的、実践的に議論を進める必要がある」と語りました。また、軽減税率導入による事業者負担は「具体的な説明と実際の支援策が伴わないといけない。国会論戦でも議論を深め、イメージをしっかりと伝えなくてはならない」、こう述べられております。そういった意味で、今回こちらの軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を行ったものでございます。

よって、請願第2号について賛成といたします。

続いて、請願第5号、この請願第5号に反対をいたします。

身勝手なレッテル張りのためだけの請願につき合わされるのはもううんざりです。飽き飽きしています。そう感じているのは私だけではないと思いますが、いかがでしょうか。請願第5号に反対の立場で討論に入ります。

安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択につ

いての請願であればよいものを、このタイトルの上に憲法違反のというレッテル張りをしているところが共産党らしいです。でたらめです。なぜでたらめかといいますと、昭和21年8月24日の衆議院本会議で、憲法9条を空文といって9条成立に唯一反対した党が共産党だったからであります。近年は護憲とうそぶいていますが、このでたらめな議論の請願に民主党の竹内議員も紹介議員に名を連ねていることにも大きな疑問を感じます。昔からレッテル張りに狂奔するのは、まともな政策議論を避ける常套手段であり、まともな議論とは言えません。請願趣旨本文中では「安全保障関連2法は「戦争立法」と呼ばれるように、日米安保条約にも反し、自衛隊がいつでもどこにでも出向いて戦争できる体制を作り上げるものです」とありますが、ここでも戦争法というレッテル張りをしています。でたらめです。今回の法制の柱の一つは、自国防衛のすき間を埋める点にあります。例えば日本を守るために活動している外国軍隊が攻撃された際、自衛隊がその軍隊を守ることを厳しい要件のもとで認めました。これは専守防衛の範囲内であり、憲法9条の政府解釈は何ら変えておりません。

また、共産党は平和の特使と称賛されたノーベル平和賞を受賞した国連平和維持活動（PKO）への自衛隊の参加を可能にしたPKO協力法（1992年成立）審議の際も海外派兵法だと反対デモを繰り返しました。今日では国際社会から高く評価され、国民の9割以上が支持している自衛隊の国際貢献のどこが海外派兵なのか弁明を聞きたいものであります。仮に、平和安全法制が戦争法であれば、国際社会からこれほど多くの賛同は得られません。アメリカ、EUではイギリス、ドイツ、オランダ、ASEANではフィリピン、インドネシア、そしてオーストラリアであります。それでも共産党は厳しい殺される戦争法と言い張るのでしょうか。

一方、核やミサイル開発を進める北朝鮮に対してリアルな危険はないと発言している志位和夫共産党委員長の現実を直視しない妄言にこそ、良識ある世界から失笑を買うことになりますでしょう。戦争反対は当然です。だれも争いは望みません。平和安全法制は備えを万全にして、容易に軍事力に頼らず、対話による解決の流れを促すものであります。与党の中にあって公明党は日中、日韓を初め、大きな対話の流れをつくり出してきました。ここで強く言っておきたいことがあります。無責任に国民や近隣諸国の不安をあおるだけでは平和は訪れません。

よって、請願第5号に反対いたします。

以上で、私の討論を終わります。

〔「議長、今の発言に意見があります。内容ではありません。今の請願者は私が紹介者となっていますが、共産党から出た請願ではありません。憲法会議から出しています。それをまるで共産党が出したようにして政党批判するのはすごくおかしいことだと思うんです。今を取り消していただきたいと思います」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 塩谷議員、発言はそこでストップしてください。

〔「しませんが、おかしいと思いませんか」、「ちゃんと書いてある」、「それは紹介者です」、「議論する場でないぞ」、「間違っているでしょ。請願者は私ではありません」と呼ぶ者あり〕

すみません、会議を進めたいと思います。

ほかに討論はございませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

<採 決>

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議案第4号 平成28年度津幡町一般会計予算を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 平成28年度津幡町国民健康保険特別会計予算から議案第25号 平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第25号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号 津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号 津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号 津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてから議案第34号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第28号から議案第34号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 津幡町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから議案第39号 津幡町ふるさと・水と土環境保全推進基金条例の廃止についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号から議案第39号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 第5次津幡町総合計画基本構想についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてから議案第44号「財産の無償貸与について」の議決の一部変更についてまでを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号から議案第44号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結についてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者1人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号 「マイナンバー制度」の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書を政府に送付する請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、請願第1号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第2号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第2号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者10人 不起立者5人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、請願第2号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第3号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第3号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者12人 不起立者3人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、請願第3号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第4号 TPP協定を国会で批准しないことを求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第4号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、請願第4号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第5号 憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択についての請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第5号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者2人 不起立者13人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、請願第5号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第6号 「消費税10%増税中止の意見書」採択を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第6号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者12人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、請願第6号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第7号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第7号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者1人 不起立者14人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

陳情第1号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、陳情第1号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、平成27年第2回津幡町議会12月会議で継続審査となっております請願第16号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第16号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者11人 不起立者4人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、請願第16号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、平成27年第2回津幡町議会12月会議で継続審査となっております請願第17号 夜間中学の整備と拡充を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第17号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者12人〕

○向 正則議長 起立少数であります。

よって、請願第17号は、不採択とすることに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時40分から会議を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後3時24分

〔再開〕 午後3時40分

○向 正則議長 ただいまの出席議員数は、16人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

＜同意上程＞

○向 正則議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについておよび同意第2号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを一括して議題といたします。

これより、町長の提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては3月4日の会議再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また今ほどは、今3月会議に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたことにつきましても、重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきましてご説明を申し上げます。

初めに、同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについて。

教育委員会委員である早川尚之氏が平成28年3月31日をもって辞任の申し出があり、承認されましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、新教育長として、津幡町字加賀爪ホ349番地 吉田克也氏を任命するため、議会の同意をお願いするものがあります。

次に、**同意第2号** 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、河合谷財産区管理委員6名が平成28年3月18日に任期満了となることに伴い、津幡町字上大田ル57番地 高山國雄氏、津幡町字下河合イ78番地 川上勝男氏、津幡町字上河合ハ72番地 大澤松夫氏、津幡町字瓜生ヌ31番甲地 藤澤欽一氏、津幡町字牛首ヘ103番地1 永多憲二氏、津幡町字牛首タ85番地 谷下紀義氏の6名を選任いたしたく、津幡町河合谷財産区管理会条例第3条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきましてご説明申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

＜質疑・討論の省略＞

○向 正則議長 お諮りいたします。

同意第1号および同意第2号につきましては、いずれも人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、同意第1号および同意第2号については、いずれも質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 同意第1号 津幡町教育委員会教育長任命につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、同意第1号は、同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号 河合谷財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○向 正則議長 日程第3 議会議案第1号および議会議案第2号を一括して議題といたします。

八十嶋孝司文教福祉常任委員長提出の議会議案第1号 安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境の改善を求める意見書および議会議案第2号 夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書、以上、2件の議会議案について一括して提案理由の説明を求めます。

八十嶋孝司文教福祉常任委員長。

〔八十嶋孝司文教福祉常任委員長 登壇〕

○八十嶋孝司文教福祉常任委員長 安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境の改善を求める意見書ならびに夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書。

これにつきましては、地方自治法第109条第6項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。提出者は私、文教福祉委員長、八十嶋でございます。

皆さまの前に配付してあります前文を割愛させていただきまして、項目のみを読み上げさせていただきます。

まず最初に、安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境の改善を求める意見書でございます。

項目を読まさせていただきます。

まず第1番、看護師など夜勤交代制労働者の深夜労働時間の短縮や十分な勤務間隔を保持するなど、労働環境を改善すること。

2番、医師、看護師、介護職員などを増員すること。

3番、安定的な財源を確保した上で、安全・安心の医療・介護を実現すること。

次に、夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書でございます。

項目の1番、全都道府県において、居住地に関係なく希望するだれもが学べる夜間中学の設置を促進すること。

2番、入学希望者が、夜間中学に関する情報を入手できるよう配慮した広報活動の展開や低所得者に対する支援策を強化すること。

3番、夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。

以上、この2件につきまして、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

以上です。

＜質 疑＞

○向 正則議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○向 正則議長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第1号 安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境の改善を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、議会議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第2号 夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、議会議案第2号は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後3時51分

〔再開〕 午後3時52分

○向 正則議長 会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第2号、請願第3号および陳情第1号ならびに平成27年第2回津幡町議会12月会議で継続審査となっておりました請願第16号の採択に伴い、議会議案第3号から議会議案第6号までを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号から議会議案第6号までを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○向 正則議長 追加日程第1 荒井 克議員ほか2名提出の議会議案第3号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書、井上新太郎議員ほか2名提出の議会議案第

4号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書、竹内竜也議員ほか2名提出の議会議案第5号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書および荒井 克議員ほか2名提出の議会議案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を一括して議題といたします。

＜提案理由・質疑・討論の省略＞

○向 正則議長 お諮りいたします。

以上、議会議案4件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○向 正則議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案4件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○向 正則議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第3号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者11人 不起立者4人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議会議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第4号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者13人 不起立者2人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議会議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第5号 軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者0人〕

○向 正則議長 起立全員であります。

よって、議会議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議会議案第6号 複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者11人 不起立者4人〕

○向 正則議長 起立多数であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

以上、本3月会議で可決されました議会議案第1号から議会議案第6号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜あいさつ＞

○向 正則議長 ここで、3月31日をもって退任されます早川教育長より退任のあいさつの申し出がありましたので、これを許可します。

早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 大変緊張しております。お許しをいただきましたので、退任に当たり一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

平成16年10月1日に教育長就任以来、11年6か月がたとうとしております。村前町長のもとで、現矢田町長のもとでの11年6か月というところになります。あっという間に過ぎ去ったような思いであります。この間、教育委員会制度のあり方、スポーツ行政のあり方、グローバル化した国際社会の中を生きる子どもたちに対する学校教育のあり方、適正規模の学校設置のあり方、不登校、いじめ、生徒への対応、教職員への対応等々、国の教育改革が具体的に実践、行動することが求められる時期でありました。国施策や地域課題への対応と当然成果が求められました。一つ一つが年次を追ってくるような状況ではなくて、今挙げましたようなことが並行して挙がってきましたので、それへの対応、取り組みは非常に厳しいものがあったというふうに思っております。

しかしながらそうした中であって、教育委員、それから教育委員会事務局の職員あるいは教職員ともどもに、その与えられた課題を共通に認識をして、その解決に向けての取り組み、行動を起こしてきたというふうに思っております。また、多くの組織、団体、町民の方々もご支援をしてくださいました。そして何より、今この議場にはいらっしやいません議員の方々を含めまして、議会の皆さまのご理解とご支援を得て、諸課題の解決とさらなる躍進の基盤づくりに取り組んできましたが、今その芽が出てきているというふうにも思っております。まだまだ足らずところたくさんありましたけれども、議員の、議会の皆さま方の力いっぱいのご支援に心から感謝を申し上げる次第でございます。

私が就任したのが16年度の10月1日、先ほど申しましたが、年度途中でございました。その折、私は中学校の校長という立場におったわけですが、就任してみますと、初めての就任だったので考えてもみなかったさまざまなひずみも具体的に理解できるようになってまいりました。そういうことを考えたときに、私が退任をするときは、日本の社会の一つの年度の区切り、

3月に退任をするというのが、私としてはいいのじゃないかなということをどんどん考えていくようになってまいりました。今回、その思いを具体的に移すべく、退任をさせていただくことをお願いしたわけでございます。

先ほど、新しい教育長の議会同意がなされました。吉田教育長のもとで津幡町の教育行政が、そしてまた津幡町が、津幡町議会が一層発展していくことを心から期待を申し上げますとともに、議員各位の今後ますますのご多幸とご健勝を心からご祈念申し上げます、まだまだ言葉足らずではございますが、退任に当たりましてのお礼のごあいさつとさせていただきます。

11年間、本当にありがとうございました。 （拍 手）

○向 正則議長 早川教育長には長きにわたり教育の振興にご尽力いただきましたことに深く感謝を申し上げます。今後とも津幡町の発展のため、ご支援賜りますようお願いいたします。

＜閉議・散会＞

○向 正則議長 以上をもって、本3月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成28年津幡町議会3月会議を散会いたします。

午後4時04分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 向 正則

署名議員 河上 孝夫

署名議員 森川 章

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表.....	1
1. 議会議案	3
1. 委員会審査結果表.....	10

平成28年津幡町議会3月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
1	10番 塩谷 道子	1	障害者等外出支援事業を拡充せよ	町民福祉部長
		2	津幡町体験型観光交流公園のアクセス道路整備にかかる費用は子育て支援の費用に使うべきではないか	町 長
		3	介護要支援者の身体介護については介護保険サービスの利用はできるのか	長寿介護課長
		4	就学奨励費のうち新入学用品費は入学前に支給せよ	学校教育課長
2	5番 西村 稔	1	公契約条例を制定できないか	町 長
		2	危機管理についての備えはどうなっているか	町 長
		3	地方創生に町としてどのように取り組んでいるか	町 長
		4	金沢市と津幡町の境の発展に対し協議を重ねてほしい	町 長
		5	健康型温水プールは県津幡漕艇競技場に隣接させてはどうか	町 長
3	1番 森川 章	1	地域包括ケアシステムについて問う	町民福祉部長
		2	津幡丘陵公園の予定地であった土地の今後の利用について問う	町 長
		3	(仮称) 体験型観光交流公園によって当町へのメリットについて問う	町 長
4	7番 森山 時夫	1	外出弱者に町営バスの運行を	産業建設部長
		2	つばたReco利用者の人、車の安全対策を図れ	生活環境課長
		3	イノシシのさらなる被害防止策を図れ	農林振興課長
5	9番 酒井 義光	1	標高を記載した地区独自のハザードマップの作成を	町 長
		2	庄能瀬線、菩提寺1号線の早期開通を	町 長
6	3番 井上新太郎	1	大河ドラマ誘致実現に向け、町民参加型を推進せよ	町 長
		2	山間地域に町営住宅団地の建設を	町 長
7	8番 角井外喜雄	1	新たな道の駅を開設せよ	産業建設部長
		2	介護保険事業を問う	町民福祉部長
8	6番 荒井 克	1	今後の人口増加対策の拡充を	町 長
		2	第5次総合計画にアンケート結果を生かせ	総 務 部 長
		3	津幡丘陵公園の整備計画は	町 長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
9	4番	1	小型無人飛行機ドローンの活用を検討せよ	町 長
	八十嶋孝司	2	災害対策用蓄電池の導入を検討せよ	総 務 部 長
10	2番	1	全国学力・学習状況調査について	教 育 長
	竹内 竜也	2	障害者に対する差別の解消の推進について	町 長
11	13番 道下 政博	1	町なかと観光拠点を中心に無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) の設置を	町 長
		2	財政の見える化をさらに進めるため、個別事業のフルコスト情報の開示を	町 長
		3	日本版ネウボラの推進で包括的な子育て支援制度の充実を	健康こども課長
		4	善意の献血、若者の参加をふやす取り組みを	町民福祉部長
		5	自殺者対策の充実を	教 育 長

平成28年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者 津幡町議会文教福祉常任委員長 八十嶋 孝 司

安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境の改善を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

安全・安心の医療・介護実現のため医療従事者の増員と労働環境の改善を求める意見書

厚生労働省は平成23年6月17日、「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」の通知（5局長通知）を発出し、また平成25年2月8日には医師、看護職員、薬剤師などの医療スタッフが健康で安心して働ける環境を整備するため「医療分野の『雇用の質』の向上のための取組について」（6局長通知）も発出し、医療従事者の勤務環境改善のための取り組みを促進してきた。

さらに、医療提供体制改革の中でも医療スタッフの勤務環境改善が議論され、都道府県に対して当該事項にかかわるワンストップの相談支援体制構築の予算が組まれ、医療勤務環境改善支援センターが設置されるなど、各医療機関が具体的な勤務環境改善を進めるための支援が始まっている。

しかし、国民の命と暮らしを守る医療・介護現場は深刻な人手不足となっており、労働実態は依然として厳しい。安全・安心の医療・介護を実現するためにも医師、看護師、介護職員の増員や夜勤改善を含む労働環境の改善は喫緊の課題となっている。

必要な病床機能は確保した上で労働者の勤務環境を改善していくことによる医療提供体制の改善が求められており、次期看護職員需給見通しの策定に当たっては、これを単なる数値目標とするのではなく、看護師の具体的な勤務環境の改善を可能にする増員計画とし、そのための看護師確保策を講じていく必要がある。

よって、政府におかれては、安全・安心の医療・介護を実現するために、医師、看護師、介護職員の増員、労働環境の改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 看護師など夜勤交替制労働者の深夜労働時間の短縮や十分な勤務間隔を保持するなど、労働環境を改善すること。
- 2 医師、看護師、介護職員などを増員すること。
- 3 安定的な財源を確保した上で、安全・安心の医療・介護を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者 津幡町議会文教福祉常任委員長 八十嶋 孝 司

夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

夜間中学の整備促進と就学機会の拡充を求める意見書

現在、夜間中学は全国8都府県に31校しかなく、北海道、東北、中部、四国、九州においては、自主夜間中学はあっても、夜間中学は1校もない状況である。

また、夜間中学がある地域においては、入学要件が「市内在住」もしくは「市内での正規就労6か月以上」などと規定されている場合があり、市外からの就学の機会が制約されている状況である。

一方、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としており、夜間中学の現状を考えると、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した整備も求められている。

よって、政府におかれては、希望者の夜間中学への就学の機会を居住地等に関係なく提供するため、下記の事項について迅速に対応するよう強く要望する。

記

- 1 全都道府県において、居住地に関係なく希望するだれもが学べる夜間中学の設置を促進すること。
- 2 入学希望者が、夜間中学に関する情報を入手できるよう配慮した広報活動の展開や低所得者に対する支援策を強化すること。
- 3 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者	津幡町議会議員	荒 井 克
賛成者	津幡町議会議員	西 村 稔
同	津幡町議会議員	角 井 外喜雄

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書

政府においては、平成29年4月、消費税10パーセントへの引き上げと同時に軽減税率制度の導入
を決定し、すでに国会において関係法律案の審議が開始されているところである。

我が国において初めての複数税率の導入となるものであり、流通段階の川上から川下に至る多くの
事業者の事務負担をできるだけ軽減し、円滑な導入を進めることが極めて重要である。

また、インボイス制度の導入までの間は現行の請求書保存方式の維持などの経過措置も講じられ
ているところであるが、事業者の十分な理解を得るため相談体制の整備など、事業者に対するサポ
ート体制を整備することが急務と考える。

よって、政府におかれては、平成27年度予備費や補正予算を活用の上、下記の事項について早急
に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 中小・小規模事業者等に対して複数税率に対応するレジの導入支援を行うこととされているが、
必要な財源を確保の上、補助を希望するすべての事業者に対して実施すること。
- 2 電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うと
ともに、費用が高額となる場合は低利融資など、必要な支援を行うこと。
- 3 地域の中小企業団体等の協力を得て、中小・小規模事業者等の理解を深めるため講習会の開催
や相談窓口の設置など、積極的な取り組みを行うこと。

この場合、巡回指導や専門家の派遣など、アウトリーチによるサポート体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者 津幡町議会議員 井 上 新太郎
賛成者 津幡町議会議員 森 川 章
同 津幡町議会議員 多 賀 吉 一

ＴＰＰの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

ＴＰＰの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書

環太平洋パートナーシップ（ＴＰＰ）協定は昨年10月5日に大筋合意し、本年2月4日に署名式が行われた。ＴＰＰはアジア太平洋地域に巨大な経済圏を創造し、幅広い分野で21世紀型のルールを構築することにより、我が国の輸出が拡大し、経済再生に資するものと期待される。

一方で、我が国の農林水産業については、関税が即時撤廃となるものや時間をかけて関税削減、輸入枠拡大となるものがあり、地域への長期にわたる影響が懸念される。

農林水産業は地域の基幹産業であって、食料安全保障のみならず、国土や自然環境、観光資源となる農村景観の保全に不可欠な産業である。国民の不安や懸念を払拭し、成長産業として支援していくために、政府は昨年11月25日に総合的なＴＰＰ関連政策大綱を決定した。

よって、政府におかれては、今後、同大綱に基づいた必要な法整備と速やかな予算の執行を初め、下記の事項について万全の施策を講じるよう強く要望する。

記

- 1 農林水産業の再生産が維持できるよう、恒久的な対策を担保する法整備を行うとともに、政府の責任のもとに必要な財源を確保すること。
- 2 農林水産業の体質強化を念頭に、中長期的な対策を講じること。
- 3 農林水産物の輸出促進に向けた物流インフラの整備を図るとともに、6次産業化をさらに推進し新たな需要創出を図ること。
- 4 検疫体制の強化により輸入食品の安全性を確保し、国民の不安を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者	津幡町議会議員 竹 内 竜 也
賛成者	津幡町議会議員 酒 井 義 光
同	津幡町議会議員 洲 崎 正 昭

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談のできる窓口などの設置を求める意見書

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがある。脳しんとうは通常生命を脅かすことはないが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性がある。だれもが転倒、自動車事故、またはその他の日常の活動中に受傷する場合がある。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見えるあるいはぼやけて見える、頭痛、吐き気、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩であり、また症状はすぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数か月後に発症することもある。

特に、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、におい・味が分からなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁などが発症した場合、症状が消失するには数か月かかることがあり、まれには永続的な身体的、感情的、神経学的、または知的な症状が発生する。さらに脳しんとうを繰り返すと、永久的な脳損傷を受ける可能性が高くなり、死に至る場合もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは避けるべきである。

平成24年7月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、さらに平成25年12月には一般社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されているが、実際の教育現場や家庭では正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまっている。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査がおくれがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療、補償問題もが後回しになっているのが現状である。

よって、政府におかれては、上記の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じるよう強く要望する。

記

1 教育機関での周知徹底と対策

各学校などの教師、保健師、スポーツコーチおよび救急救命士、救急隊員に、PocketSCAT2（スポーツ脳しんとうに関する国際会議において開発された脳しんとう後の状態を評価するための標準的なツール）の携帯を義務づけること。

あわせて、むち打ち型損傷、もしくは頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故、事案が発生した場合は、本人の訴えだけではなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭、家族への報告も義務づけ、経過観察を促すこと。

2 専門医による診断と適切な検査の実施

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CTやMRIだけではなく、神経学的検査の受診も義務づけるとともに、SCAT3を実施し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3 周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に対応のできる職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発、周知、予防をより一層図ること。

4 園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査・開示の実施

保育園、幼稚園および学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに、第三者調査機関を設置し迅速に事故調査および開示を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月14日

津幡町議会議長 向 正 則 様

提出者	津幡町議会議員	荒 井 克
賛成者	津幡町議会議員	西 村 稔
同	津幡町議会議員	角 井 外喜雄

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書

現在、政府においては消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10パーセント時に導入する。平成29年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める」との大綱のもと、その導入に向け議論が進められている。

そもそも平成29年4月に予定されている消費税率の引き上げは、少子高齢化に伴い、現役世代が減り高齢者がふえる中で、子ども・子育て支援、医療・介護、年金の各分野の充実および社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引き上げによる増収分はすべてそれら社会保障に充てることが決まっている。

消費税には景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる逆進性の問題がある。そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引き上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠である。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える複数税率とされる制度である。欧州の多くの国では、すでに日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されている。また最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が8割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっている。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

- 1 複数税率による軽減税率の導入については平成29年4月の消費税率引き上げと同時に行うこと。
- 2 対象品目については、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる効果が高い食料品など対象を幅広くすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 4 号	平成28年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 6 項 監査委員費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第12款 公債費 第 1 項 公債費 第13款 予備費 第 1 項 予備費 第 2 表 地方債	原案可決
議案第11号	平成28年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計予算	〃
議案第12号	平成28年度津幡町河合谷財産区特別会計予算	〃
議案第16号	平成27年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第 1 款 議会費 第 1 項 議会費 第 2 款 総務費 第 1 項 総務管理費 第 2 項 徴税費 第 4 項 選挙費 第 5 項 統計調査費 第 6 項 監査委員費 第 8 項 防災費 第 9 款 消防費 第 1 項 消防費 第12款 公債費 第 1 項 公債費 第 2 表 繰越明許費 第 3 表 債務負担行為補正 第 4 表 地方債補正	〃
議案第23号	平成27年度津幡町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第24号	平成27年度津幡町河合谷財産区特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第26号	津幡町常勤の特別職の職員の給与に関する条例及び津幡町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第27号	津幡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第28号	津幡町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	原案可決
議案第29号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第30号	非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第31号	津幡町行政不服審査条例について	〃
議案第32号	行政不服審査法施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について	〃
議案第33号	津幡町本社機能立地促進のための固定資産税の特例に関する条例について	〃
議案第34号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
議案第40号	第5次津幡町総合計画基本構想について	〃
議案第41号	牛首辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第42号	種辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第43号	朝日畑辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について	〃
議案第45号	金沢市及び津幡町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結について	〃
請願第1号	「マイナンバー制度」の廃止を含めた抜本的見直しを求める意見書を政府に送付する請願書	不 採 択
請願第2号	軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出を求める請願	採 択
請願第5号	憲法違反の安全保障関連2法（国際平和支援法、平和安全法制整備法）の廃止を求める意見書の採択についての請願	不 採 択
請願第6号 (継続審査)	「消費税10%増税中止の意見書」採択を求める請願書	不 採 択
請願第16号	複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成28年津幡町議会 3 月会議
 常任委員会議案審査結果表
 文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 4 号	平成28年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 2 項 児童福祉費 第 3 項 災害救助費 第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第10款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	原案可決
議案第 5 号	平成28年度津幡町国民健康保険特別会計予算	〃
議案第 6 号	平成28年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算	〃
議案第 7 号	平成28年度津幡町後期高齢者医療特別会計予算	〃
議案第 8 号	平成28年度津幡町介護保険特別会計予算	〃
議案第13号	平成28年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計予算	〃
議案第16号	平成27年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 3 項 戸籍住民登録費 第 3 款 民生費 第 1 項 社会福祉費 第 2 項 児童福祉費 第 4 款 衛生費 第 1 項 保健衛生費 第10款 教育費 第 1 項 教育総務費 第 2 項 小学校費 第 3 項 中学校費 第 4 項 幼稚園費 第 5 項 社会教育費 第 6 項 保健体育費	〃
議案第17号	平成27年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第18号	平成27年度津幡町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第19号	平成27年度津幡町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第20号	平成27年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第25号	平成27年度津幡町国民健康保険直営河北中央病院事業会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第35号	津幡町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例について	〃
議案第36号	津幡町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	〃
議案第37号	津幡町児童福祉施設条例の一部を改正する条例について	〃
議案第38号	津幡町放課後児童センター条例の一部を改正する条例について	〃
議案第44号	「財産の無償貸与について」の議決の一部変更について	〃
請願第7号	安全・安心の医療・介護の実現と夜勤改善・大幅増員を求める請願書	不 採 択
陳情第1号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情	採 択
(継続審査)		
請願第17号	夜間中学の整備と拡充を求める意見書の提出を求める請願	不 採 択

平成28年度津幡町議会 3 月会議

常任委員会議案審査結果表

産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 4 号	平成28年度津幡町一般会計予算 第 1 表 歳入歳出予算中 歳 出 第 2 款 総務費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 2 項 環境衛生費 第 5 款 労働費 第 3 項 清掃費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 労働諸費 第 7 款 商工費 第 1 項 農業費 第 8 款 土木費 第 2 項 林業費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 1 項 土木管理費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第11款 災害復旧費 第 1 項 公共土木施設災害復旧費	原案可決
議案第 9 号	平成28年度津幡町簡易水道事業特別会計予算	〃
議案第10号	平成28年度津幡町バス事業特別会計予算	〃
議案第14号	平成28年度津幡町水道事業会計予算	〃
議案第15号	平成28年度津幡町下水道事業会計予算	〃
議案第16号	平成27年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 2 款 総務費 第 7 項 防犯と交通安全対策費 第 4 款 衛生費 第 2 項 環境衛生費 第 5 款 労働費 第 3 項 清掃費 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 労働諸費 第 7 款 商工費 第 1 項 農業費 第 8 款 土木費 第 2 項 林業費 第 1 項 商工費 第 2 項 交通政策費 第 1 項 土木管理費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費 第 5 項 住宅費 第11款 災害復旧費 第 1 項 公共土木施設災害復旧費	〃
議案第21号	平成27年度津幡町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃
議案第22号	平成27年度津幡町バス事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃

議案番号	件 名	議決の結果
議案第39号	津幡町ふるさと・水と土環境保全推進基金条例の廃止について	原案可決
請願第3号	T P P の影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める 意見書の提出を求める請願	採 択
請願第4号	T P P 協定を国会で批准しないことを求める請願	不 採 択